	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L3		建	物、屋外装備品等

2	X±100、	、连八衣佣印守		
対応する旧意匠分	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*			
D5	<b>—</b>	厨房設備用品及び衛生設備用品		
L2	_	土木構造物及び土木用品		
L3	<b> </b>	組立て家屋、屋外装備品等		
L4	<b>  -</b>	建築用構成部材		
L6	_	建築用内外装材		
参考分類·参考物品	<u> </u>			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示				
分類記号	ļ	分類の名称 または 物品の名称		
	<u> </u>			
この分類に含まれる	る物品			
定義	<u> </u>			
		<ul><li>本、門、塀、さく、高置水槽等の屋外造作物及び屋外設備具とそれらの構成</li></ul>		
材並びに内装を分類す	) තං			
L3-0台 その他の建	电物 层丛	水妆借品等		
L3-1台 施設物	E1勿、庄 / I	いな場合が		
L3-2台 建物				
L3-2日 建物 L3-3台 組立て温室				
L3-4台 ベランダ、バルコニー等				
L3-5台 門、塀、さく等				
L3-6台 屋外設備具及び屋外造作物				
L3-7台 内装				
他の意匠分類との関係	系(含まれ			
ビニールハウス(K3-	1280)	を除く。		
仮設田のさく 門扉(1	1 _ 1 ) た	·除/		

仮設用のさく、門扉(L1-4)を除く。

階段、壁、床、天井、屋根、建具等、建物の構成品(L4)を除く。

金具、内外装材、構造材等、建物の構成部材(L4, L6, L7)を除く。

# 分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称					

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-0	その他の建物、屋外装備品等

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品			
L3-0	全	その他の組立て家屋、屋外装備品等			
参考分類·参考物品					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
L0-0	L1~L	.7に属さないその他の建築物及び土木建築用品雑 (モニュメント、碑)			
L3-100	施設物				
L3-60	屋外設	備具及び屋外造作物			
L3-7台	内装				
再掲載指示	再掲載指示				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
K3-1280 ビニール		ルハウス			
この分類に含まれる物品					
中羊					

#### 定義

L3台の他の分類に属さないものをL3-0に分類する。建物等の内部であってその建物等の外観が開示されず、建物等の用途・機能が特定されないものについてはL3-0に分類する。

#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

屋内設置室、設備室、ベランダ、バルコニー等、建物本体の内外に付加的に取り付けるためのユニット化された構成体はL3とし、その他の建物の構成品及び構成部材はL4, L6, L7に分類する。

# 分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

建物等の内部であって、建物等の用途・機能が特定されないものであっても、意匠に係る物品の欄に「~の内装」と記載されたものは、L3-7台(内装)に分類する。

	過去に分類した物品の名称				
I					

**D-CLASS** 意匠分類定義カード

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-100	施設物

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-10	一 施設物					
L2-15	全	全高架タンク等				
L2-17	全	煙突				
参考分類•参考物品	1					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称			
L0-0	L1~L	7に属さないその他の土木建築用品幹	隹 (モニュメント、碑)			
L3-0	その他の	の組立て家屋、屋外装備品等				
L3-60	屋外設	備具及び屋外造作物				
L3-620	高置水槽等					
再掲載指示						
分類記号 分類の名称 または 物			物品の名称			
この分類に含まれる物品						
展望塔		観測塔	高架タンク			
ガスタンク		煙突	危険物の貯蔵施設			
変電所		火葬施設	汚物処理施設			
灯台						
定差						

屋外に独立して構築、設置する人の居住を目的としない種々の建物、構築物、設置物等を分類する。

L3-11台…環境施設物、L3-12台…情報施設物、L3-13台…交通施設物、L3-14台…送電通信 施設物とし、これら下位の分類に属さないものをここへ分類する。

組み立てることで成り立つ施設物も含む。施設物の内部であって、その施設物の外観が開示されないもの(内 装の意匠は除く)も含む。

建物と独立して構築しない、高置水槽(L3-620)、住宅用暖房機器及びふろがま等の吸排気筒(D4-O、D5-3390)を除く。

登録 1654690

登録 1505483

登録 529466 高架水槽

天然ガス供給用サテライト施設物



組立式自動車展示棟





分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-101	屋外用ごみ収納庫

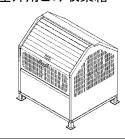
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-10	<b>  -</b>	施設物		
<b>学</b>				
参考分類•参考物品	IP.			
分類記 <del>号</del>		分類の名称 または 物品の名称		
C3-3700	ごみ箱			
L3-2200	組立て物置			
再掲載指示	•			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品				
屋外用ごみ収納庫		廃棄物用置台		
定義				

屋外のごみ集積所に設置されるごみ収納庫、収納箱、囲い、台等を分類する。 ごみの上にかぶせるカバー、ネットを含む。 また、それらの部品付属品を含む。

登録 1084279 ごみ集積用ボックス



登録 1075855 屋外用ごみ収集箱



分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

屋外用であっても、蓋や扉のない、ごみ投入口が開口したごみ箱は、C3-3700。

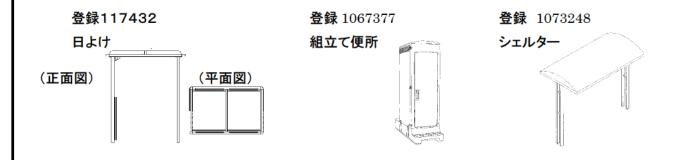
	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	3-11	璟	遺境施設物

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品				
L3-11	全	環境施設物			
参考分類·参考物品					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称		
L3-1310B	車庫及び	ドニ輪車収納庫 上屋型			
L3-260	テント等				
L4-2200	庇及び建物用日よけ				
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
シェルター		組立て日よけ	休憩小屋		
組立て便所		屋根付きベンチ	演壇		
避雷小屋		藤棚	パーゴラ		
定義					

定義

広場・公園等の屋外におかれる種々の施設物及びその構成体・構成部材を分類する。ただし基本構造材 (L7-11)は除く。

ステージについては室内用であってもここに分類する。



### 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

L3-201(組立て屋内設置室)は壁等により空間を形成しているものとする。

過去に分類した物品の名称					

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L	3-12	愇	報施設物

対応する旧意匠分類	品を移行「一」					
旧意匠分類記号	*		分類の名称 まか	たは 移行した物品		
L3-12	全	情報施設物				
参考分類•参考物品	1					
分類記号			分類の名称 または	: 物品の名称		
D6-510	06-510 収納棚、載置台					
L3-130	交通施	設物				
L3-140	L3-140 送電通信施設物					
再掲載指示	再掲載指示					
分類記号			分類の名称 または	: 物品の名称		
この分類に含まれる物品						
電話ボックス		郵便ポスト		時計塔		
中美		·		•		

### 定義

時計塔、郵便ポスト、電話ボックス等情報伝達に関連する施設及びその構成体・L構成部材を分類する。ただし基本構造材(L7-11)は除く。

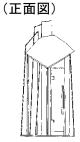
なお、電柱、鉄塔は、送電通信施設物(L3-140)に分類する。

登録 1048081 登録 1073247号 時計塔 時計取り付け用柱 登録 1047877

登録 937502

時計取り付け用柱 郵便ポスト

電話ボックス





698495







# 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

屋外に設置することを目的とした屋根、側壁、覆い等が設けられた電話ボックス等以外の電話載置台等は 家具としてD6-45、D6-510に分類する。

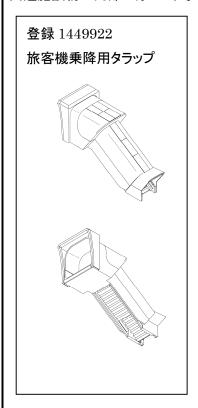
屋外用時計塔に取り付けられる時計本体や、建造物の壁面に取り付けられる大型からくり時計はJ2(J2-O、J2-500)に分類する。

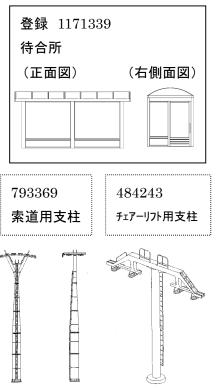
過去に分類した物品の名称				

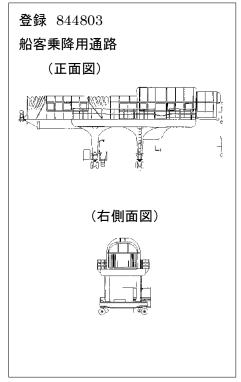
	意匠分類記号		意匠分類の名称
L;	3-130	交	通施設物

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					移行「一」
旧意匠分類記号	*		分類の名	称 または	は 移行した物品
L3-13	_	交通施設物			
参考分類•参考物品	1				
分類記号			分類の名称	または 牧	物品の名称
L3-12	情報施	設物			
L3-140 送電道		信施設物			
再掲載指示					
分類記号			分類の名称	または 牧	物品の名称
この分類に含まれる物品					
停留所		待合所		改	女札ボックス
旅客搭乗橋					
中美		•			

交通に関する施設物及びその構成体・構成部材を分類する。組み立てることで成り立つ交通施設物も含む。ただし基本構造材(L7-11)は除く。自動改札機(J5-40)、交通信号機(J6-41)、道路標識(F5-100)、組立て橋りょう(L2-5010)、組立てトンネル(L2-5020)、組立て道路(L2-51)、スノーシェード(L2-5400)、防風防雪さく、雪崩予防さく(L2-5420)、道路用防音壁(L2-5430)、道路用さく(L3-5300)を除く。下位のL3-1310(車庫及び二輪車収納庫)に属さないものをここに分類する。交通施設物の内部であって、その交通施設物の外観が開示されないもの(内装の意匠は除く)も含む。







# 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

過去に分類した物品の名	<b></b>	

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L	3-1310	車	「庫及び二輪車収納庫

対応する旧意匠分類	対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	匠分類記号 ※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-13	— 自転車用載置台、車両退出阻止機					
L3-230		組立て車庫				
L3-230A	全	組立て車庫(上屋型)				
L3-231	全	二輪車収納庫				
参考分類•参考物品	<u> </u>					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称			
L3-11	環境施訂					
L4-2200		<b>建物用日よけ</b>				
L3-2200	組立て物	勿置				
再掲載指示	Т					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称			
	7.14.					
この分類に含まれる	物品	のナーまた	一块土地从床			
自転車用載置台		組立て車庫	二輪車収納庫			
立体駐車場						
定義						
	1十七/十二		2			
	-		o。 本・構成部材などもここに分類する。車			
庫又は二輪車収納庫の内部であって車庫又は二輪車収納庫の外観が開示されないもの(内装の意匠は除く)も     含む。						
- C。 登録 1166371		登録 1089175				
ガレージ(L3-13	2104)	自転車収納庫				
710-7(L3-1)	J TOA)	(正面図) (	右側面図)			
		quemonio angli	The state of the s			
	分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)					
日転単専用ではない物 	自転車専用ではない物置はL3-2200に分類する。					

過去に分類した物品の名称

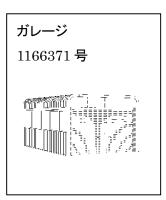
ガレージ

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-1310	Α	車	庫型

対応する旧意匠分割	頣	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品
L3-230	_	組立て車庫
L3-231	_	二輪車収納庫
参考分類·参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
L3-2200	組立て	<u> </u>

# 定義(図例必須)

車庫及び二輪車収納庫のうち、屋根、壁、シャッター等により、ほぼ閉じた空間を形成するもの。







# 分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
В	上屋型	た意匠には
		を付与する。

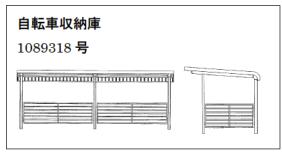
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-1310	В	4	屋型

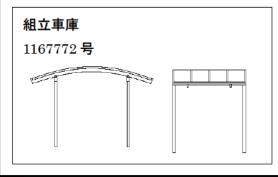
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品			
L3-230	_	組立て車庫			
L3-230A	全	組立て車庫(上屋型)			
L3-231	_	二輪車収納庫			
参考分類・参考物品					
** ***					

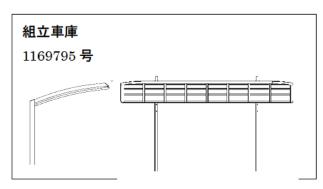
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
L3-11	環境施設物(そのうち組立て日よけ等)
L4-2200	庇及び建物用日よけ
L3-2200A	組立て物置(上屋型)

### 定義(図例必須)

車庫及び二輪車収納庫のうち上屋型のもの。主に柱と屋根により構成され、側面が壁等によって閉じていないものを分類。







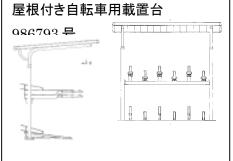
# 分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

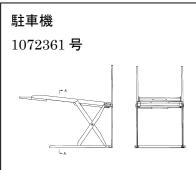
# このDタームと複数付与しないDターム

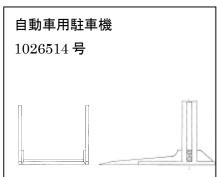
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
Α	車庫型	た意匠には
		を付与する。

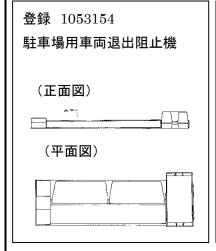
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-1310	С	馬	主車機型

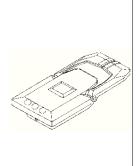
L3-1310	٥	<b>尚</b> 五	1 年 陇 至			
対応する旧意匠分類	類		※移行方法…全部移行「全」、一	部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*		分類の名称 またに	ま 移行した物品		
L3-230	<b>一</b>	組立て車庫				
L3-231	—   <u>-</u>	二輪車収納庫				
参考分類·参考物品						
分類記 <del>号</del>		分類の名称 または 物品の名称				
定義(図例必須)						
車両を載せたり、固定し	たりするだ	台、器具を有す	<sup>-</sup> るもの。			
車両退出阻止機を含む	ìo					
屋根付き自転車用載置	置台	駐車機		自動車用駐車機		
086703 🖶		10723	61号	1026514 号		











登録 1108511

車両退出阻止機



登録 1122497

自転車駐輪台



# 分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

自動車整備用リフトはG1-300(ジャッキ、リフト等)に分類する。

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には
		を付与する。

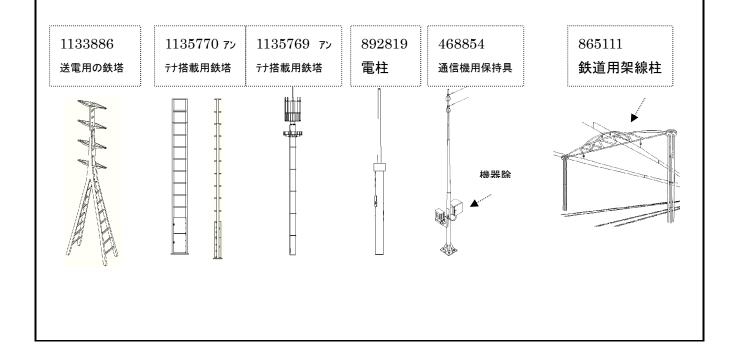
意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-1319	車庫構成品及び二輪車収納庫構成品

サウナ7 四辛原八	坐五	1/46/
対応する旧意匠分		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品
L3-232	全	組立て車庫構成品及び二輪車収納庫構成品
参考分類•参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
7370000 3		777/X (* 111 - 0.1-10.
再掲載指示		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
刀块心力		万規の石が よたは 物品の石が
- の八粁に会せれ	ᅩᆎᇭᄆ	
この分類に含まれる	の物品	
組立て車庫枠体		
<u> </u>		
定義	ナ <b>ア</b> 人 / :	tc 一处主心体内内 # 4.0 位
基本構造材(L/一11, 	)を除く、 <u>-</u>	車庫・二輪車収納庫用の構成品等。 
パレット落下防止機	-	二輪車収庫用枠
1084530 号	8	07602 号
八纸从上里田。江	(此の芒)	ランギレの眼体、今まれたい振りたい
万類刊子連用とて	(他の息)	三分類との関係、含まれない物品など)
過去に分類した物品	品の名称	
-77 AG1C [7]	H 13	

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L	3-140	送	電通信施設物

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品				
L2-160	全	鉄塔、電柱等				
L2-161	全	鉄塔				
L2-162	全	電柱				
参考分類•参考物品	70					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
L3-12	情報施	設物				
L3-130	交通施	設物				
再掲載指示						
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる	る物品					
鉄塔		テレビアンテナ用鉄塔送電塔				
電柱		電波塔				
定義						
·施設物(L3-100 5	・施設物(L3-100 定義参照)のうち、送電、通信のための施設物を分類する。					

- ・電柱、送電(用鉄)塔、鉄道架線(支)柱、通信用鉄塔などを分類する。



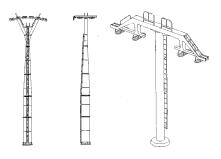
# 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

・索道用支柱はL3-130に、また進入灯用柱はL3-12に分類。

L3-130 793369 索道用支柱 **L3-130** 484243 チェアーリフト用支柱

698495 進入灯用柱

L3-12



┃過去に分類した物品の	名称
-------------	----

<b>連五に方限した初間の</b> も	<b>過去に対象のに協助の目前</b>				
鉄塔	通信用鉄塔	送電用鉄塔			
アンテナ用鉄塔	中継基地用鉄塔				

	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	3-149	送	電通信施設物部品及び付属品

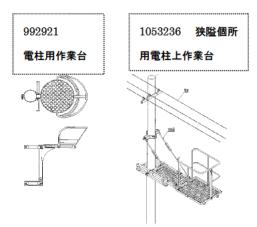
対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品			
L2-169	一 鉄塔, 電柱等部品及び付属品			
参考分類·参考物品	1			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる	5物品			
電柱用支線カバー		電柱用防護板		
定義	<b>-</b>			
送電通信施設物の部品				
		5護板、支線、支柱専用のバンドを含む。		
中空電柱の補強に関す	る冶具等	fを含む。		
1178381	113618	8 1480618 ×**		
昇塔防止装置	閃光絡表	京器 支線ガード用キャップ 電柱		
SAHAR OF	W			
		文編ガード		
NAMES OF THE PERSON OF THE PER				
7		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
1341305		1316944		
支持線端部の電柱		電柱用ロッド・鉄筋		
係止用バンド金具		配置用治具		
/ \ _				
	100			
	All			
	Carly Carly			
B = 1 C = 1				
		<u> </u>		
y 8-1 C-1				
<u> </u>				

### 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

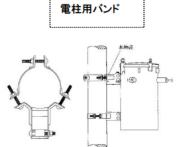
電柱・鉄塔用の足場(金具)はDO-200(はしご、脚立、踏み台等) に分類する。(各種足場(金具)類を集める。)



電柱(鉄塔)上で行う工事に使用する電柱用作業台は、 L1-100(足場)に分類する。

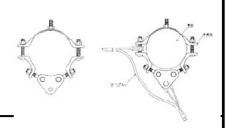


電柱用のバンドは、電線用又は汎用のバンドは、H2-444(電柱用電線配列配置具)に分類する。 (「電柱用」とのみ記載の場合も含む)



1152347

1103648 ケーブル支持用バンド



支線保護カバー	昇塔防止具	電柱標識板

**D-CLASS** 意匠分類定義カード

	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	3-2000	建	物

対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部	物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 ま	たは 移行した物品	
L3-200	全	組立て家屋等		
L3-25	全	水上家屋		
参考分類•参考物品	1			
分類記号		分類の名称 また	は 物品の名称	
L3-500	門,塀,	さく等		
再掲載指示				
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる	5物品			
建物		ビルディング	オフィスビル	
商業ビル		超高層マンション	タワーマンション	
興行場		学校	体育館	
病院		劇場	観覧場	
集会場	展示場 百貨店			
市場		ダンスホール	遊技場	
公衆浴場		旅館	工場	
ホテル	物流倉庫 トレーラーハウス			
定義		·		

L3-2台は、家屋、屋内設置室、物置、店舗、テントを分類する。海・湖・池等の水面に浮かべる居住性を主目 的とした家屋を含む。20階以上の超高層マンション、タワーマンション(10 階程度)を含む。オフィスビル、商業ビ ルを含む(いずれも複合型を含む)。

船舶のように水上での交通を主目的としたもの(G3)は除く。

下位の小分類に属さないものをここに分類する。

組み立てることで成り立つ建物等も含む。

下位の小分類に属さない建物の内部であってその建物の外観が開示されないもの(内装の意匠は除く)も含 む。







分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

建物の内部であっても、化粧室、浴室等の衛生設備室はL3-2020に分類する。

尨	ほ匠分類定義カード	D-CLASS	

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-2010	屋内設置室

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品				
L3-201	全	組立て屋内設置室			
L3-45	<b>–</b>	床の間			
参考分類 · 参考物品	Ä				
分類記号		分類の名称 または	物品の名称		
L3-2020	住宅衛	生設備室			
D7-141EB	テーブル	レ、机(机上棚と袖引き出し両方無し型	🖖) 幕板、パーティション有り		
D7-142EB	テーブル	レ、机(机上棚付き又は袖引き出し付き雲	型) 幕板、パーティション有り		
D7-40	ついたて及びびょうぶ等				
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる	この分類に含まれる物品				
組立て学習室	組立て防音室組立て暗室				
<b>完</b> 差					

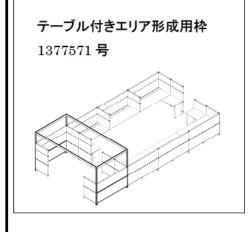
#### 定義

屋内(屋上・ベランダ等屋内に準ずる場所も含む)に設置し、独立した部屋としての空間を形成するボックス型等の室・ブースを分類する。床の間を含む。浴室、便所、シャワー室、更衣室、サウナ室等、住宅衛生設備室を除く。

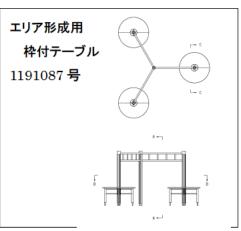












分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

この意匠分類には、屋内等に独立して設置される組立ての室・ブース等を分類する。建築物の内部については、それぞれの建築物の分類を付与し、内装の意匠についてはL3-70~73を付与する。

浴室、便所、シャワ一室、更衣室、サウナ室等、住宅衛生設備室はL3-2020に分類。

床の間の床部のみのものはL4-330床に分類。

ベッド等寝ることを主目的とするものはD7-300に分類。

室を構成する物品でも、明らかにベッド等に付随するもの(例えば天蓋、覆い)はD7-390に分類。

※以下、L3-2010とD7-10との関係に関して

エリア形成用の枠体によって休息スペース等の空間領域が設けられているのであれば、テーブル又は机が付随していても、L3-2010を付与する。

※以下、L3-2010とD7-141、D7-142との関係に関して

出願意匠が、付随するパーティション又は幕板により、周りの空間から仕切られているテーブル又は机であっても、テーブル又は机としての使用が主目的のものに関しては、D7-141EB又はD7-142EBを付与する。

ただし、そうした出願であっても【意匠に係る物品】の欄の記載が「〇〇ブース」となっている出願はL3-2010に分類する。

※以下、L3-2010とD7-40との関係に関して

物品名に「間仕切り」の語を含む間仕切り家具や簡易な間仕切りに係る意匠については原則としてD7-4 Oを付与するが、独立した部屋としての空間を形成する、家具と呼べない大型のものに関しては、L3-201 Oを付与する。また、物品名に「ブース」「室」などの語を含む場合にはL3-2010に分類する。

 過去に分類した物品の名称			

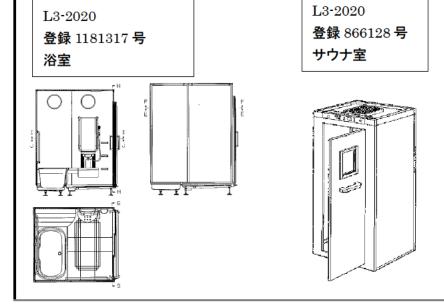
意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-2020	住宅衛生設備室

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	*	分類の名称 また	とは 移行した物品		
D5-60	全	住宅衛生設備室			
参考分類·参考物品	À				
分類記号		分類の名称 または	物品の名称		
D5-3140	スチーム	ムバス			
L3-11	環境施	<b>設物</b>			
L3-2010	組立て	量内設置室			
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
浴室	シャワー室   サウナ室				
洗面室	室 衛生設備室				
便所付き浴室	更所付き浴室				

# 定義

建築時に家屋内にはめ込む、洗面台、浴室用設備、便所用設備などの衛生設備具を備えた天井・壁を有する住宅用コア。建物等の内部であって、その建築物等の外観が開示されない化粧室、浴室等(内装の意匠は除く)も含む。

建築物内にはめ込まれない、床や屋外の地面に設置して使われるシャワ一室、サウナ室も含む。



# 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

屋外に設置される仮設トイレ、公衆便所はL3-11。

天井・壁等が無く、住宅内部の設備室を構成しないサウナぶろはD5-3140。

D5-3140

登録 762264号 サウナぶろ



L				
	分類付与運用メモ	(付与優先関係、懸案事	耳項など)	
	過去に分類した物品	の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-2029	住宅衛生設備室構成体

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品	品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 また	は 移行した物品		
D5-69	全	住宅衛生設備室部品及び付属品			
D5-30	—	浴室用洗い場、洗い場付き浴槽載置	台		
参考分類•参考物品					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称		
M2-552	シャワ-	ーヘッド			
M2-550	給水栓				
D6-53	壁掛け	棚、つり戸棚			
C4-250	- 250 トイレットペーパーホルダー等				
L3-5300	塀、さく	及び手すり、階段用手すり			
D5-495	便所用	介助具			
D5-313	洗い場	付き浴槽			
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称		
この分類に含まれる物品					
衛生設備室用天井		衛生設備室用床	衛生設備室用壁		
浴室用洗い場		洗い場付き浴槽載置台	浴室用シャワー		
浴室用手すり					
定義					
住宅衛生設備室を構成するもの。					

#### 住宅衛生設備室を構成するもの。









D-CLASS









#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

取っ手・手すりについて

住宅衛生設備室に使用する取っ手・手すりは、便器に直接取り付ける、便器の三方向以上を囲むように設置する、ペーパーホルダーなど便所特有の機能を有する等、便所専用のもの(D5-495)以外は、部品を含みL3-2029に分類する。

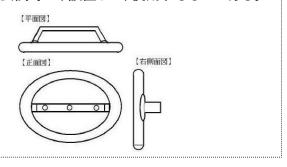
住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりは、設置する場所によって分類が別れるが、住宅衛生設備室に用いられるものは設置する場所を問わずL3-2029に分類する。



L3-2029 登録 1285976 「手すり」

【意匠に係る物品の説明】

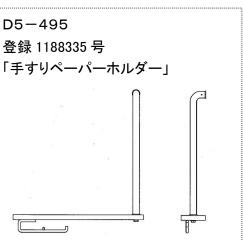
本願物品は、使用状況参考図にあるように、主として、トイレ、浴室、玄関等に、設置して、使用するものである。



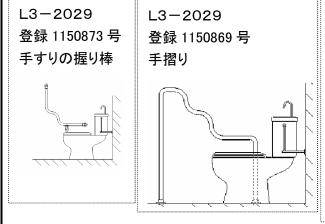
住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、ペーパーホルダーなど便所特有の機能を有する等、 便所専用のものはD5-495(便所用介助具)に分類する。







便器周辺に取り付ける取っ手・手すりもL3-2029に分類する。





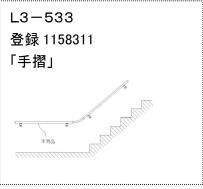
L3-2029



L3-2029

住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、壁面に設置するものはL3-533(壁取付け用手すり)に分類する。







住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、地面、または、一方を壁面、一方を床に設置するさく 状のものはL3-5300(塀、さく及び手すり)に分類する。







L3-5300 AF



長尺の手すり材はL3-593(塀, さく, 手すり等笠木)に分類する。





・浴室用の棚・カウンターについては、壁面設置用の横に長いものをL3-2029に分類し、短いものは、D 6-53に分類する。ただし、水切り機能の有無は問わない。

なお、鏡・蛇口・照明・滑り止め等の浴室特有の機能を伴っている場合は、いずれもL3-2029に分類する。

- ・洗い場付き浴槽はD5-313。
- ・M2-5代との切り分けについて
  - ①シャワーについて

浴室用シャワーは、自立型(例1)、壁取り付け型(例2、例3)にかかわらず、基本的にL3-2029に分類する。ただし、水栓にハンドシャワーのみがホース等で付属しているもの(例4)、ハンドシャワーとホースのみで構成されるもの(例5)に関しては、例外的にM2-550に分類する。

②シャワーの部品及び付属品について

シャワーヘッドのみ(例6)はM2-552に分類し、シャワーヘッドホルダーのみ(例7)は、シャワーヘッドの付属品とみなして、M2-5900に分類する。ここで言うシャワーヘッドホルダーとは、例7で示したような、シャワーヘッドの保持具のみを言い、それ以外のシャワーヘッドホルダーの高さ調節バー、手すり、棚、カウンター等が含まれるもの(例8,例9)は、全てL3-2029に分類する。

③シャワー以外の付属品を有する水栓(例:バー付き水栓等)について 浴室用水栓に、シャワー以外の構成体(例:高さ調節バー、手すり、棚、カウンター等)が付属するもの(例10)は、全てL3-2029に分類する。

#### L3-2029



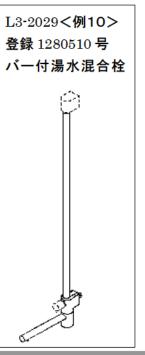




L3-2029 <例8> 登録 1171260 号 シャワーヘッド用受け具







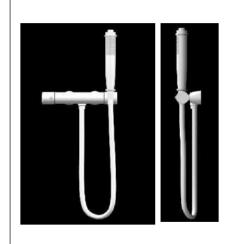
# M2-5代

M2-550

<例4>

登録 1175727 号

浴室用潅水浴具付き湯水混合水栓



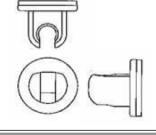
M2-550 **<例5>** ハンドシャワーとホースのみで 構成されるものの例図



M2-552 <例6> 登録 1081510 号 シャワーヘッド



M2-5900 <例7> 登録 1192204 号 シャワーヘッドのホルダー



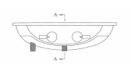
# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

・物品が湯水混合水栓であっても、カウンターまたは棚と水栓で構成されているものはL3-2029の分類を付与し、それ以外のものはM2-550の分類を付与する。

L3-2029

1223710

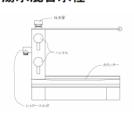
湯水混合水栓本体



L3-2029

1234804

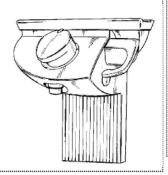
湯水混合水栓



L3-2029

1214051

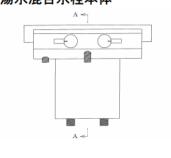
湯水混合水栓



L3-2029

1215438

湯水混合水栓本体



L3-2029

1109076

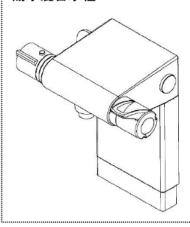
湯水混合水栓



M2-550

1292181

湯水混合水栓



M2-550AB

1292564

湯水混合水栓



	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	3-21	住	宅

対応する旧意匠分類	領	—————————————————————————————————————	·方法···全部移行「全」、一部物品	<b>占を移行「一」</b>		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品				
L3-21	全	組立て家屋				
参考分類·参考物品	1					
分類記号			分類の名称 または	物品の名称		
再掲載指示						
分類記号			分類の名称 または	物品の名称		
この分類に含まれる	5物品					
組立て家屋		住宅		マンション		
共同住宅		寄宿舎		下宿		
定義		•				

一般住居用の家屋を分類する。建築物としての家屋も含む。水上家屋(L3-2000)を除く。家屋の内部であってその家屋の外観が開示されないもの(内装の意匠は除く)も含む。







### 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

組立て店舗はL3-24に分類する。

マンション等の共同住宅は、住居専用でかつ比較的低層(概ね10階以下)のものをL3-21に分類し、これに該当しない事務所・商業施設と複合したもの、または、高層マンション(タワーマンション)をL3-2000に分類する。

家屋の内部であっても、化粧室、浴室等の衛生設備室はL3-2020に分類する。

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-21	Α	ろ	く屋根型

対応する	る旧意匠分類	 類	※移行方法…全部移行「全」、-	一部物品を利	
旧意匠分	}類記号	*	分類の名称 また		
L3-21		_	組立て家屋		
参考分	類•参考物品	1			
分類	記号		分類の名称 または	物品の	名称
	図例必須)				
水平、ある	いは勾配の	極めては	oるやかな、ほぼ水平に近い屋根のもの 	を分類で	する。
組立家屋			組立家屋		組立家屋
1169266			1139533 号	- 11	1135755 号
1103200	7		110000 7	$\Rightarrow \parallel$	
		a a a			
分類付	与運用メモ(	(他のDA	マームとの関係、含まれない物品など)		
このログ	タームと複数	付与しな	いDターム		
記号			Dタームの名称	左訂	2Dタームを複数組み合わせ
				た意	意匠には を付与する。
過去に		この夕か			
四ムに,	/」たり/こ1/0日	山い石刊			

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L;	3-21	В	集	合住宅型

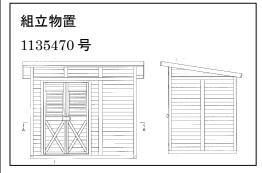
4.1.4	- <u> </u>					
	ずる旧意匠分類		ī	※移行方法…全部移行「全」、		
	匠分類記号	*		分類の名称 また -	は移行した物品	
L3-2	1		組立て家屋	<b>E</b>		
<i>t</i> : ±						
	5分類·参考物品	1		11 des 2 5 et 21 11		
5.	}類記号			分類の名称 または	物品の名称	
	+ (					
	養(図例必須)	, IT 6 +	: \\ - <del></del> -			しつよるナハギナ
	建物が構造上刻	女値の音	『分に区画さ	れ、各区画がそれぞれ独立	なして住居に利用さ	れるものを分類す
る。	組立家屋			組立家屋		
	169266 号			1136774号		
^	1100200 5			11007711.	:	
			7	!		
	0 0 0 0	0 0-				
l l						
á	組立家屋			組立家屋		
	Mユダ圧 1101577 号			1438023 号		
'	11015/17			1458025 万		
<b> </b>						
3						
-		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
'			<del></del>			
分类	領付与運用メモ(	他のD <sup>c</sup>	タームとの関	  係、含まれない物品など)	<u> </u>	
7			· · · — ·	THE POST OF THE PROPERTY OF THE		
$-\sigma$	Dタームと複数	付与した	hind-i			
	プログームに1枚数	יט די ניו			+=1D# / 1	+ <del></del>
記号			Dタームの	7名	左記Dダームを た意匠には	を複数組み合わせ
					た息匠には	を付与する。
						でい <del>す</del> する。
2月土	 ニノーノン米五! ナーサカ ロ	コカタギ	<u> </u>			
迎 方	に分類した物品	ロの石利	h			

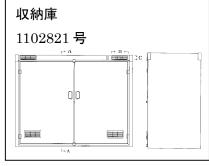
意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-2200	物置

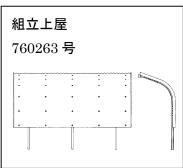
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品			
L3-220	全	組立て物置			
L3-220A	全	組立て物置(ロッカー型)			
L3-220B	全	組立て物置(庇型)			
参考分類•参考物品	A				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
D6-510	収納棚	、載置台			
D6-512	収納棚	、載置台(扉のみ型)			
D6-514	収納棚	、載置台(引き戸のみ型)			
D6-516	収納棚、載置台(ロッカー型)				
L3-101	屋外用ごみ収納庫				
L3-11	環境施設物				
L3-1310	車庫及び二輪車収納庫				
L3-400	ベラン	ダ、バルコニー等			
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる	物品				
組立て物置		収納庫			
定義		'			

通常、屋外に設置し雑品を収納しておく小屋を分類する。自転車専用の収納庫は除く。 大きくても床面積10畳程度のもの。

建築物としての物置も含む。物置の内部であって、その物置の外観が開示されないもの(内装の意匠は除く)も 含む。







# 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

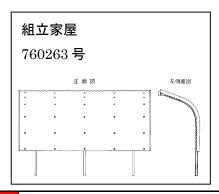
自転車専用の収納庫はL3-1310(車庫及び二輪車収納庫)に分類する。

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-2200	Α	上	_屋型

	le <del></del>		
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品	
L3-220B	全	組立て物置(庇型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
L3-11	環境施設物		
L3-400B	ベランダ、バルコニー等の屋根構成型		
L3-1310B	車庫及び二輪車収納庫の上屋型		
中美/國國內海)			

# 定義(図例必須)

庇(屋根)とそれを支える柱とを主な構成要素とした物置場の覆い(囲い)。







### 分類付与運用メモ(他のDタームとの関係、含まれない物品など)

自転車専用ならば、L3-1310に分類する。

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には
		を付与する。

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-221	物置用構成品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」						
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-221	全	組立て物置用構成品				
参考分類•参考物品	P					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
再掲載指示						
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる	る物品					
組立て物置用換気パオ	ベル					
定義						
基礎部材(L4, 6, 7)を	を除く、物	置の構成品等。				
組立物置用掛け具						
1						
1063240 号						
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)						
カスロフたカグ C/ICグ心にカスCグ内が、ロ 64 66 70m/6C/						
過去に分類した物品の名称						

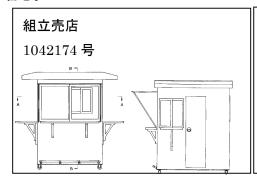
D-CLASS 意匠分類定義カード

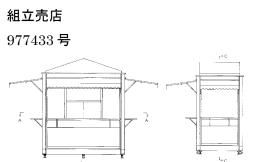
	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L	3-24	店	舗

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	*		分類の名称 また	たは 移行した物品	
L3-24	全	組立て売店			
参考分類•参考物品	1				
分類記号			分類の名称 または	は 物品の名称	
再掲載指示					
分類記号			分類の名称 または	は 物品の名称	
この分類に含まれる物品					
組立て売店組		組立て店舗		自動販売機用小屋	
完美					

商品及びサービスを提供するための建物。

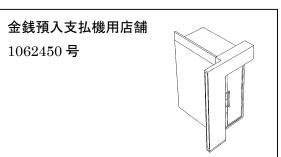
建築物としての店舗も含む。店舗の内部であってその店舗の外観が開示されないもの(内装の意匠は除く)も 含む。











# 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

- ●商品陳列用具等(F5-20)との関係について 屋台状(家を模した台状)のものを含め、取付け用の販売台および販売陳列用のワゴン等はF5-20へ。 ただし、人が中に入って販売できるものはL3-24へ。
- ●店舗の内部であっても、化粧室、浴室等の衛生設備室はL3-2020に分類する。

	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	3-260	テ	ント等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品				
L3-260	全	テント等			
参考分類•参考物品	1				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
L3-11	環境施	設物(組立て日よけ、シェルター)			
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
日よけテント		天幕			
定義					

L3-26代はテントを分類するが、L3-261テントには、側面まで覆われた物のみを分類し、枠体全体を覆わない天幕型のテント、あるい車に取り付けて張るなど他の物を支持体として利用するテントは、ここに分類する。









分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-261	テント

対応する旧意匠分類	類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*		分類の名称 または 移行した物品		
L3-261	全	テント			
参考分類•参考物品	À				
分類記号			分類の名称 または 物品の名称		
K3-1280	ビニー	ルハウス			
L3-300	組立て	温室			
再掲載指示					
分類記号			分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品					
テント					
定義	定義				

枠体全体に幕を張り、内部空間を確保するもの。







# 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

枠体全体を覆わない天幕型のものはL3-260に分類する。

過去に分類した物品の名称					

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L	3-269	テ	ント部品及び付属品

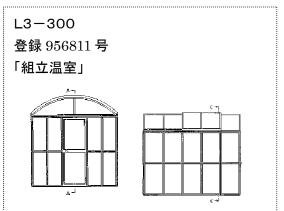
사라 가 미 후 토 기	반조 -					
対応する旧意匠分			行「全」、一部物品を移行「一」 の名称 または 移行した物品			
L3-269						
L3-209	<u>+</u>	ノントの四及びり周四				
参考分類・参考物	 6					
分類記号		分類の名	名称 または 物品の名称			
L2-2220	法面用	くい等				
再掲載指示						
分類記号		分類の名	名称 または 物品の名称			
この八年に会士と	7 Hm 🗆					
この分類に含まれ	の物品	テント用枠	テント柱キャップ			
テント用くい		<b>ノンド</b> 加竹	プラド4主イドラブ			
7 2 1 713 (0						
定義		I				
テント用の部品・付属	品					
トー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	=>	ーーーーー 用ペグ ○ テント用	+4.			
		((/ 11				
1138629 号	11026	92 号     1044899	9 号			
			A			
		<b>U</b> []				
分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)						
10 de 21 deservir 2 de	·					
過去に分類した物	品の名称					

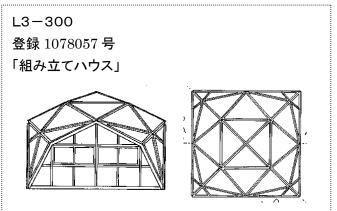
	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L3-300		岿	室

対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号 ※		分類の名称 または 移行した物品					
L3-30	_	組立て温室及びビニールハウス					
参考分類•参考物品	A						
分類記号		分類の名称 または 物品の名称					
再掲載指示							
分類記号		分類の名称 または 物品の名称					
この分類に含まれる物品							
組立て温室							
定義							

植物等の育成、栽培のための小屋。壁面、天井面をガラス等のパネルで構成するものとし、ビニール等のシート、フィルムで構成するものはK3-1280ビニールハウス。

建築物としての温室も含む。温室の内部であってその温室の外観が開示されないもの(内装の意匠は除く)も含む。





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

八粉什片雷田 1工	/ 从 上 值 土 明 亿	医安車   古 / いじ)
分類付与運用メモ	(付与優先関係、	

D-CLASS

	意匠分類記号		意匠分類の名称
L3-3900		温	室部品及び付属品

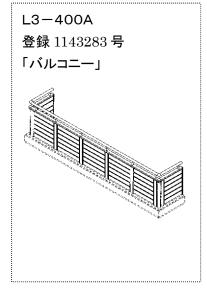
対応する旧意匠分	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号 ※ 分類の名称 または 移行した物品						
L3-390	_	ー 組立て温室及びビニールハウス部品及び付属品				
L3-391	ー 組立て温室用枠及びビニールハウス用枠					
L3-392	_	組立て温室用枠連結具及びビニールハウス用枠連結具				
23 302		加工で加工が行及がして一つが、ランバが行及がは、				
参考分類・参考物品	<u> </u>					
分類記号	H 	分類の名称 または 物品の名称				
万块配力		27 英				
再掲載指示						
分類記号	1	分類の名称 または 物品の名称				
刀規記与		万規の石が または 初品の石が				
この八海に合土ねる	7 #/m 🖂					
この分類に含まれる	の物品					
<b>卢</b> 娄						
定義						
温室の部品及び付属品。						
構造材、枠材を除く。						
<b>ルの辛尼八粨しの明</b> な	(会士					
	他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)					
構造材、枠材は、L7-10。 ビニールハウスの部品、付属品はK3-1289台。						
八、籽,从上,写中,1、 / 从上,原,用,皮,腹。安市,石木。1、						
7 銀付与理用メモ	分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)					
過去に分類した物品	品の名称	<b>T</b>				
過去に分類した物品	品の名和	<b></b>				

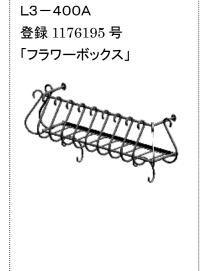
意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-400	ベランダ、バルコニー等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」							
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品						
L3-41	全	全 ベランダ、バルコニー等					
L3-42	全	濡縁					
L3-430	_	窓用さく、窓用面格子等(花台等床	面のある窓用さく)				
参考分類•参考物品							
分類記号		分類の名称 または	物品の名称				
L3-2200	組立て	組立て物置					
L3-500	門、塀、さく等						
L4-2200	庇及び	庇及び建物用日よけ					
再掲載指示	再掲載指示						
分類記 <del>号</del>	分類記号 分類の名称 または 物品の名称						
この分類に含まれる	この分類に含まれる物品						
バルコニー	バルコニー ベランダ サンルーム						
ポーチ 濡れ縁							
花台	花台 フラワーバルコニー 窓用さく						
窓手すり	窓手すり						
定義	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

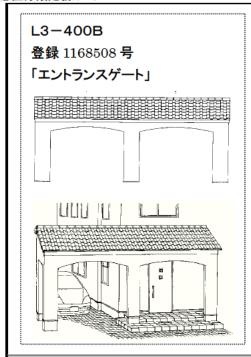
定義

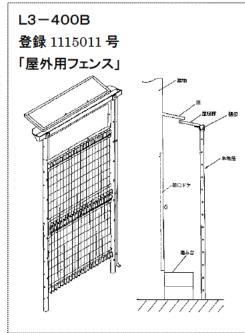
建物の延長として建物側面から外部に突出する部分。バルコニー、ベランダ、サンルーム、ポーチ等。

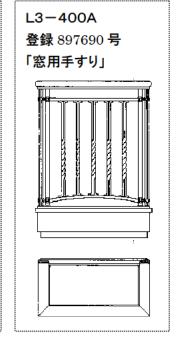












### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

フラワーバルコニー、フラワーボックスを含み、出窓(L4-6261)、庇(L4-2200)は除く。

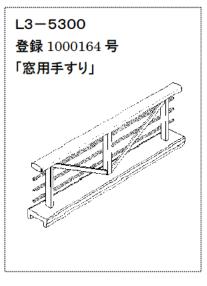
用途が物置であるものは、建物に付設するものであっても、L3-2200組立て物置に分類する。

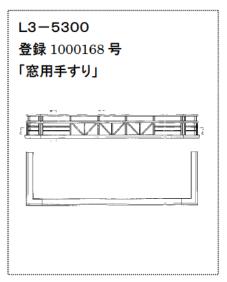
ベランダ、バルコニー用さく、手すり、窓用さく、手すりは、L3-5300塀、さく及び手すりに分類する。ただし、さく、フェンス、手すりと称していても、床部もしくは屋根部があり、建物に付設するものについてはここに 分類する。物品名でなく、床部、屋根部の有無によって分類する。

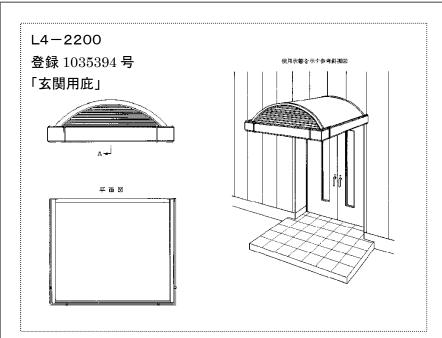
ベランダやポーチ用の屋根については、支柱等の支えを必要とするものについては、L3-490ベランダ、 バルコニー等部品及び付属品とするが、支え無しで壁面に取り付けられるものは、L4-2200庇及び建物 用日よけに分類する。

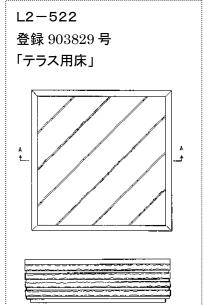
屋根やさくのない床体のみのガーデンデッキ等もここに分類し、DタームA床構成型を付与するが、多数並べて床面を構成する板状、ブロック状の単位体はL2-522敷き板、舗装用ブロック等に分類する。脚部や手すり、さくのついた単位体はL3-490ベランダ、バルコニー等部品及び付属品。











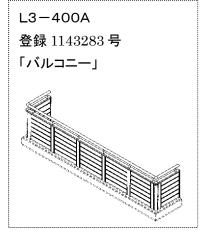
# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

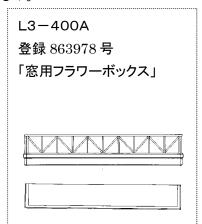
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-400	Α	床	構成型

対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品			
L3-41	_	ベランダ、バルコニー等			
L3-42 -		濡縁			
L3-430	_	窓用さく、窓用面格子等			
参考分類•参考物品					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			

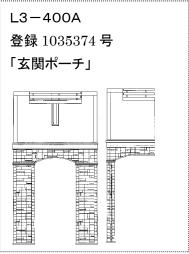
# 定義(図例必須)

床部があって、かつ屋根部が無いもの。









### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

さくや手すりのない床体のみのガーデンデッキ等もこのタームを付与するが、多数並べて床面を構成する板状、ブロック状の単位体はL2-524舗装用ブロック等に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	AとBを組み合わせた意匠には
В	屋根構成型	CあるいはDを付与し、その他の
С	床、屋根構成型	組み合わせた意匠には意匠分
D	密閉室型	類のみを付与する。

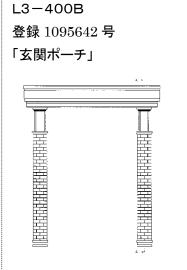
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-400	В	屋	<b>慰根構成型</b>

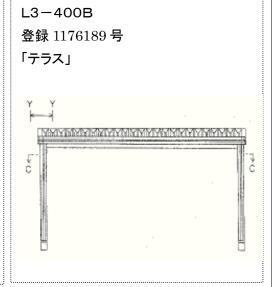
対応する旧意匠分類	<b></b>	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」						
旧意匠分類記号	× ×							
L3-41	ベランダ、バルコニー等							
参考分類•参考物品	À							
分類記 <del>号</del>		分類の名称 または 物品の名称						
L3-2200A	組立て	物置 上屋型						

### 定義(図例必須)

屋根部があって、かつ床部が無いもの。







### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム記号Dタームの名称AとBを組み合わせた意匠には<br/>CあるいはDを付与し、その他のA床構成型組み合わせた意匠には意匠分D密閉室型類のみを付与する。

D		密閉室型		類のみを付与する。
	過去	に分類した物品の名	陈	
		•		·

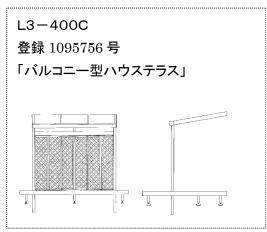
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-400	С	床	、屋根構成型

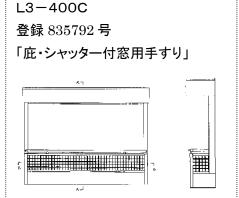
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」							
旧意匠分類記号	*	※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-41	_	ベランダ、バルコニー等					
L3-42	_	- 濡縁					
参考分類·参考物品							
分類記号	分類の名称 または 物品の名称						

# 定義(図例必須)

床部、屋根部を合わせ持つ構成のもの。密閉されるものは除く。







# 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

密閉されるものはD…密閉室型を付与する。

### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

### このDタームと複数付与しないDターム

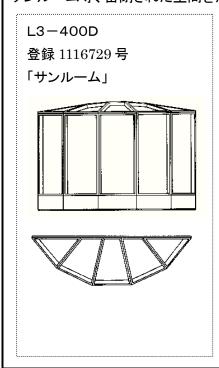
記号	Dタームの名称	AとBを組み合わせた意匠には					
Α	床構成型	CあるいはDを付与し、その他の					
В	屋根構成型	組み合わせた意匠には意匠分					
D	密閉室型	類のみを付与する。					

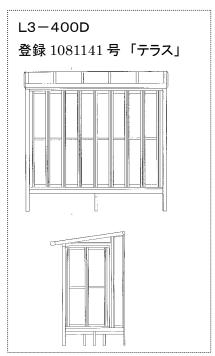
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-400	D	密閉室型	

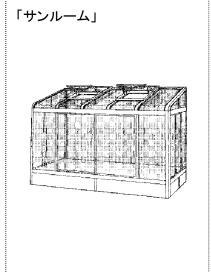
対応する旧意匠分類	 類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-41	_	- ベランダ、バルコニー等				
参考分類•参考物品						
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				

### 定義(図例必須)

サンルーム等、密閉された空間を形成するもの。







L3-400D

登録 913737 類似 1 号

### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

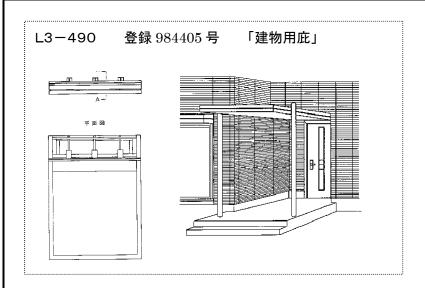
# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	AとBを組み合わせた意匠には				
Α	床構成型	CあるいはDを付与し、その他の				
В	屋根構成型	組み合わせた意匠には意匠分				
С	床、屋根構成型	類のみを付与する。				
VD 4	VIII TO MITTO TO LIFE IN A PART					

	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	3-490	ヾ	ランダ、バルコニー等部品及び付属品

対応する旧意匠分類	格古	▽投伝士辻	<b>△</b> ±7.1	<b>多红「人」 初始</b> [	1 + 49 仁「 」			
旧意匠分類記号	₩ <b>※</b>	※移11万法		移行「全」、一部物品 領の名称 また				
L4-029	※ 分類の名称 または 移行した物品 一 ベランダ用構造材部品及び付属品(金具以外)							
L+ 025		・フング川神道が	1 111111	X O 11 周 111 ( 2	<del>ビス</del> タハウ			
→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →								
分類記号	ラ物品 分類の名称 または 物品の名称							
73 75 10 . 3	万規の石が みだは 物品の石が							
再掲載指示								
分類記号			分類の	(2) 名称 または	物品の名称			
		·						
この分類に含まれる	物品							
定義								
バルコニー、ベランダ、	サンルー	-ム、ポーチ等の剖	『品及	び付属品。				
:			: :					
L3-490				L3-490				
登録 985899 号」				登録 734818	3号			
「バルコニー用支柱	ı		「バルコニー用支持金具」					
A <u>÷-</u>	- 8					e e		
A								
					Å			
		<u> </u>						
				$\sqcup$				



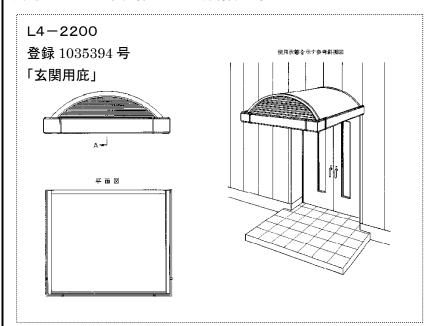


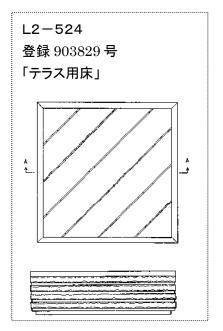
### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

ベランダ、バルコニー等の部品のうち、構造材と金具類は基本的にはここに分類せず、L7-1代建物用構造材、枠材、L4-520屋根用金具等、L4-57床用支持具に分類する。ただし、ベランダ、バルコニー等特有の形状のものは、構造材、金具と称していてもここに分類する。

ベランダやポーチ用の屋根については、支柱等の支えを必要とするものについては、ここに分類するが、支 え無しで壁面に取り付けられるものは、L4-2200庇及び建物用日よけに分類する。

多数並べて床面を構成する板状、ブロック状の単位体はL2-524舗装用ブロック等に分類し、脚部や手すり、さくのついた単位体はここに分類する。





### 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-500	門、塀、さく等

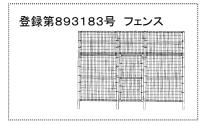
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品	を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 また	は 移行した物品	
L3-50	_	屋外造作物(鳥居、塀)		
L3-530	_	>		
参考分類•参考物品	1			
分類記号		分類の名称 または	物品の名称	
L1-44	仮設用	さく、仮設用門扉等		
L2-5420	防風、	方雪さく及び雪崩予防さく		
L2-5430	道路用	防音壁		
L3-11	環境施	設物 ::::::::::::::::::::::::::::::::::::		
L3-2000	組立て	家屋等		
L3-400	ベラング	ば、バルコニー等		
L3-501	一組の	門柱、門扉及びフェンスセット		
L3-502	門(扉無	<b>無し</b> )		
L3-503	伸縮門	扉付き門		
L3-504	門(扉作	けき)		
L3-5100	門扉			
L3-5300	塀、さく及び手すり			
L3-531	ガーデンフェンス			
L3-532	道路用	道路用移動さく		
L3-590	門、塀、さく等部品及び付属品			
L3-591	塀用ブ	塀用ブロック		
L3-596	門、塀、	さく用装飾体		
L4-340	階段			
L4-6240	雨戸等			
再掲載指示				
分類記号		分類の名称 または	物品の名称	
この分類に含まれる	物品			
鳥居		塀	門	
定義				

### 定義

土地の境界や区画等を囲うために使用する構築物、出入り口(開口部)として設けられた構築物、及びそれらの部品、付属品であって、下位に展開するいずれの分類にも属さないもの。

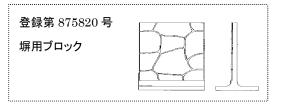
塀、さく、道路用安全さく、手すり等と結合したもの。







セメント、コンクリート、焼成ブロック等で一体に形成された厚みのあるパネル状のもので、横方向に施設するもの。



### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

縦方向に積み重ねて塀とするものは含まない(→L3-591塀用ブロック)。

仮設用のものは含まない(L1-44)。

防風、防雪さく及び雪崩予防さくは含まない(L2-5420)。

道路用防音壁は含まない(L2-5430)。

# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

, II +	ノーノノ・火エー	4 44 0	A 7 14
でした	I⊾ ∕Tr≆HI	.7~初后	の名称

CH. SWeighth H					
扉付きフェンス	プラットホーム用ドア	塀用ブロック			

	意匠分類記号	意匠分類の名称	
L3-501		一組の土木建築用品セット(門柱、門扉	
		及びフェンス等から構成されるもの)	

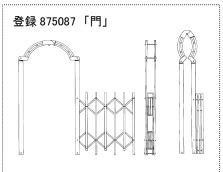
対応する旧意匠分類	題	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品
L3-50	_	屋外造作物
参考分類•参考物品	, ,	
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
L3-500	門、塀	, さく等
L3-502	門(扉氣	無し)
L3-503	伸縮門	扉付き門
L3-504	門(扉(	<b>寸き</b> )
L3-5100	門扉	
L3-5200	門柱	
L3-5300	塀、さく	及び手すり
再掲載指示	T	
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
この分類に含まれる		
一組の土木建築用品も	<b>ヹ</b> ヅト	
定義		
一組の土木建築用品も 	ヹットのう	ち、門柱、門扉及びフェンス等から構成されるものを分類する。
他の意匠分類との関係		
		さして表したもの→L3ー502(門)
門扉と、さくを一体として	て表した	もの→L3-500(門、塀、さく等)
分類付与運用メモ	(付与優	先関係、懸案事項など)
この分類は組物の意匠	分類で	あり、D ターム VZQ を付与する。
過去に分類した物品	品の名称	

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L	3-502	ᄩ	【(扉無し)

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品			
L3-50	_	屋外造作物			
参考分類•参考物品	À				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
L1-44	仮設用	さく、仮設用門扉等			
L3-11	環境施	設物			
L3-500	門、塀	、さく等			
L3-501	一組の	門柱、門扉及びフェンスセット			
L3-503	伸縮門	]扉付き門			
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる	5物品				
門					
定義					
門のうち、通行のための	の開口部	Bに扉を設けていないもの。			
登録第1070807号 登録第1055135号 登録第1143416号					
-					
他の意匠分類との関	係(含ま	れない物品、意匠)(付与優先関係、懸案事項など)			
仮設用の門は含まない	\→(L1·	<b>-44</b> )			
分類付与運用メモ	分類付与運用メモ				
過去に分類した物品	品の名材	ī.			
門					

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-503	伸縮門扉付き門

対応する旧意匠分	<b>對</b>			品を移行「一」
旧意匠分類記号	<u>*</u>			たは 移行した物品
L3-50	1-	屋外造作物		
L3-511	全	伸縮門扉		
参考分類•参考物	品			
分類記 <del>号</del>			分類の名称 または	は 物品の名称
L3-500	門、塀	、さく等		
L3-501	一組の	門柱、門扉及び	バフェンスセット	
L3-502	門(扉類	無し)		
L3-504	門(扉(	<b>寸き</b> )		
再掲載指示				
分類記号			分類の名称 または	物品の名称
A. dem. A. d. I.				
この分類に含まれ	る物品			
伸縮門扉付き門		伸縮門扉		
定義	0	S	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
				ンタグラフ)の伸縮扉で構成されている
もの。支柱等のない、	甲稲門原	のみのものを含	gみ、DタームAを付与	する。 -
<b>登録 8 /508 / □門」</b>	登録 875087「門」 登録 861188「門」			





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)(付与優先関係、懸案事項など) 扉部分が単なる折戸、引き戸のものは、含まない。

# 分類付与運用メモ

過去に分類した物品の名和	尓

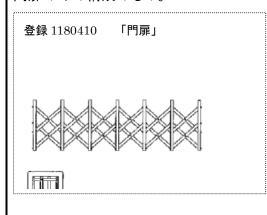
門	伸縮門扉	

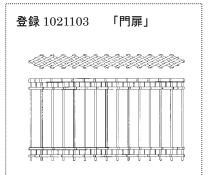
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-503	Α	厠	『のみ型

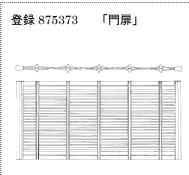
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		※移行方法…全部移行「全」 一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品	
L3-511	_	伸縮門扉	
参考分類•参考物品	参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
L1-44	仮設用	さく、仮設用門扉等	
L3-500	門、塀	、さく等	
L3-501	一組の	門柱、門扉及びフェンスセット	

### 定義(図例必須)

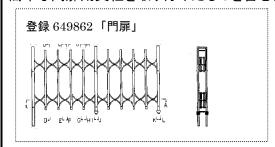
門扉のみの構成のもの。







### 簡単な門扉用支柱を取り付けたものを含む。



### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

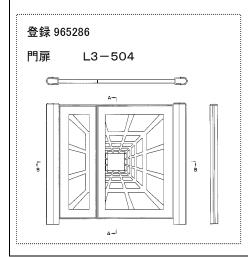
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数
		組み合わせた意匠
		にはDタームを付与
		しない。

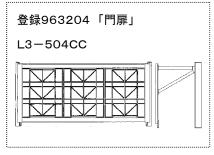
門扉	伸縮門扉	

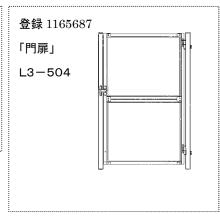
	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	3-504	門	(扉付き)

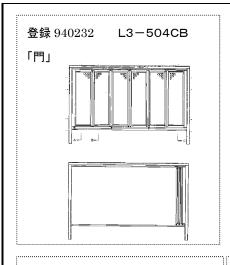
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品			
L3-50	一			
L3-510	一   門扉			
参考分類•参考物品				
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉等			
L3-11	環境施設物			
L3-500	門、塀、さく等			
L3-501	一組の門柱、門扉及びフェンスセット			
L3-502	門(扉無し)			
L3-503	伸縮門扉付き門			
L3-5100	門扉			
L3-5200	門柱			
L3-5300	塀、さく及び手すり			
再掲載指示	再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
この分類に含まれる物品				
門				
定義				

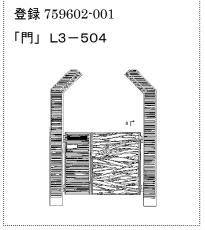
境界、区画等の囲いに、通行のための出入り口(開口部)として設けられた扉付き構築物。 簡易なものであっても支柱があるものは、門扉(L3-5100)ではなく、ここに分類する。 立体自立型の引き扉型門扉については支柱無しであっても門扉(L3-5100)ではなく、ここに分類する。

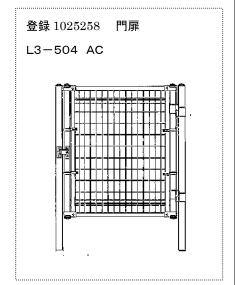


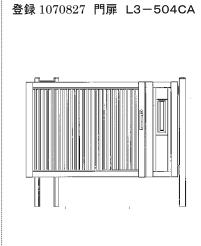


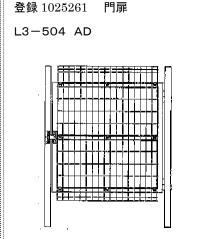


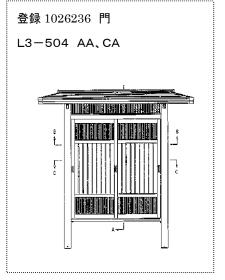


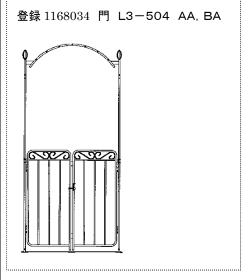














扉の形状は問わず、パネル状以外もここに含む。 扉の開閉構造については、伸縮門扉はL3-502と し、それ以外の構造のものをここに含む。 ←上下に回動して遮断。

### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

仮設工事の囲いに設けられた門はL1-44。

伸縮門扉付門はL3-502。

支柱のついていない門扉はL3-5100。

### 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

複数の扉を有するもののAA~BBのDターム付与

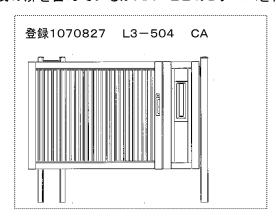
1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与

(例えば1枚の扉が縦桟と古典的装飾模様ありの組み合わせの構成×2枚 → 縦桟 AA と古典的装飾模ありBAを付与)



2. 異なる構成のものが複数…いずれかの扉に該当するAA~BBのDタームがあってもDタームを付 与しない。

(例えば該当するAA〜BBのDタームがない扉と該当するAA〜BBのDタームのある扉の組み合わせ →縦桟の扉を含んでいるがAA〜BBのDタームを付与しない。CAのみ付与)



中四	に分類し	+ . #/m 🗀	のなみ
っつって	しつが発し	ルニ初后	いろか

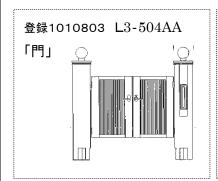
門	門扉	

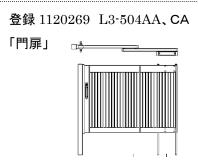
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-504		AA	亙	『縦桟構成型

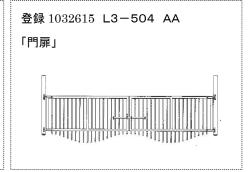
対応する旧意匠分類	<del></del> 類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-50	_	屋外造作物		
L3-510	_	門扉		
参考分類•参考物品	A			
分類記 <del>号</del>		分類の名称 または 物品の名称		
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉			
L3-500	門、塀	門、塀、さく等		
L3-501	一組の門柱、門扉及びフェンスセット			
L3-5100	門扉			
L3-5300	塀、さく	及び手すり		
L3-596	門、塀、さく用装飾体			
L6-101	建築用装飾板			

### 定義(図例必須)

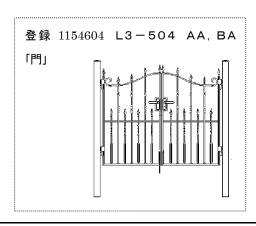
扉付きの門の扉部分について、縦桟構成のもの。 (扉部分の例示については、L3-5100AAも参照) 【このタームを付与する例】



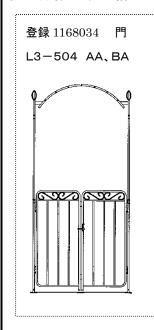




桟に凹凸があるもの。



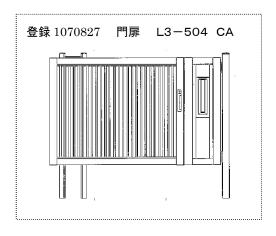
扉の側面視において、湾曲、凹凸があるもの。 桟内、周囲に他の構成があるもの。





## 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

複数の扉を有するもので、異なるAA〜BBのDタームの組み合わせ、どのAA〜BBのDタームにも該当しない構成の扉が含まれている場合には、このDタームに該当する扉があったとしても、AA〜BBのDタームを付さない。



扉鋼線構成型(AD)の場合は縦桟であっても、扉鋼線構成型(AD)を優先する。

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

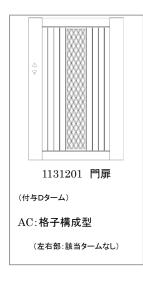
パネルにおけるAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の要素からなるDタームの付与について(門扉、さく共通)

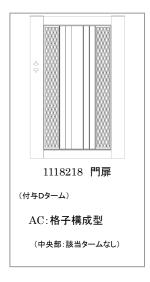
### <基本原則>・・・・全体構成で判断

### 例えば

- ・全体に及んでいる構成
- 全体を印象づけている構成のものに付与する。

(注意: 面積だけで一律判断しない)



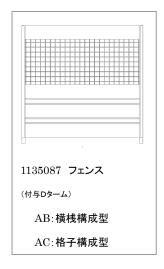




ただし、1枚のパネルにAA(縦桟構成型)、AB(横桟構成型)、AC(格子構成型)のいずれかの複数の構成が含まれている場合であって、どの構成も全体に関わるものの場合、該当するDタームを複数付与する。(従となる構成が、ほぼ1/3以下である場合を除く)

### 例えば、

- ・各構成の面積比がほぼ同じで、いずれも全体を印象付けている等、1つのタームにしぼれないもの。 (注意:・単にAA~ACの要素を含むというだけでは、付与しない。
  - ・主たる構成要素である縦又は、横桟を固定するための2,3本の横、または縦の補強材は、桟とみない)



8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

D-TERM

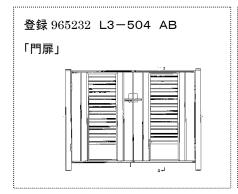
$=\sigma$	Dタームと複数付与し	ないDターム		
記号		Dタームの名称	左記Dタームを複数を た意匠	組み合わせ
過去	ミに分類した物品の名:	称		
門				

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-504		AB	厠	聲横桟構成型

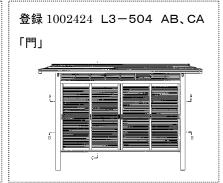
	de <del></del>			
対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-50	—	屋外造作物		
L3-510	—	門扉		
参考分類•参考物品	1			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
L1-44	仮設用	仮設用さく、仮設用門扉		
L3-500	門、塀、さく等			
L3-501	一組の門柱、門扉及びフェンスセット			
L3-5100	門扉			
L3-5300	塀、さく及び手すり			
L3-596	門、塀、さく用装飾体			
L6-101	建築用	装飾板		
空美(図例必須)				

### 定義(図例必須)

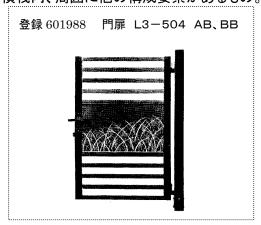
扉付きの門の扉部分について、横桟構成のもの。 (扉部分の例示については、L3-5100ABも参照) 【このタームを付与する例】







横桟内、周囲に他の構成要素があるもの。

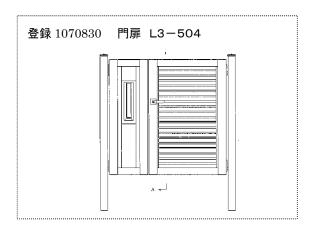


桟に凹凸があるもの。

扉の側面視において湾曲、凹凸があるもの。

### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

複数の扉を有するもので、異なるAA~BBのDタームの組み合わせ、どのAA~BBのDタームにも該当しない構成の扉が含まれている場合には、このDタームに該当する扉があったとしても、このDタームを付さない。



### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

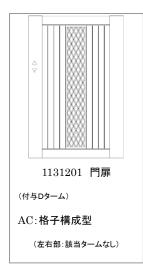
パネルにおけるAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の要素からなるDタームの付与について(門扉、さく共通)

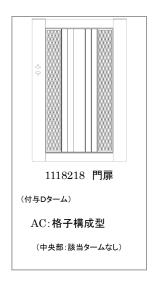
# <基本原則>・・・・全体構成で判断

例えば

- ・全体に及んでいる構成
- ・全体を印象づけている構成のものに付与する。

(注意: 面積だけで一律判断しない)





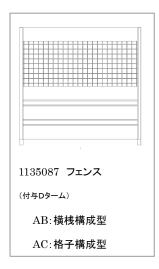


ただし、1枚のパネルにAA(縦桟構成型)、AB(横桟構成型)、AC(格子構成型)のいずれかの複数の構成が含まれている場合であって、どの構成も全体に関わるものの場合、該当するDタームを複数付与する。(従となる構成が、ほぼ1/3以下である場合を除く)

### 例えば、

・各構成の面積比がほぼ同じで、いずれも全体を印象付けている等、1つのタームにしぼれないもの。 (注意:・単にAA~ACの要素を含むというだけでは、付与しない。

・主たる構成要素である縦又は、横桟を固定するための2,3本の横、または縦の補強材は、桟とみない)



8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

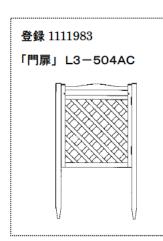
	この	Dタームと複数付与しないDターム	
	3号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には
	過去	に分類した物品の名称	
門		門扉	

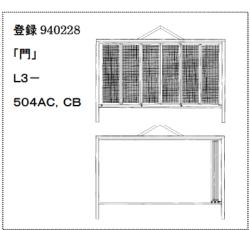
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-504		AC	厠	格子構成型

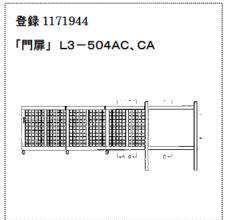
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品
L3-50	_	屋外造作物
L3-510	_	門扉
参考分類·参考物品	1	
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
L1-44 仮設別		さく、仮設用門扉
L3-500 門、塀、		、 さく等
L3-501	一組の	門柱、門扉及びフェンスセット
L3-5100	門扉	
L3-5300 塀、		及び手すり
L3-596 門、塀		、さく用装飾体
L6-101	建築用	装飾板

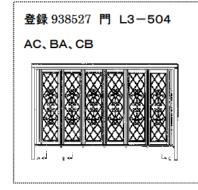
# 定義(図例必須)

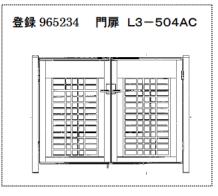
扉付きの門の扉部分について、格子(桟、あるいは格子線でかこまれた部分が孔)で構成されているもの。 (扉部分の例示については、L3-5100ACも参照) 【このタームを付与する例】

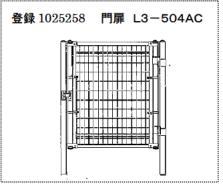












### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

パネルにおけるAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の要素からなるDタームの付与について(門扉、さく共通)

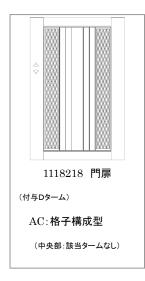
### <基本原則>・・・・全体構成で判断

### 例えば

- ・全体に及んでいる構成
- 全体を印象づけている構成のものに付与する。

(注意: 面積だけで一律判断しない)



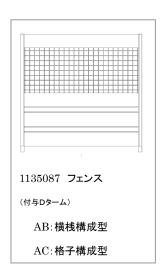




ただし、1枚のパネルにAA(縦桟構成型)、AB(横桟構成型)、AC(格子構成型)のいずれかの複数の構成が含まれている場合であって、どの構成も全体に関わるものの場合、該当するDタームを複数付与する。(従となる構成が、ほぼ1/3以下である場合を除く)

### 例えば、

- ・各構成の面積比がほぼ同じで、いずれも全体を印象付けている等、1つのタームにしぼれないもの。
  - (注意:・単にAA~ACの要素を含むというだけでは、付与しない。
    - ・主たる構成要素である縦又は、横桟を固定するための2,3本の横、または縦の補強材は、桟とみない)



8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

$=\sigma$	このDタームと複数付与しないDターム				
記号		Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせた意匠には	
- 過去	こに分類した物品の名	<b></b>			
門		門扉			

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-504		AD	亙	<b>翼線構成型</b>

対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品	
L3-50	_	門	
L3-510	_	門扉	
参考分類•参考物品	1		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
L1-44 仮設用さく、仮設用門扉			
L3-500	L3-500 門、塀、さく等		
L3-501	一組の	門柱、門扉及びフェンスセット	
L3-5100	門扉		
L3-5300	塀、さく	(及び手すり	
L3-596	門、塀	、さく用装飾体	
L6-101	建築用	装飾板	
中美/図/図みる)	•		

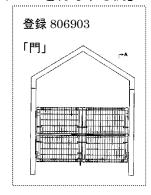
### 定義(図例必須)

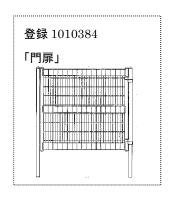
**扉付き門の扉部分について鋼線で構成するもの。** 

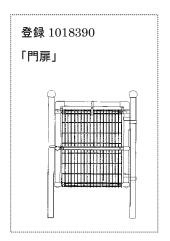
扉部分の鋼線材の外周に別体の直付け外枠を設けていないもの。鋼線材自体の端部が胴縁加工されているものは別体の枠があってもこのタームを付与する。

(扉部分の例示については、L3-5100ADも参照)

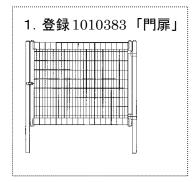
### 【このタームを付与する例】

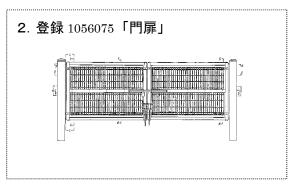






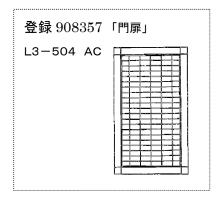
扉の胴縁部を鋼線で、構成していること(1)。胴縁と支持枠の上桟が一致していなくともかまわない(2)。





### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

鋼線の端部が別体の外枠に直付けして 一体的に表わされているものは含まない。



複数の扉を有するもので、異なるAA〜BBのDタームの組み合わせ、どのAA〜BBのDタームにも該当しない構成の扉が含まれている場合には、このDタームに該当する扉があったとしても、このDタームを付さない。

### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠

Į	ZZI-33 MOTORIA O ETI				
門		門扉			

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-504		AE	厠	『ガラリ構成型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号 ※		分類の名称 または 移行した物品		
L3-50	_	屋外造作物		
参考分類 · 参考物品	参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
L3-5100AE 門扉(ナ		ガラリ構成型)		
L3-5300AE	塀、さく	、及び手すり(ガラリ構成型)		
L4-6220A	窓及び	枠付き窓(ルーバー構成型)		
L4-6240A	雨戸等	(ルーバー構成型)		
ウ羊(図例必須)				

### 定義(図例必須)

扉付き門の扉部分について、ガラリ構成のもの。

羽根板と羽根板の間に隙間があるもので、正面視において、重なって隙間がなくみえるものも含む。(隙間のないものは含まない)。

扉部分の例示についてはL3-5100AE参照。

### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

複数の扉を有するもので、異なるAA~BBのDタームの組み合わせ、どのAA~BBのDタームにも該当しない構成のものにはこのDタームを付さない。

### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には
		を付与する。

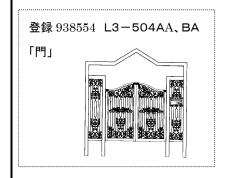
門	門扉	

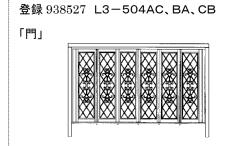
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-504		ВА	扉古典的装飾模様有り	

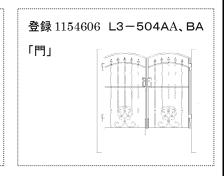
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-50	_	屋外造作物		
参考分類•参考物品	参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉等			
L3-500	-500 門、塀、さく等			
L3-501	一組の門柱、門扉及びフェンスセット			
L3-5100	門扉			
L3-5300	塀、さく及び手すり			
L3-596	門、塀、	さく用装飾体		
L6-101	建築用	装飾板		

### 定義(図例必須)

扉付き門の扉部分について、古典的装飾模様、唐草模様等を表したもの。

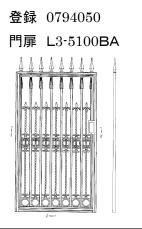


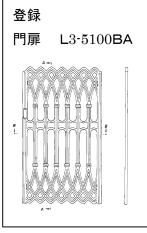


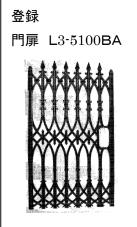


### (L3-502B、5100B共通)

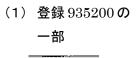
古典的装飾については、古代、中世等の建造物に多くみられる華飾模様で、手すり子や枠体に加飾したもの。







唐草模様については、唐草の外、アカンサス、パルメット、等の植物をモチーフとした、曲線状の古典的草柄 装飾模様例えば(1)(2)(3)(4)を含む。また、S字、C字の組み合わせ等例えば(5)(6)(7)を含む。 ((1)~(7)は登録意匠の装飾模様の一部分のみ例示)

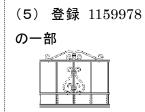


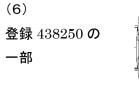


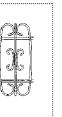


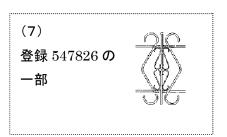












### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

複数の扉を有するもので、異なるAA~BBのDタームの組み合わせ、どのAA~BBのDタームにも該当し ない構成の扉が含まれている場合には、このDタームに該当する扉があったとしても、このDタームを付さな い。

### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

### このDタームと複数付与しないDターム

_0,	このレス・公と後数付予しないレス・公					
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ				
		た意匠				
過去に分類した物品の名称						

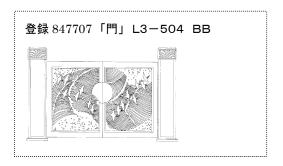
En. Westelland His				
門	門扉			

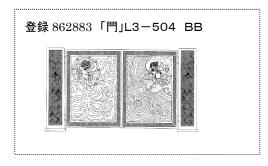
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-504		BB	扉	具象模様有り

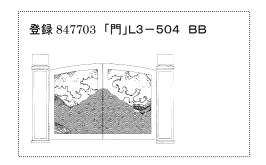
- サウナス原本原介:	k <del>ar</del>			
対応する旧意匠分割	現	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-50	_	屋外造作物		
参考分類·参考物品	1			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉等			
L3-500	門、塀、	門、塀、さく等		
L3-501	一組の	門柱、門扉及びフェンスセット		
L3-5100	_3-5100 門扉			
L3-5300 塀、さく及び手すり				
L3-596	3-596 門、塀、さく用装飾体			
L6-101 建築用装飾板				
空美(図例必須)				

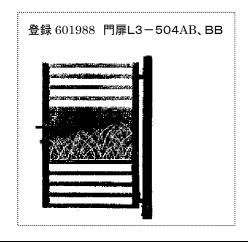
#### 定義(図例必須)

扉付きの門の扉部分について、具象形状、具象模様を表したもの。









# 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

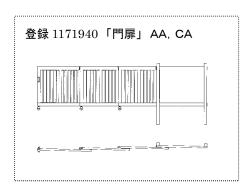
複数の扉を有するもので、異なるAA〜BBのDタームの組み合わせ、どのAA〜BBのDタームにも該当しない構成の扉が含まれている場合には、このDタームに該当する扉があったとしても、このDタームを付さない。

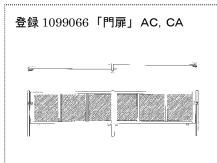
分類付-	与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)				
8個以上の[	8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。				
-054	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
このロタ	ームと複数付与しないDターム				
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ			
		 た意匠には			
過去に分	↑類した物品の名称				
過去に分	♪類した物品の名称 門扉				

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L;	3-504	CA	弓	扉型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号 ※		分類の名称 または 移行した物品	
L3-50	_	屋外造作物	
L3-510	_	門扉	
参考分類·参考物品	参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
L1-44 仮設用さく、仮設用門扉		さく、仮設用門扉	
L3-500 門、塀、さく等			
L3-501 一組の門柱、門扉及びフェンスセット			
L3-5100 門扉			
L3-5300	さく及び	が手すり	
定義(図例必須)			

扉付き門の扉部分について、引き扉で構成されているものを分類する。

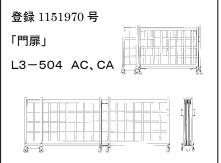


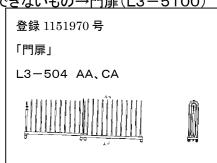




立体自立型の引扉型門扉については支柱無しであっても門扉(L3-5100)ではなく、ここに分類する。 <u>戸車、車輪が付いていても、パネル状で、支柱が無ければ自立できないもの→門扉(L3-5100)</u>







#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

#### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

#### このDタームと複数付与しないDターム

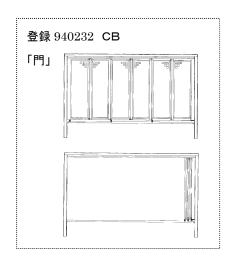
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
СВ	折扉型	た意匠には
CC	跳ね上げ扉型	を付与する。

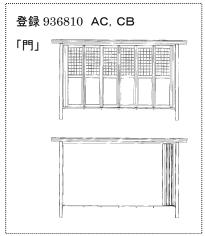
過去に分類した物品の名称		
門	門扉	

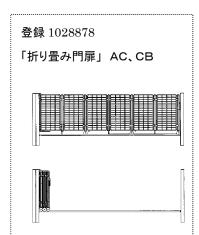
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-504	СВ	护	f扉型

対応する旧意匠分類	類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品
L3-50	一   屋外造作物
参考分類·参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
L3-502	門
L3-5100	門扉
L3-5100D	門扉(伸縮扉型)
L3-5300	さく及び手すり
定義(図例必須)	

扉付き門の扉部分について折扉で構成されているものを付与する。







パンタグラフ構造(水平パンタグラフ、垂直パンタグラフ)の伸縮扉で構成されているものは含まない(L3-503伸縮門扉付き門)。

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

#### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
CA	引扉型	た意匠には
CC	跳ね上げ扉型	を付与する。

#### 過去に分類した物品の名称

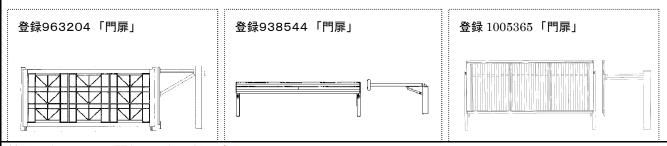
	過去に分類した物面の石物		
闁		門扉	
l J		1 J/ <del>J</del> F	

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-504	CC	図	kね上げ扉型

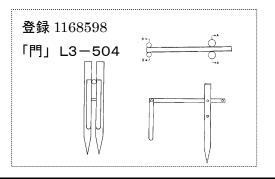
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-50	一  屋外造作物			
参考分類 · 参考物品	] 			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉			
L3-500	門、塀、さく等			
L3-501	一組の門柱、門扉及びフェンスセット			
L3-5100	門扉			
L3-5300	さく及び手すり			

#### 定義(図例必須)

門の扉部分の開閉を扉の後方に設けた支柱の支持部で水平にはね上げ、上下させて行うものを付与する。



#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)





#### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

#### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
CA	引扉型	た意匠には
СВ	折扉型	を付与する。

# 過去に分類した物品の名称

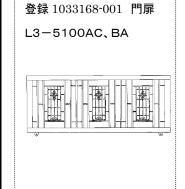
	週去にガ短した物品の石が				
門		門扉			

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-5100	門扉

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品				
L3-510	_	門扉				
L3-510A	全	門扉(縦桟構成型)				
L3-510B	全	門扉(横桟構成型)				
L3-510C	全	門扉(装飾体構成型)				
L3-510D	全	門扉(縦桟、横桟及び装飾体構成型)				
参考分類•参考物品	À					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
L1-44	仮設用	さく、仮設用門扉				
L3-500	門、塀、	さく等				
L3-501	一組の	一組の門柱、門扉及びフェンスセット				
L3-504	門(扉付き)					
L3-5300	塀、さく及び手すり					
L3-596	門、塀、さく用装飾体					
L6-101	建築用装飾板					
再掲載指示						
分類記号	分類の名称 または 物品の名称					
この分類に含まれる物品						
門扉						

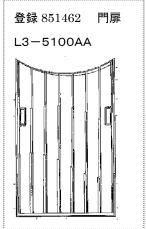
#### 定義

# 門に設ける出入のための扉。









#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

簡易なものであっても支柱が付いているものは、L3-504門(扉付き)。 ただし、立体自立型の引き扉型門扉については支柱無しであってもL3-504門(扉付き)。

### 分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

複数の扉を有するもののAA~BBのDターム付与

- 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば縦桟と縦桟の組み合わせ → 縦桟 AA を付与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかの扉の構成がAA~BBのDタームに該当しない ··· AA~B BのDタームを付与しない

(例えば、「縦桟の扉」と「抽象模様パネルの扉」(該当するDタームがない)の組み合わせ

→ 縦桟の扉を含んでいるが縦桟 AA を付与しない)

過去に分類した物品の名称				
門扉				

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5100	AA	紛	<b>找</b> 栈構成型

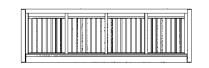
•				
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品			
L3-510	—	門扉		
L3-510A	_	門扉(縦桟構成型)		
L3-510C	<b> </b>	門扉(装飾体構成型)		
L3-510D	_	門扉(縦桟、横桟及び装食体構成型)		
参考分類•参考物品	7			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉			
L3-500	門、塀、さく等			
L3-501	一組の門柱、門扉及びフェンスセット			
L3-504	門(扉付き)			
L3-5300	塀、さく及び手すり			
L3-596	門、塀、さく用装飾体			
L6-101	建築用装飾板			
完善(図例必須)	•			

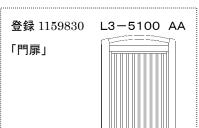
### 定義(図例必須)

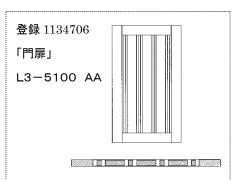
縦桟構成のもの。

# 【このタームを付与する例】

登録 1164654 L3-5100 AA 「門扉」

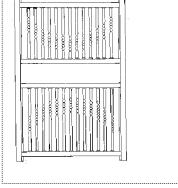


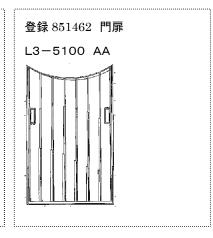


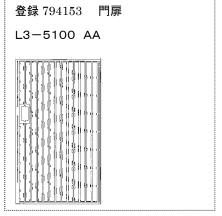


#### 桟に凹凸のあるもの。

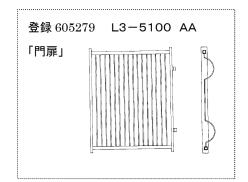


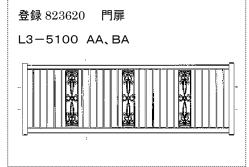




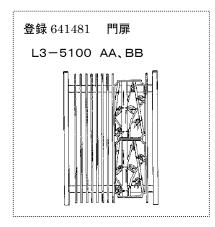


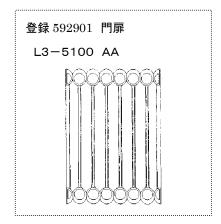
側面視において湾曲、凹凸のあるもの。



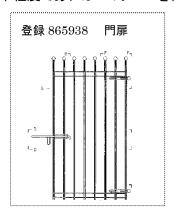


縦桟の周囲、内に他の構成要素のあるもの。

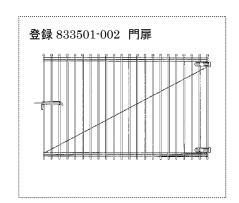




目立たない横桟が上下に数本、中央付近に 1本程度であればこのタームを付す。



簡易な補強用の緊束具のついた程度で あればこのタームを付す。



#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

桟が正面視垂直でないものには付与しない。



桟が鋼線のものには付与しない。(ADを付与)

複数の扉を有するもののAA~BBのDターム付与

- 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば縦桟と縦桟の組み合わせ → 縦桟 AA を付与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかの扉の構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~B BのDタームを付与しない

(例えば、「縦桟の扉」と「抽象模様パネルの扉」(該当するDタームがない)の組み合わせ

→ 縦桟の扉を含んでいるが縦桟 AA を付与しない

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

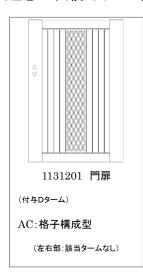
パネルにおけるAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の要素からなるDタームの付与について(門扉、さく共通)

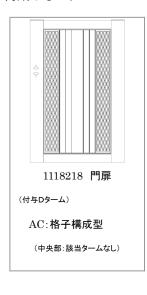
<基本原則>・・・・全体構成で判断

例えば

- ・全体に及んでいる構成
- 全体を印象づけている構成のものに付与する。

(注意: 面積だけで一律判断しない)





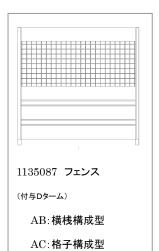


ただし、1枚のパネルにAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の構成が含まれている場合であって、どの構成も全体に関わるものの場合、該当するDタームを複数付与する。(従となる構成が、ほぼ1/3以下である場合を除く)

例えば、

・各構成の面積比がほぼ同じで、いずれも全体を印象付けている等、1つのタームにしぼれないもの。 (注意:・単にAA~ACの要素を含むというだけでは、付与しない。

・主たる構成要素である縦又は、横桟を固定するための2,3本の横、または縦の補強材は、桟とみない)



8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

この	Dタームと複数付与し	ないDターム		
記号		Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせ
				た意匠
過去	に分類した物品の名	<b></b>		
門扉				

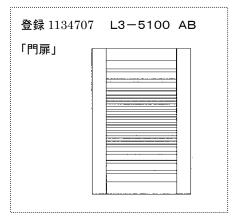
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5100	AB	棱	<b>栈構成型</b>

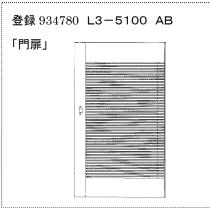
対応する旧意匠分類	対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品			
L3-510	_	門扉		
L3-510B	_	門扉(横桟構成型)		
L3-510C	_	門扉(装飾体構成型)		
L3-510D	_	門扉(縦桟、横桟及び装飾体構成型)		
参考分類•参考物品	Ä			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
L1-44	仮設用	さく、仮設用門扉		
L3-500	門、塀	門、塀、さく等		
L3-501	一組の	一組の門柱、門扉及びフェンスセット		
L3-504	門(扉	門(扉付き)		
L3-5300	塀、さく及び手すり			
L3-596	門、塀、さく用装飾体			
L6-101	建築用	装飾板		
空美(図例必須)				

# 定義(図例必須)

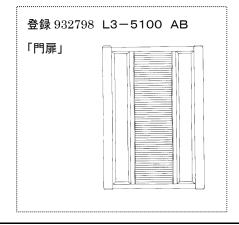
横桟構成のもの。

### 【このタームを付与する例】

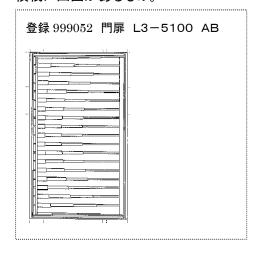




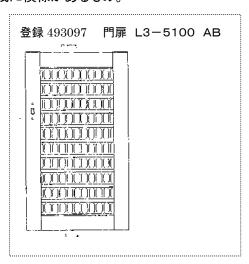




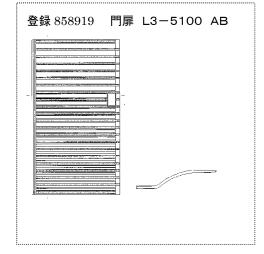
横桟に凹凸があるもの。



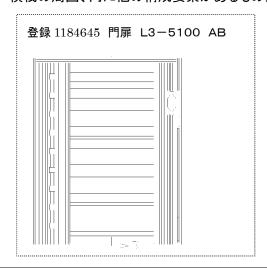
横桟に模様があるもの。



側面視において湾曲、凹凸があるもの。

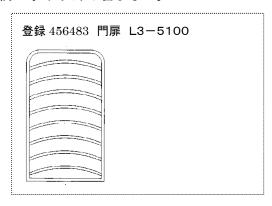


横桟の周囲、内に他の構成要素があるもの。



#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

横桟が水平以外は含まない。



桟が鋼線のものには付与しない。(AD、ADA、ADBのいずれかを付与)

複数の扉を有するもののAA~BBのDターム付与

- 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば横桟と横桟の組み合わせ → 横桟 AB を付与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかの扉の構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~B BのDタームを付与しない
  - (例えば、「横桟の扉」と「抽象模様パネルの扉」(該当するDタームがない)の組み合わせ
  - → 横桟の扉を含んでいるが横桟 AB を付与しない)

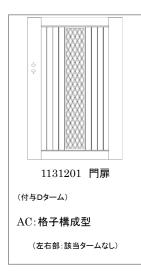
#### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

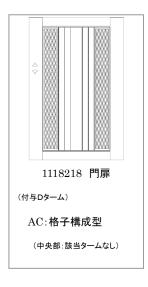
パネルにおけるAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の要素からなるDタームの付与について(門扉、さく共通

### <基本原則>・・・・全体構成で判断 例えば

- ・全体に及んでいる構成
- 全体を印象づけている構成のものに付与する。

(注意: 面積だけで一律判断しない)



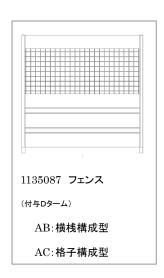




ただし、1枚のパネルにAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の構成が含まれている場合であって、どの構成も全体に関わるものの場合、該当するDタームを複数付与する。(従となる構成が、ほぼ1/3以下である場合を除く)

#### 例えば、

- ・各構成の面積比がほぼ同じで、いずれも全体を印象付けている等、1つのタームにしぼれないもの。 (注意:・単にAA~ACの要素を含むというだけでは、付与しない。
  - ・主たる構成要素である縦又は、横桟を固定するための2,3本の横、または縦の補強材は、桟とみない)



8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

D-TERM

<b>Ξ</b> <i>σ</i> ,	Dタームと複数付与し	ないDターム	
記号		Dタームの名称	<ul><li>左記Dタームを複数組み合わせ</li><li>た意匠</li></ul>
過去	ミに分類した物品の名:	<b></b>	
門扉			

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3	3-5100	AC	格	<b>齐</b> 子構成型

対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品			
L3-510	_	門扉			
L3-510A	_	門扉(縦桟構成型)			
L3-510B	_	門扉(横桟構成型)			
L3-510C	一 門扉(装飾体構成型)				
L3-510D	一 門扉(縦桟、横桟及び装飾体構成型)				
参考分類•参考物品	1				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
L1-44 仮		さく、仮設用門扉			
L3-500 門、塀、さく等					
L3-501	一組の門柱、門扉及びフェンスセット				
L3-504	門(扉付き)				
L3-5300	塀、さく及び手すり				

#### 定義(図例必須)

L3-596 L6-101

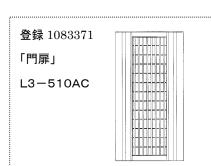
格子(桟、あるいは格子線でかこまれた部分が孔)で構成されているもの。

建築用装飾板

門、塀、さく用装飾体

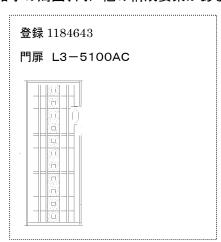
#### 【このタームを付与する例】

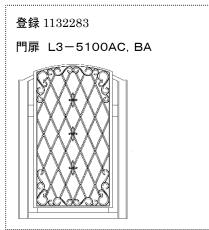


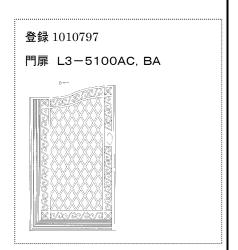




格子の周囲、内に他の構成要素があるもの。







#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

交差する桟が一本ずつのものは、含まない。

桟が鋼線のものには付与しない。(ADを付与)

複数の扉を有するもののAA~BBのDターム付与

- 1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば格子桟と格子桟の組み合わせ → 格子桟 AC を付与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかの扉の構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~BBのDタームを付与しない

(例えば、「格子桟の扉」と「抽象模様パネルの扉」(該当するDタームがない)の組み合わせ

→ 格子桟の扉を含んでいるが格子桟 AC を付与しない)

#### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

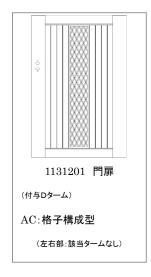
パネルにおけるAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の要素からなるDタームの付与について(門扉、さく共通

<基本原則>・・・・全体構成で判断

#### 例えば

- ・全体に及んでいる構成
- 全体を印象づけている構成のものに付与する。

(注意: 面積だけで一律判断しない)







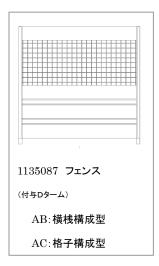
ただし、1枚のパネルにAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の構成が含まれている場合であって、どの構成も全体に関わるものの場合、該当するDタームを複数付与する。(従となる構成が、ほぼ1/3以下である場合を除く)

# 例えば、

・各構成の面積比がほぼ同じで、いずれも全体を印象付けている等、1つのタームにしぼれないもの。

(注意:・単にAA~ACの要素を含むというだけでは、付与しない。

・主たる構成要素である縦又は、横桟を固定するための2,3本の横、または縦の補強材は、桟とみない)



8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

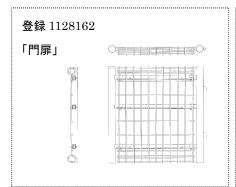
	<i>Ξσ</i> ,	Dタームと複数付与し	ないDターム	
記	号		Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはを付与する。
	過去	に分類した物品の名利	<b></b>	
門原	Ē			

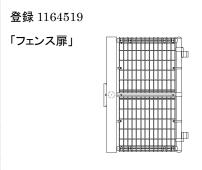
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-5100		AD	鉓	<b>剛線構成型</b>

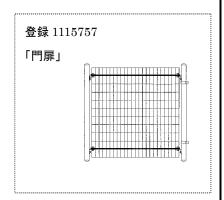
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-510	_	門扉		
参考分類•参考物品	À			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉			
L3-500	門、塀、さく等			
L3-501 一組の		門柱、門扉及びフェンスセット		
L3-504	門扉			
L3-5300	塀、さく及び手すり			
L3-596	門、塀、さく用装飾体			
L6-101	6-101 建築用装飾板			

#### 定義(図例必須)

鋼線で構成され、鋼線材の外周に別体の直付け外枠を設けていないもの 【このタームを付与するもの】





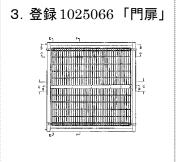


扉の胴縁部を鋼線で構成していること(1)、胴縁と支持枠の上桟が一致していなくともかまわない(2、3)。

1. 登録 1032005 「門扉」







#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

鋼線パネルの上下端部が別体の外枠に直付けして一体的に表わされているものは含まない。



#### 複数の扉を有するもののAA~BBのDターム付与

- 1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば鋼線構成型と鋼線構成型の組み合わせ → 鋼線構成型 AD を付与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかの扉の構成がAA~BBのDタームに該当しない … A A~BBのDタームを付与しない

(例えば、「鋼線構成型の扉」と「抽象模様パネルの扉」(該当するDタームがない)の組み合わせ

→ 鋼線構成型の扉を含んでいるが鋼線構成型 AD を付与しない)

分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

	<b>Ξ</b> σ.	Dタームと複数付与し	ないDターム	
	記号	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせ
				た意匠
	過去	┃ 気に分類した物品の名	 弥	
	門扉			
1				

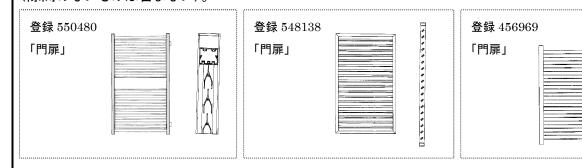
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-5100		AE	ガ	ラリ構成型

対応する旧意匠分類	質	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	×	分類の名称 または 移行した物品			
L3-510	_	門扉			
L3-510A	_	門扉			
L3-510B	_	門扉			
参考分類·参考物品	i H				
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
L3-504AE	門(扉ガラリ構成型)				
L3-5300AE 塀、さく、及び手すり(ガラリ構成型)					
L4-6220A 窓及び枠付き窓(ルーバー構成型)					
L4-6240A	_4-6240A 雨戸等(ルーバー構成型)				
L3-5300AE塀、さく、及び手すり(ガラリ構成型)L4-6220A窓及び枠付き窓(ルーバー構成型)					

#### 定義(図例必須)

扉について、平行に傾けた羽板で構成したもの。

羽根板と羽根板の間に隙間があるもので、正面視において、重なって隙間がなくみえるものも含む。(隙間のないものは含まない)。



#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

複数の扉を有するもののAA~BBのDターム付与

- 1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えばガラリ構成型とガラリ構成型の組み合わせ → ガラリ構成型 AE を付与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかの扉の構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~BBのDタームを付与しない

CHARLES

(例えば、「ガラリ構成型の扉」と「抽象模様パネルの扉」(該当するDタームがない)の組み合わせ

→ ガラリ構成型の扉を含んでいるがガラリ構成型 AE を付与しない)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

	この	Dタームと複数付与しないDターム	
記	号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ た意匠には
			を付与する。
	過去	たに分類した物品の名称	
門	扉		

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-5100		ВА	山	前典的装飾模様有り

対応する旧意匠分	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品
L3-510	—	門扉
L3-510C	_	門扉(装飾体構成型)
L3-510D	_	門扉(縦桟、横桟及び装飾体構成型)

### 参考分類·参考物品

9 1373 M. 9 13 MA	H Control of the Cont
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉
L3-500	門、塀、さく等
L3-501	一組の門柱、門扉及びフェンスセット
L3-504	門(扉付き)
L3-5300	塀、さく及び手すり
L3-596	門、塀、さく用装飾体
L6-101	建築用装飾板

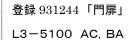
#### 定義(図例必須)

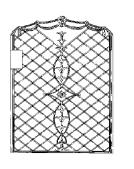
登録 1136126 「門扉」

古典的装飾模様、唐草模様等を表したもの。

### 【このタームを付与する例】





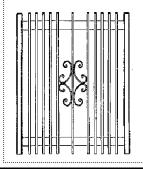


登録 1167859「門扉」 L3-5100 AC, BA



登録 594029 門扉

L3-5100 AA, BA



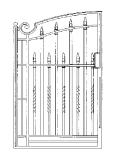
登録 1136122 門扉

L3-5100 AA, BA

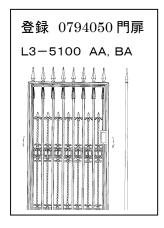


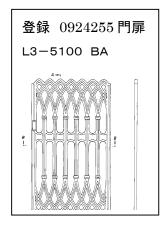
登録 1024303

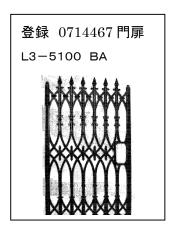
「門扉」L3-5100 AA, BA



古典的装飾については、古代、中世等の建造物に多くみられる華飾模様で、手すり子や枠体に加飾したもの。

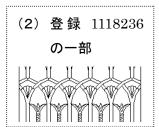


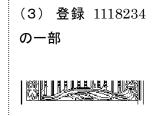


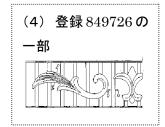


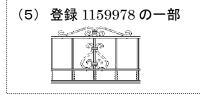
模様については、唐草の外、アカンサス、パルメット、等の植物をモチーフとした、曲線状の古典的草柄装飾模様例えば(1)(2)(3)(4)を含む。また、S字、C字の組み合わせ等例えば(5)(6)(7)を含む。(1)~(7)は登録意匠の装飾模様の一部分のみ例示)















### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

複数の扉を有するもののAA~BBのDターム付与

- 1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば古典的装飾模様ありと古典的装飾模様ありの組み合わせ → 古典的装飾模様あり BA を付 与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかの扉の構成がAA~BBのDタームに該当しない ··· AA~BBのDタームを付与しない

(例えば、「古典的装飾模様ありの扉」と「古典的装飾模様ありの扉」(該当するDタームがない)の組み合わせ

→ 古典的装飾模様ありの扉を含んでいるが古典的装飾模様あり BA を付与しない)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

#### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には

	過去に分類した物品の名	<b></b>	
F	門扉		

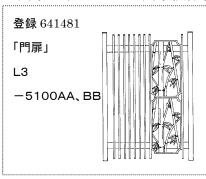
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5100	BB	具	象模様有り

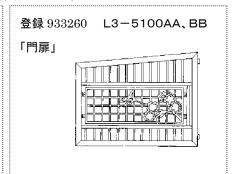
対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品			
L3-510	_	門扉			
L3-510D	_	門扉(縦桟、横桟及び装飾体構成型)			
参考分類·参考物品	7				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
L1-44	仮設用	仮設用さく、仮設用門扉			
L3-500	門、塀	門、塀、さく等			
L3-501	一組の門柱、門扉及びフェンスセット				
L3-504 門(扉付き)					
L3-5300	L3-5300 塀、さく及び手すり				
L3-596 門、塀、さく用装飾体					
L6-101 建築用装飾板					
古 举 / 丽 / ロ ンノモ \					

#### 定義(図例必須)

パネル状扉部分について、外形状が具象であるもの及び具象模様を表したもの。







#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

複数の扉を有するもののAA~BBのDターム付与

- 1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば具象模様ありと具象模様ありの組み合わせ → 具象模様あり BB を付与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかの扉の構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~BBのDタームを付与しない

(例えば、「具象模様ありの扉」と「抽象模様パネルの扉」(該当するDタームがない)の組み合わせ

→ 具象模様ありの扉を含んでいるが具象模様あり BA を付与しない)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には

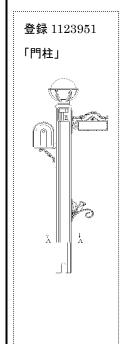
### 過去に分類した物品の名称

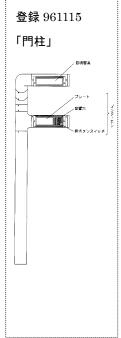
門扉

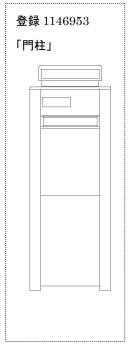
意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-5200	門柱

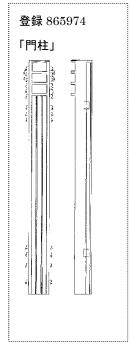
対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品				
L3-510	_	門柱				
L3-520	全	門柱				
L3-5410	_	門扉、塀、さく等支柱				
L3-5411	_	門扉用支柱				
参考分類•参考物品	1					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
L3-592	塀、さく	等支柱				
再掲載指示						
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる	この分類に含まれる物品					
門柱		門扉用支柱				
定義						

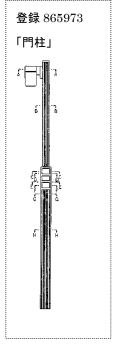
門を構成する柱あるいは、塀、さくの端に設け、門扉を支えるものを分類する。











#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

門柱の構成材を除く。(→L3-59代)

長尺(端部加工無し)の門柱材、門扉用支柱材(→L3-592)

「インターホン」という物品名であっても、インターホン部分とそれを設置させる支柱とが一体となって門柱として用いられるものは、門柱に分類する。

インターフォンに照明器具、表札が付加された程度のものはH7-44。

玄関周りの壁面に取り付けられる照明、表札、インターフォン、新聞受け等の多種の機能を一つにまとめてユニットとした玄関用多機能パネル、住宅用壁面ユニットはDO-O。

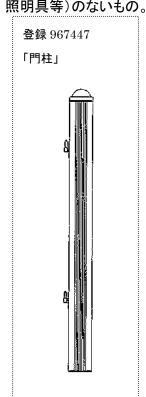
	分類付与運用メモ (付	与優先関係、懸	(案事項など)	
	過去に分類した物品の名	 ろ称		
門	柱	門扉用支柱		

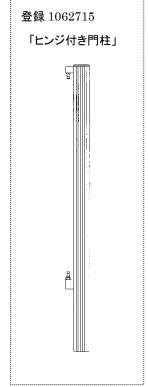
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L;	3-5200	Α	簡	<b>「</b> 易型

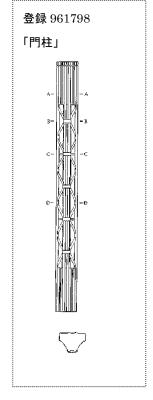
対応する旧意匠分類	<b>類</b>	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品			
L3-510	_	門柱			
L3-5410	_	門扉、塀、さく等支柱			
L3-5411	_	門扉用支柱			
参考分類•参考物品	参考分類・参考物品				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
L3-592	塀、さく	等支柱			

#### 定義(図例必須)

屈曲のないポール状(細柱)で、門扉を支えるための金具以外の付加機能(インターフォン、ポスト、表札、 照明具等)のないもの。

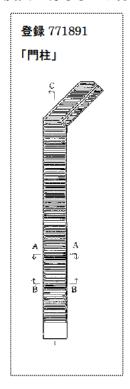


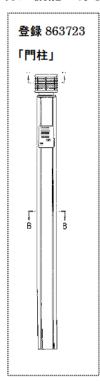


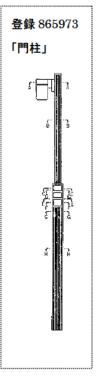


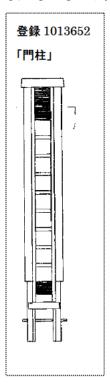
### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

屈曲のあるものは付与しない。 付加機能のあるものは付与しない。 ポール状でないものは付与しない。









# 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

このDタームと複数付与しないDター
-------------------

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数
		組み合わせた意匠
		にはDタームを付与
		しない。

#### 過去に分類した物品の名称

	過去に力規した物品の石が		
門扉用支柱		門柱	

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L;	3-5300	塬	くさく及び手すり

対応する旧意匠分	對	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品	
L3-430		窓用さく、窓用面格子等	
L3-431	_	窓用面格子	
L3-50	一 屋外造作物		
L3-530	<b> </b>	<u>ک</u> خ	
L3-530A	全	さ(縦桟構成型)	
L3-530B	<u></u> 全	さ(横桟構成型)	
L3-530C	全	さく(装飾体構成型)	
L3-530D	全	さく(縦桟、横桟及び装飾体構成型)	
L3-530E	全	さく(鋼線構成型)	
L3-530F	全	さく(パネル構成型)	
参考分類•参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
D7-203	さく・囲	い兼用型腰掛け	
D7-40	ついた	て及びびょうぶ等	
K3-1510A	果樹用	支柱等(フエンス型)	
L1-13	足場用	枠、手すり	
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉等		
L2-5420	防風、防雪さく及び雪崩予防さく		
L2-5430	道路用防音壁		
L3-11	環境施設物		
L3-2029	住宅衛生設備室構成体		
L3-400	ベランダ、バルコニー等		
L3-500	_3-500 門、塀、さく等		
L3-501	一組の	門柱、門扉及びフエンスセット	
L3-504	門(扉	付き)	
L3-5100	門扉		
L3-531	_	ンフエンス	
L3-532	-532 道路用移動さく		
L3-590	3-590 門塀、さく等部品及び付属品		
L3-591	7777		
L3-596		、さく用装飾体	
L4-6220A	窓及び枠付き窓(ルーバー構成型)		
L4-6240	格子、よろい戸及び雨戸		
L4-6240A	格子、よろい戸及び雨戸(ルーバー構成型)		
L4-340	階段		
L6-100	建築用板		
L6-101	建染井	]装飾板	
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
73790003		ANAMON WITH COMMON INSURANCE IN IN	
	1		

この分類に含まれる物品	この分類に含まれる物品			
塀	さく	高欄		
道路用安全さく	ベランダ用さく	階段手すり		
窓用さく				

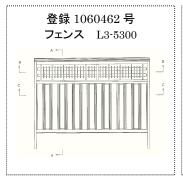
#### 定義

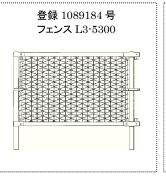
屋外の施設物として設置された境界や区画等の囲い。

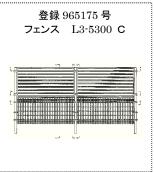
道路用の安全のためのさくを含む。

建物の窓に取り付ける窓用さく、ベランダ用さく、階段等の手すりを含む。

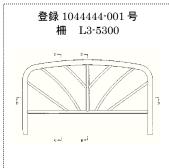
金具で支柱にとりつけるだけで完成したさくとなるパネル状の塀、さく、手すり本体は、L3-596さく用装飾体でなく、ここに含む。

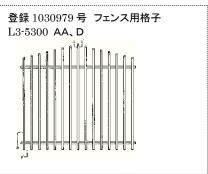


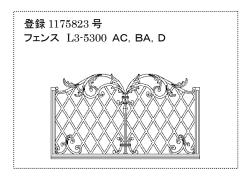


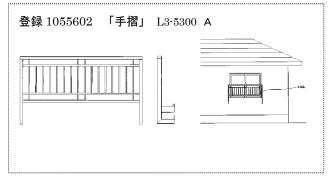


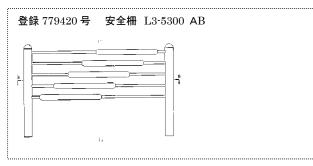


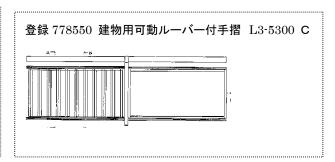












#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

門扉とさくが一体となったものは、L3-500門、塀、さく等。

セメント、コンクリート、焼成ブロック等で一体に形成された厚みのあるパネル状のもので、横方向に施設するものはL3-500門、塀、さく等。

縦方向に多数積み重ねて塀を構成するブロック。建築壁を構成するものは13-591塀用ブロック

水平の張り出し部分(床、デッキ部等)を有するベランダ用のさく及び窓用さくは、L3-400ベランダ、バルコニー等。

窓の開口部と同程度の大きさのもので、かつ枠付きの形態の窓用面格子は、L4-6240。(それ以外の形態のものはここ)。

金具で支柱にとりつけるだけで完成したさくとなる、パネル状の塀、さく、手すり本体はここに含むが、塀、さく に取り付けるて塀、さく、手すりの一部を構成するパネルはL3-596さく用装飾体。

土木建築工事用に仮設するさくは、L1-44仮設用さく、仮設用門扉等。

防風、防雪さく及び雪崩予防さくは、L2-5420。

道路の防音のための防音壁、防音さくは、L2-5430。

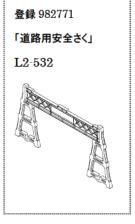
花壇等の周囲に設ける差込タイプのさくは、L3-531ガーデンフェンス。

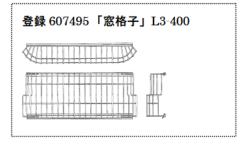
果樹用支柱等の目的に使用するものでフエンス型はK3-1510A。

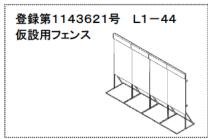
道路に設置する移動可能なさくは、L3-532道路用移動さく。

道路、公園等に設置する「腰掛け、いす、ベンチ」等で、さくとしても用いられるが明らかな座面が構成されているものはD7-203。









#### ・取っ手・手すりについて

住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、地面、または、一方を壁面、一方を床に設置するさく状のものはL3-5300(塀, さく及び手すり)に分類する。



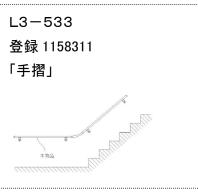
L3-5300 AB 登録 1257925 「バルコニー手すり」





住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、壁面に設置するものはL3-533(壁取付け用手すり)に分類する。







長尺の手すり材はL3-593(塀, さく, 手すり等笠木)に分類する。



L3-593



住宅衛生設備室に使用する取っ手・手すりは、便器に直接取り付ける、便器の三方向以上を囲むように設置する、ペーパーホルダーなど便所特有の機能を有する等、便所専用のもの(D5-495)以外は、部品を含みL3-2029に分類する。

住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりは、設置する場所によって分類が別れるが、住宅衛生設備室に用いられるものは設置する場所を問わずL3-2029に分類する。



L3-2029 登録 1285976 「手すり」 【意匠に係る物品の説明】 本願物品は、使用状況参考図にあるように、主として、トイレ、浴室、玄関等に、設置して、使用するものである。

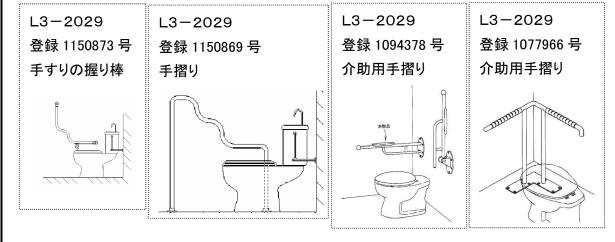
住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、ペーパーホルダーなど便所特有の機能を有する等、便 所専用のものはD5-495(便所用介助具)に分類する。







便器周辺に取り付ける取っ手・手すりもL3-2029に分類する。



# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

窓用さくと窓用面格子について、形態による付与が、困難な場合

- ・物品名が「窓用さく」「窓用手すり」等→ここ
- ・物品名が「窓用面格子」→L4-6240(格子、よろい戸及び雨戸)

<b>'</b> 屈 十	に分類し	4_#加口	の夕折
カラナ	しつが知し	./~*/// GG	いつそか

さく	手すり 道路用防護さく	
高欄	防護さく	塀
フエンス	窓用さく	

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	AA	紛	<b>找</b> 栈構成型

類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
*	分類の名称 または 移行した物品				
_	窓用さく、窓用面格等				
_	窓用面格子				
_	屋外造作物				
_	さく				
_	さく(縦桟構成型)				
_	さく(装飾体構成型)				
_	さく(縦桟、横桟及び装飾体構成型)				
_	さく(鋼線構成型)				
参考分類·参考物品					
	分類の名称 または 物品の名称				
ついた	いたて及びびょうぶ等				
	* - - - - - -				

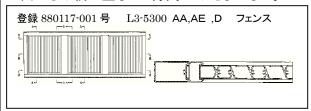
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D7-40	ついたて及びびょうぶ等
K3-1510A	果樹用支柱等(フェンス型)
L3-11	環境施設物
L3-400	ベランダ、バルコニー等
L6-100DB	建築用板 格子板型
L6-101DB	建築用装飾板 格子板型

### 定義(図例必須)

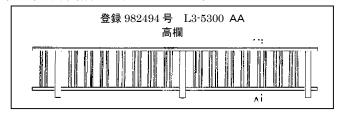
縦桟構成のもの。略垂直直線状の桟。

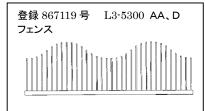
### 【このタームを付与する例】

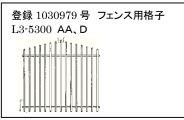
正面からは桟が重なって隙間がみえないもの。

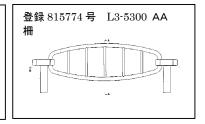


桟の長さ、間隔が一定でないもの。

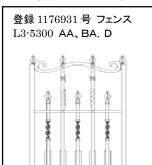


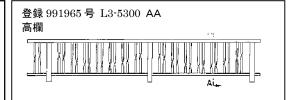


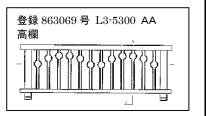


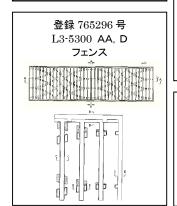


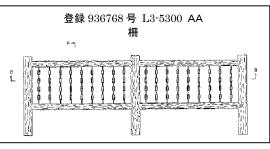
### 桟の一部分に凹凸があるもの(桟が同一垂直軸であること)。

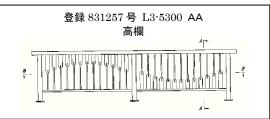




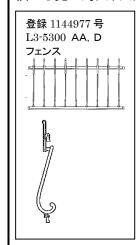




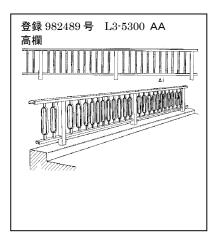


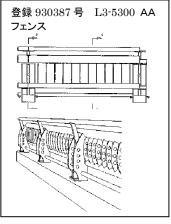


### 横から見て湾曲、凹凸があるもの。

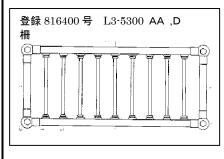


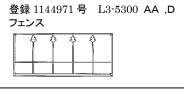


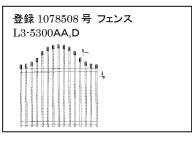


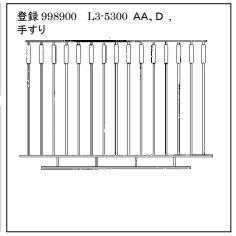


### 縦桟端部に凹凸、装飾があるもの。

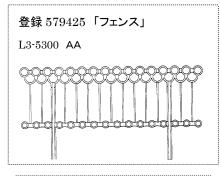


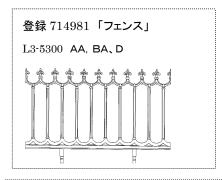




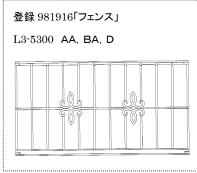


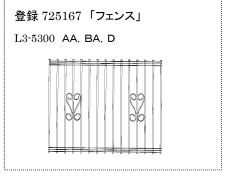
### 縦桟内、周囲に装飾があるもの。

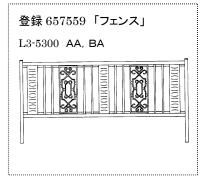


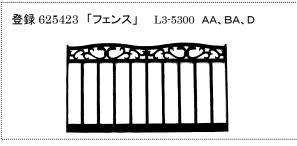




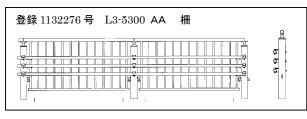


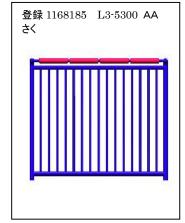


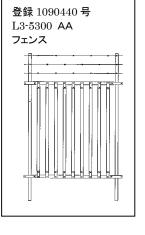


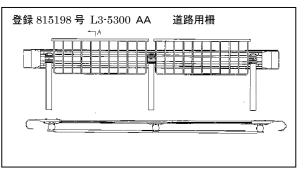


縦桟にパイプ状の手すり、ガードパイプ、ガードレールを設けたもの。

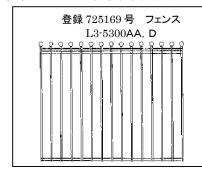


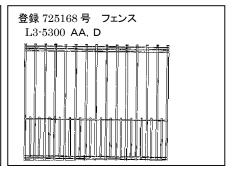


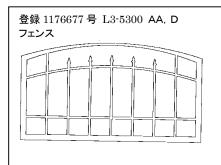


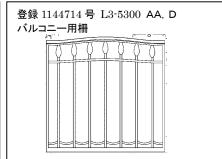


横桟が上下に数本、中央付近に一本程度であれば、このタームを付与する。

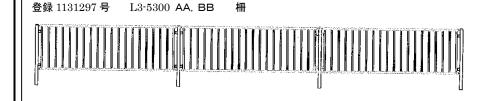














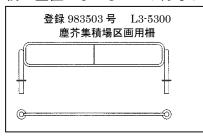
斜め横から見た図

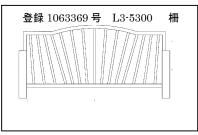
### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

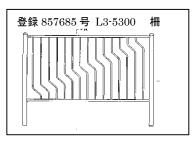
桟が隙間なく並んでいるものには付与しない。

縦桟が1本のものには付与しない。

桟が垂直でないものには付与しない。







### 複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

- 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば縦桟と縦桟の組み合わせ → 縦桟 AA を付与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA〜BBのDタームに該当しない … AA〜BBのDタームを付与しない(例えば、「縦桟のさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがない)の組み合わせ… 縦桟のさくを含んでいるが縦桟 AA を付与しない) →Dターム「C さく 体混合型」を付与

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

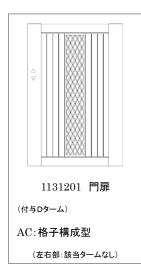
パネルにおけるAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の要素からなるDタームの付与について(門扉、さく共通

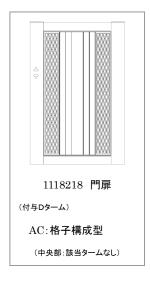
### <基本原則>・・・・全体構成で判断

### 例えば

- ・全体に及んでいる構成
- 全体を印象づけている構成のものに付与する。

(注意: 面積だけで一律判断しない)







ただし、1枚のパネルにAA(縦桟構成型)、AB(横桟構成型)、AC(格子構成型)のいずれかの複数の構成が含まれている場合であって、どの構成も全体に関わるものの場合、該当するDタームを複数付与する。(従となる構成が、ほぼ1/3以下である場合を除く)

### 例えば、

- 各構成の面積比がほぼ同じで、いずれも全体を印象付けている等、1つのタームにしぼれないもの。
  - (注意:・単にAA~ACの要素を含むというだけでは、付与しない。
    - ・主たる構成要素である縦又は、横桟を固定するための2,3本の横、または縦の補強材は、桟とみない)



8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

このDタームと複数付与しないDターム					
記号		Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせ	
С	さく体混合型			た意匠には	
				を付与する。	
過去	過去に分類した物品の名称				
柵		道路用柵		ェンス	
手すり		高欄			

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	AB	棱	<b>栈構成型</b>

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	×	分類の名称 または 移行した物品			
L3-430	_	窓用さく、窓用面格等			
L3-431	_	窓用面格子			
L3-50	_	屋外造作物			
L3-530	_	さく			
L3-530B	_	さく(横桟構成型)			
L3-530C	_	さく(装飾体構成型)			
L3-530D	_	さく(縦桟、横桟及び装飾体構成型)			
参考分類•参考物品	1				
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
D7-40 ついたて及びびょうぶ等					
K3-1510A 果樹用支柱等(フェンス型)					
L3-11	環境施	設物			
L3-400 ベランダ、バルコニー等					
L3-504 門(扉付き)					
L3-5100	門扉				
L6-100DB	L6-100DB 建築用板 格子板型				
L6-101DB 建築用装飾板 格子板型					

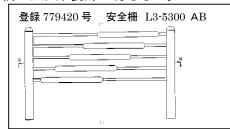
### 定義(図例必須)

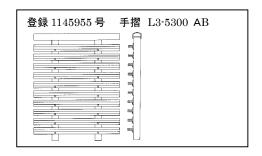
横桟構成のもの。軸が同一水平線状の桟。

# 【このタームを付与する例】

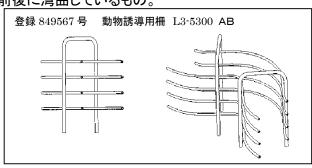
幅、長さ、間隔が一定でないもの、正面からは桟が重なって隙間がみえないもの。

### 桟に凹凸、装飾があるもの。

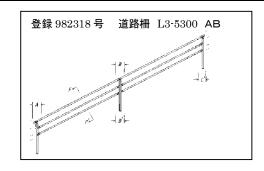




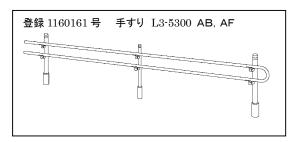
### 前後に湾曲しているもの。

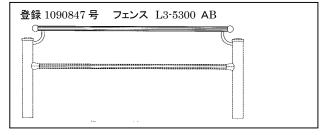


階段や傾斜面に設置するものに限って、その傾斜にあわせて、横桟が斜めなもの。

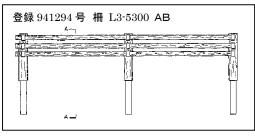


横桟の端部に同一水平線状でない箇所(湾曲、凹凸、装飾等)があるもの。

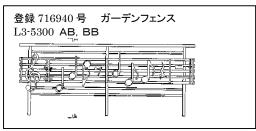




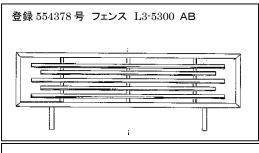
横桟に模様があるもの。



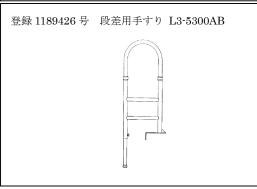
横桟の中に装飾等があるもの。



横桟を支持する縦桟が左右に数本、 中央付近に1本までのもの。



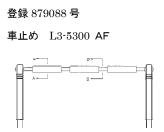
補強用の補助的な横桟のみも含む



### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

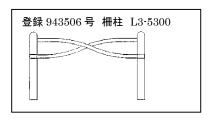
桟が隙間なく並んでいるものには付与しない。 手すりが1本(横桟状)のもの、さく体が枠状のものには付与しない。

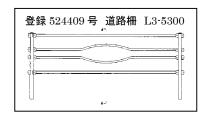




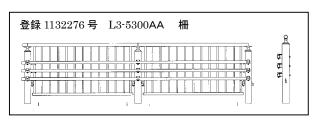


桟が水平でないものには付与しない。





主要なさく面に数本設けられた程度の場合は付与しない。



複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば横桟と横桟の組み合わせ → 横桟 AB を付与)

異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~BBのDタームを付与しない(例えば、「横桟のさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがない)の組み合わせ… 横桟のさくを含んでいるが横桟 AB を付与しない) →Dターム「C さく体混合型」を付与

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

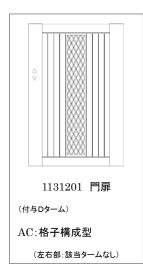
パネルにおけるAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の要素からなるDタームの付与について(門扉、さく共通

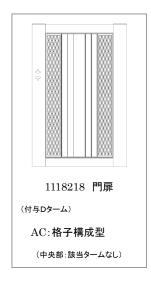
### <基本原則>・・・・全体構成で判断

### 例えば

- ・全体に及んでいる構成
- ・全体を印象づけている構成のものに付与する。

(注意: 面積だけで一律判断しない)







ただし、1枚のパネルにAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の構成が含まれている場合であって、どの構成も全体に関わるものの場合、該当するDタームを複数付与する。(従となる構成が、ほぼ1/3以下である場合を除く)

### 例えば、

- 各構成の面積比がほぼ同じで、いずれも全体を印象付けている等、1つのタームにしぼれないもの。
  - (注意:・単にAA~ACの要素を含むというだけでは、付与しない。
    - ・主たる構成要素である縦又は、横桟を固定するための2,3本の横、または縦の補強材は、桟とみない)



8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

D-TERM

$=\sigma$	このDタームと複数付与しないDターム				
記号		Dタームの名称	左	記Dタームを複数組み合わせ	
С	さく体混合型		た	意匠には	
				を付与する。	
過去	過去に分類した物品の名称				
柵		フェンス	手すり		
道路用安全柵					

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	AC	格	<b>齐</b>

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号 ※		分類の名称 または 移行した物品
L3-430	一 窓用さく、窓用面格等	
L3-431	_	窓用面格子
L3-50	_	屋外造作物
L3-530	_	さく
L3-530A ー さく(縦桟構成型)		さく(縦桟構成型)
L3-530B	_	さく(横桟構成型)
L3-530C -		さく(装食滞構成型)
L3-530D - さく(縦桟、横桟及び装飾体構成型)		
参考分類•参考物品		

分類記 <del>号</del>	分類の名称 または 物品の名称
D7-40	ついたて及びびょうぶ等
K3-1510A	果樹用支柱等(フェンス型)
L3-11	環境施設物
L3-400	ベランダ、バルコニー等
L6-100DB	建築用板 格子版型
L6-101DB	建築用装飾板 格子版型

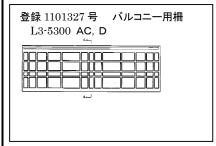
### 定義(図例必須)

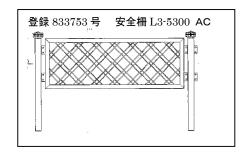
格子(桟、あるいは格子線でかこまれた部分が孔)で構成されたもの。略平行直線状の2組の桟が交差する構 成。

周囲に枠のない鋼線構成のもの(AD、ADA、ADB)を除く。

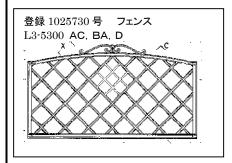
【このタームを付与する例】

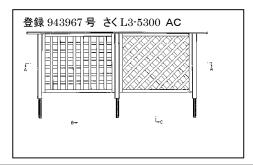
幅、長さ、間隔が一定でないもの。



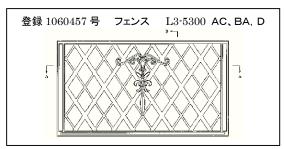


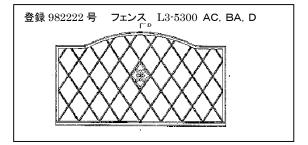
2種の格子が形成されているもの。

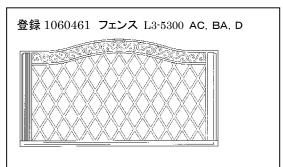


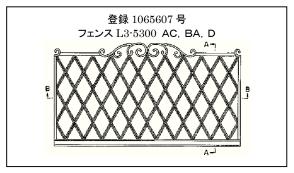


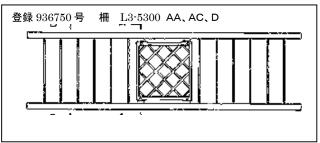
# 格子の中、周囲に装飾、他の構成要素があるもの。





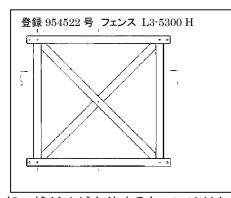


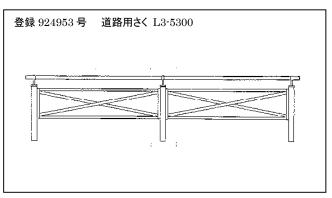




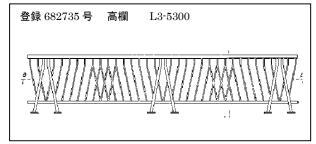
### このDタームとの関係(付与しない意匠)

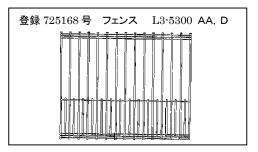
交差する桟が1本のものには付与しない。



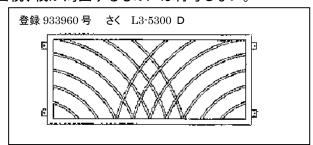


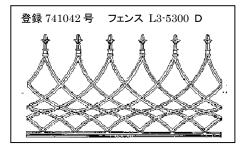
一部の桟だけが交差するものには付与しない。





正面視、桟が湾曲するものには付与しない。





周囲全体に外枠を有さない鋼線鋼線のものは、DタームAD, ADA, ADBのいずれかを付与する。

複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば格子桟と格子桟の組み合わせ → 格子桟 AC を付与)

異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA ~BBのDタームを付与しない(例えば、「格子桟のさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがない)の組み合わせ… 格子桟のさくを含んでいるが格子桟 AC を付与しない) →Dターム「C さく体混合型」を付与

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

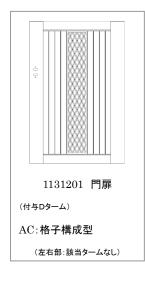
パネルにおけるAA(縦桟構成型), AB(横桟構成型), AC(格子構成型)のいずれかの複数の要素からなるDタームの付与について(門扉、さく共通

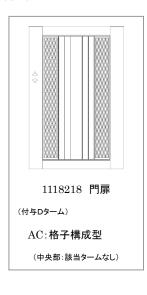
<基本原則>・・・・全体構成で判断

例えば

- ・全体に及んでいる構成
- ・全体を印象づけている構成のものに付与する。

(注意: 面積だけで一律判断しない)







ただし、1枚のパネルにAA(縦桟構成型)、AB(横桟構成型)、AC(格子構成型)のいずれかの複数の構成が含まれている場合であって、どの構成も全体に関わるものの場合、該当するDタームを複数付与する。(従となる構成が、ほぼ1/3以下である場合を除く)

### 例えば、

・各構成の面積比がほぼ同じで、いずれも全体を印象付けている等、1つのタームにしぼれないもの。 (注意:・単にAA~ACの要素を含むというだけでは、付与しない。

・主たる構成要素である縦又は、横桟を固定するための2,3本の横、または縦の補強材は、桟とみない)



8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

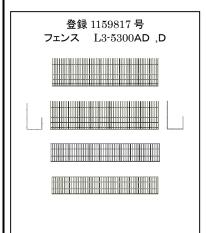
$=\sigma$	Dタームと複数付与し	ないDターム				
記号		Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ			
С	さく体混合型		た意匠には			
			を付与する。			
過去	過去に分類した物品の名称					
さく		道路用さく	フェンス			
手すり		道路用安全さく				

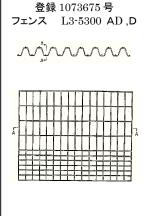
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	AD	鎁	<b>洞線構成型</b>

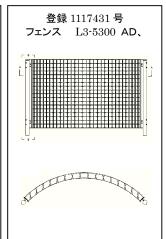
対応する旧意匠分類	領	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	×	※ 分類の名称 または 移行した物品		
L3-430	_	窓用さく、窓用面格等		
L3-431	_	窓用面格子		
L3-530	_	さく		
L3-530E	_	さく(鋼線構成型)		
参考分類•参考物品	参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
D7-40	ついたて及びびょうぶ等			
K3-1510A	果樹用	果樹用支柱等(フェンス型)		
L1-44	仮設用	仮設用さく、仮設用門扉等		
L3-11	環境施設物			
L3-400	3-400 ベランダ、バルコニー等			
L6-100DB	建築用板 格子版型			
L6-101DB	建築用装飾板 格子版型			
M1-51	金網	金網		

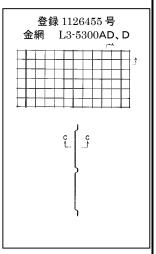
### 定義(図例必須)

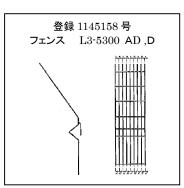
鋼線構成のもので、ADA、ADBにあてはまらないもの。

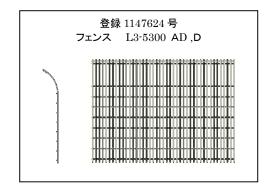








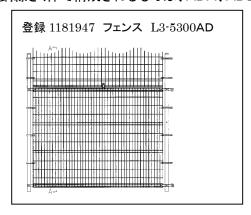




### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

簡易な枠を除き、周囲全体に外枠を有するものは、ここに含まない。 編んだネット状(金網フェンス)のもの、エキスパンド・メタルは含まない。 複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば鋼線と鋼線の組み合わせ → 鋼線 AD を付与) 複数の鋼線さく体で構成されるもんは、ADA、ADBでなく形態に関わらずADを付与する。



2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA~BBのDタームに該当しない ··· AA~BBのDタームを付与しない(例えば、「鋼線のさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがない)の組み合わせ… 鋼線のさくを含んでいるが鋼線 AD を付与しない) →Dターム「C さく体混合型」を付与

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
ADA	鋼線平面構成型	た意匠には
ADB	鋼線胴縁有り型	
С	さく体混合型	を付与する。

### 過去に分類した物品の名称

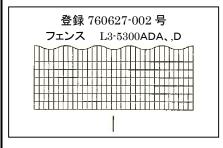
ALMI - 73 700 O'C   73 HH * 7 H	21:3 % o c p iii v 1 i			
さく	フェンス			

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	ADA	鋼線平面構成型	

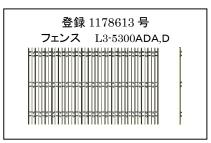
対応する旧意匠分類	<del></del>	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品			
L3-430	_	窓用さく、窓用面格等		
L3-431	_	窓用面格子		
L3-530	_	さく		
L3-530E	_	さく(鋼線構成型)		
参考分類•参考物品	1			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称			
D7-40	ついたて及びびょうぶ等			
K3-1510A	果樹用	果樹用支柱等(フェンス型)		
L1-44	仮設用	仮設用さく、仮設用門扉等		
L3-11	環境施	環境施設物		
L3-400	3-400 ベランダ、バルコニー等			
L6-100DB	建築用板 格子版型			
L6-101DB	建築用装飾板 格子版型			
M1-51	金網			

### 定義(図例必須)

鋼線構成のもののうち、平面体で前後に変化のないもの。





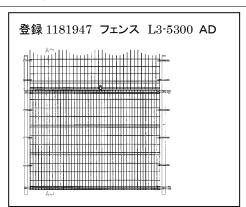


### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

簡易な枠を除き、周囲全体に外枠を有するものは、含まない。

複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば鋼線と鋼線の組み合わせ → 鋼線 AD を付与) 複数の鋼線さく体で構成されるもんは、ADA、ADBでなく形態に関わらずADを付与する。



2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~BBのDタームを付与しない(例えば、「鋼線のさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがない)の組み合わせ… 鋼線のさくを含んでいるが鋼線 AD を付与しない) →Dターム「C さく体混合型」を付与

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
AD	鋼線構成型	た意匠には
ADB	鋼線胴縁有り型	
С	さく体混合型	を付与する。

### 過去に分類した物品の名称

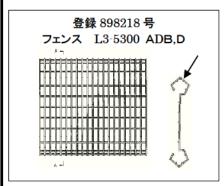
さく	フェンス	

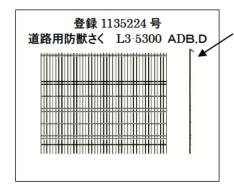
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	ADB	鋼線胴縁有り型	

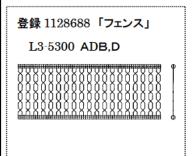
対応する旧音匠分割	対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品			
L3-430	^	窓用さく、窓用面格等			
L3-431		窓用面格子			
L3—530	_	さく			
L3-530E	_	さく(鋼線構成型)			
参考分類·参考物品	参考分類·参考物品				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
D7-40	ついた	ついたて及びびょうぶ等			
K3-1510A	果樹用	果樹用支柱等(フェンス型)			
L1-44	仮設用	仮設用さく、仮設用門扉等			
L3-11	環境施設物				
L3-400	ベランダ、バルコニー等				
L6-100DB	建築用板 格子版型				
L6-101DB	建築用装飾板 格子版型				
M1-51	金網				
古 关 / 扇 / 以(ま)					

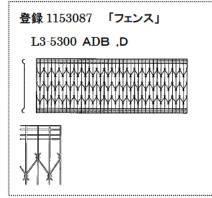
定義(図例必須)

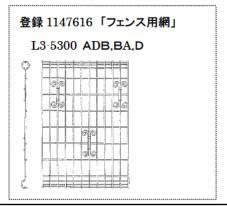
鋼線構成のもののうち、胴縁(矢印部分)があり、かつ胴縁部分以外が平面体のもの。

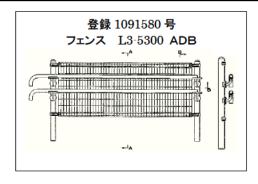


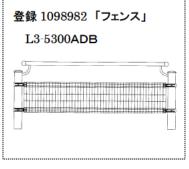


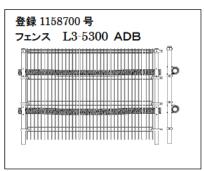










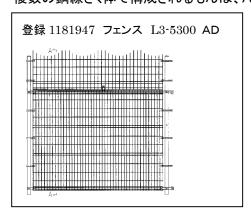


### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

簡易な枠を除き、周囲全体に外枠を有するものは、含まない。

複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば鋼線と鋼線の組み合わせ → 鋼線 AD を付与) 複数の鋼線さく体で構成されるもんは、ADA、ADBでなく形態に関わらずADを付与する。



2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~BBのDタームを付与しない(例えば、「鋼線のさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがない)の組み合わせ… 鋼線のさくを含んでいるが鋼線 AD を付与しない) →Dターム「C さく体混合型」を付与

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
AD	鋼線構成型	た意匠には
ADA	鋼線平面構成型	
С	さく体混合型	を付与する。

### 過去に分類した物品の名称

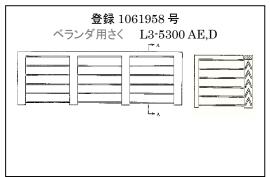
たる(1) 残ら(1) 間の 目 (1)			
さく	フェンス		

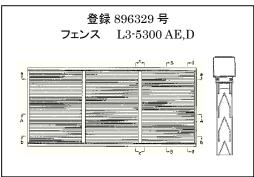
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	AE	ガ	<b>ブリ構成型</b>

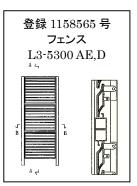
***				
対応する旧意匠分	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-430	_	窓用さく、窓用面格子等		
L3-431	_	窓用面格子		
L3-530	_	さく		
L3-530A	_	さく(縦桟構成型)		
L3-530B	_	さく(横桟構成型)		
参考分類•参考物品	品			
分類記 <del>号</del>		分類の名称 または 物品の名称		
L3-504AE	門(扉付き)(扉ガラリ構成構成型)			
L3-5100AE	門扉(ガラリ構成型)			
L4-6220A	窓及び枠付き窓(ルーバー構成型)			
L4-6240	格子、よろい戸及び雨戸			
L4-6240A	格子、	よろい戸及び雨戸(ルーバー構成型)		
定義(図例必須)				

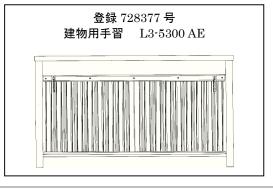
ガラリ構成のもの。

羽根板と羽根板の間に隙間があるもので、正面視において、重なって隙間がなくみえるものも含む。 (隙間のないものは含まない)。









### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

傾きのない板に単に隙間を設けたものは含まない。

複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

- 1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えばガラリとガラリの組み合わせ → ガラリ AE を付与)
- 2. 異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA~BBのDタームに該当しない … A A~BBのDタームを付与しない(例えば、「ガラリのさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがな い)の組み合わせ… ガラリのさくを含んでいるがガラリ AE を付与しない) →Dターム「C さく体混合 型」を付与

		憂先順位、懸案事項など)		
8個以」	上のDタームに当ては <sup>:</sup>	まる場合は、Dタームは全で	て付与しない。	
<i>Ξ0</i> ,	Dタームと複数付与し	ないDターム		
記号		Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせ
С	さく体混合型			た意匠には
				を付与する。
過去	に分類した物品の名	称		
柵		フェンス		すり

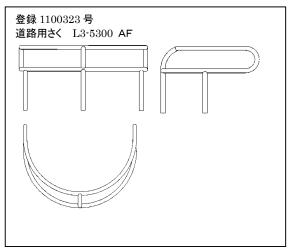
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	AF	1	ペイプ構成型

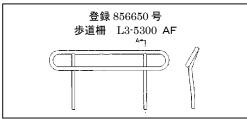
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-530	_	さく		
L3-530B	_	さく(横桟構成型)		
参考分類・参考物品				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
D7-203	さく、囲	い兼用型腰掛け		
L3-2029	住宅律	生設備室構成体		
古 关 / 団 (5) (天)				

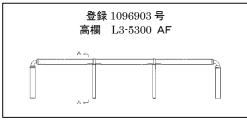
### 定義(図例必須)

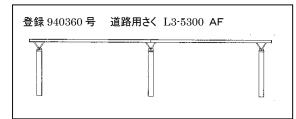
単純なパイプ構成のもので、桟のないもの(一本のパイプを湾曲したものを含む)及び支柱に1本の手すりのみのもの。

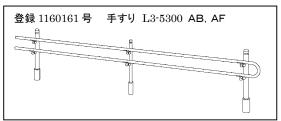
明らかにいす兼用のもの。



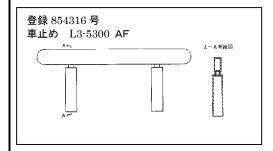




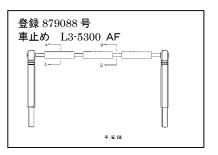




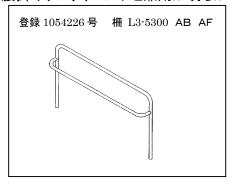
### パイプ形状は円筒に限らない。

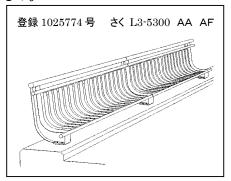


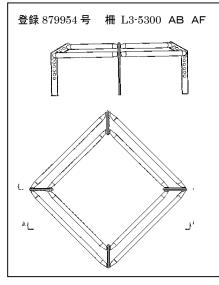


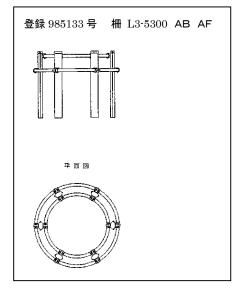


### 腰掛け、いす、ベンチと兼用が明らかなもの。









### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

「腰掛、いす、ベンチ」という物品の名称で、 道路、公園に設置、固定する柵にもなりうる ものはD7-203に分類する。

# 登録 885556 号 ベンチ D7-203

### D7-203との関係

- (1)物品名及び説明(図)その他の記載から「さくと腰掛け(いす)の兼用」が明らかなもの
- ②物品名及び説明(図)その他の記載には「さく」の用途しか明示されていないもの
- 上記①又は②に該当するものに関して、

上辺部や側辺部にパイプ3本以上または板材によりほぼ水平な座面が構成されている場合はD7-203とし、それ以外はL3-5300とする。

※判断に迷う場合(例えばパイプ又は板材であっても座面であることが明確でない場合)はL3-5300。 ※「腰掛け(いす)」の用途しか明示されていないものに関しては、形態の如何を問わず、D7-2代であるが、そのうち形状が"柵、囲い"状のものをD7-203に優先的に付与する。

パイプ構成型に、腰掛け、いす、ベンチと兼用のものが多いことから、腰掛け、いす、ベンチと兼用が明らかなものは、パイプ構成型以外であっても、例外的にこのタームを付与する。

パイプ構成型の以外にも、「L3-5300AB 横桟構成型」に腰掛け、いす、ベンチにもなりうるものがある。

縦桟構成のさく体、横桟構成のさく体、格子構成のさく体、鋼線構成のさく体からなるさくの一部に取り付けられたパイプ構成にはこのタームを付与しない。

支柱に手すりと1本の水平横桟を取り付けたものは、横桟構成型(L3-5300AB)

### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えばパイプ構成とパイプ構成の組み合わせ → パイプ構成 AF を付与)

異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~BBのDタームを付与しない(例えば、「パイプ構成のさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがない)の組み合わせ… パイプ構成のさくを含んでいるがパイプ構成 AF を付与しない) →Dターム「C さく体混合型」を付与

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

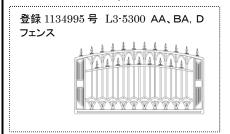
# このDタームと複数付与しないDターム 記号 Dタームの名称 左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはた意匠にはた。 と付与する。 を付与する。 過去に分類した物品の名称 手すり

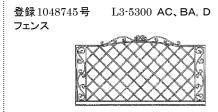
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	ВА	古典的装飾模様有り	

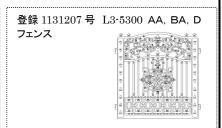
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-430	_	窓用さく、窓用面格子等		
L3-431	_	窓用面格子		
L3-530	_	さく		
L3-530A	_	さく(縦桟構成型)		
L3-530B	_	さく(横桟構成型)		
L3-530C	_	さく(装飾体構成型)		
L3-530D	_	さく(縦桟、横桟、および装飾体構成型)		
L3-530E	_	さく(鋼線構成型)		
L3-530F	_	さく(パネル構成型)		
参考分類•参考物品	参考分類・参考物品			
分類記号 分類の名称 または 物品の名称				
D7-40	ついたて及びびょうぶ等			
K3-1510A	果樹用支柱等(フェンス型)			
L3-11	環境施	<b>環境施設物</b>		
L3-400	ベラン	ベランダ、バルコニー等		
L6-100DB	建築用	板 格子板型		
L6-101DB	建築用	装飾板 格子板型		

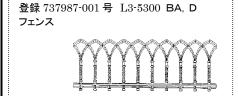
### 定義(図例必須)

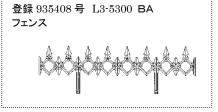
古典的装飾模様、唐草模様等を表したもの。古典的装飾については、古代、中世等の建造物に多くみられる華飾模様で、手すり子や枠体に加飾したもの。模様については、唐草の外、アカンサス、パルメット、等の植物をモチーフとした曲線状の古典的草柄装飾模様を含む。また、S字、C字等の組み合わせを含む。(L3 -504 BAの定義

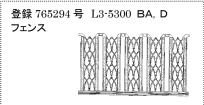








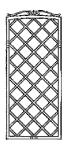




登録 1175823 号 フェンス L3-5300 AC, BA, D



登録 1040225 号 L3-5300 AC、BA, D 建築用ブロックフェンス



登録 1176931 号 L3-5300 AA, BA, D フェンス 登録 521772 号 L3-5300 BA, D 柵杆



登録 935202 号 L3-5300AC BA, D フェンス



### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば古典的装飾模様ありと古典的装飾模様ありの組み合わせ → 古典的装飾模様あり BA を付与)

異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~BBのDタームを付与しない(例えば、「古典的装飾模様ありのさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがない)の組み合わせ… 古典的装飾模様ありのさくを含んでいるが BA を付与しない) →Dターム「C さく体混合型」を付与

### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
С	さく体混合型	た意匠には
		を付与する。

### 過去に分類した物品の名称

Ī	柵	フェンス	
I			
Ī			

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	ВВ	淵	具象模様有り

対応する旧意匠分類	質	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品		
L3-430	_	窓用さく、窓用面格子等		
L3-431	_	窓用面格子		
L3-530	_	さく		
L3-530A	_	さく(縦桟構成型)		
L3-530B	_	さく(横桟構成型)		
L3-530C	_	さく(装飾体構成型)		
L3-530D	_	さく(縦桟、横桟、および装飾体構成型)		
L3-530E	_	さく(鋼線構成型)		
L3-530F	_	さく(パネル構成型)		
参考分類•参考物品	参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称		
D7-40	ついた	いたて及びびょうぶ等		
K3-1510A	果樹用支柱等(フェンス型)			
L3-11	環境施	環境施設物		
L3-400	ベラン	ダ、バルコニー等		

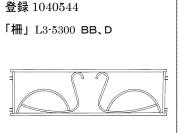
### 定義(図例必須)

具象形状、具象模様を表したもの。

文字、記号を含む。

L6-100DB L6-101DB



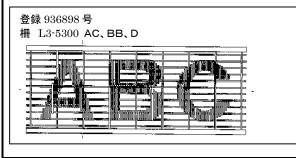


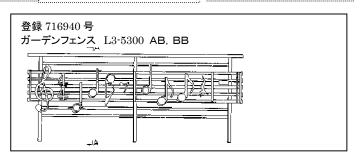
建築用板 格子板型

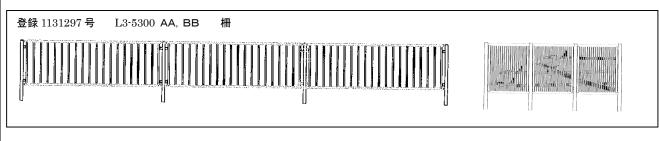
建築用装飾板 格子板型











### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

複数のさくを有するもののAA~BBのDターム付与

1. 同じ構成のものが複数 … 該当するAA~BBのDタームがあれば付与 (例えば縦桟と縦桟の組み合わせ → 偽証模様あり BB を付与)

異なる構成のものが複数、あるいは、いずれかのさくの構成がAA~BBのDタームに該当しない … AA~BBのDタームを付与しない(例えば、「具象模様ありのさく」と「抽象模様パネルのさく」(該当するDタームがない)の組み合わせ… 具象模様ありのさくを含んでいるが具象模様あり BB を付与しない) →Dターム「C さく体混合型」を付与

### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

この	Dタームと複数付与し	ないDターム					
記号		Dタームの名称	左	記Dタームを	を複数組み合わせ		
С	さく体混合型		た	意匠には			
					を付与する。		
過去	過去に分類した物品の名称						
さく		フェンス	道路用	安全さく			

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	С	4	く体混合型

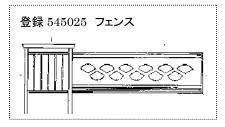
対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-430	_	窓用さく、窓用面格等				
L3-431	_	窓用面格子				
L3-50	—	屋外造作物				
L3-530	—	<ul><li>さく</li></ul>				
L3-530D	一 さく(縦桟、横桟及び装飾体構成型)					
参考分類•参考物品	参考分類・参考物品					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
D7-40	ついた	ついたて及びびょうぶ等				
K3-1510A	果樹用	果樹用支柱等(フェンス型)				
L3-11	環境施設物					
L3-400	ベランダ、バルコニー等					
L6-100DB	建築用板 格子板型					

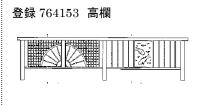
## L6-101DB 定義(図例必須)

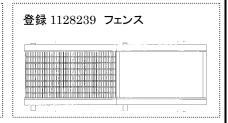
支柱を介して切り離される複数のさく体を有し、かつそのさく体が異なった構成、模様のもの。

建築用装飾板 格子板型

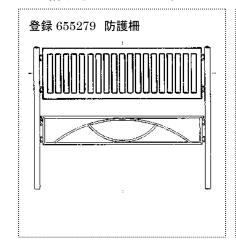
### 並列に構成されているもの。

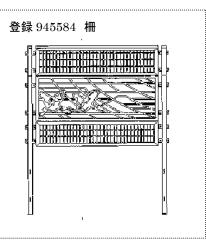


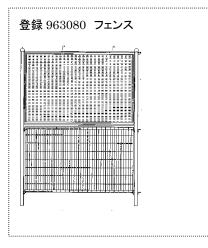




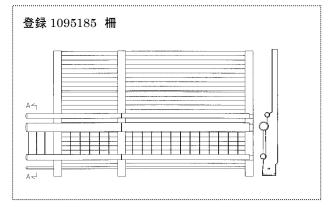
### 上下に構成されているもの。





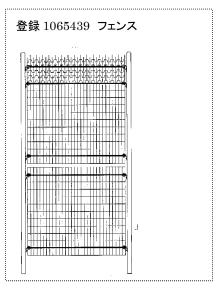


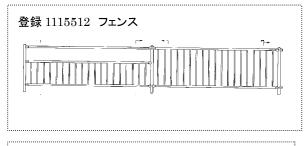
### 前後に構成されているもの。

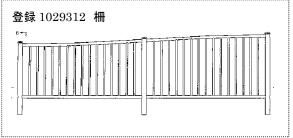


### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

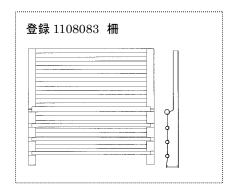
形態が異なっても、鋼線構成同士、縦桟同士等、同じ構成の組み合わせは含まない。

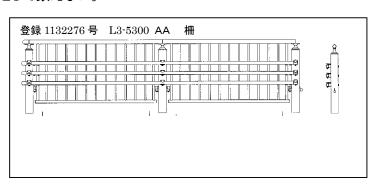




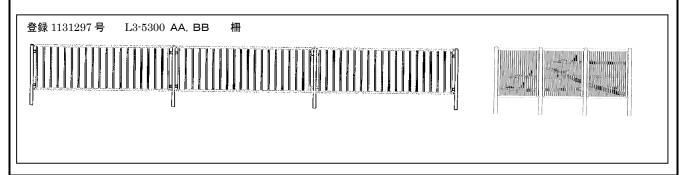


数本のパイプ程度のものは、一つのさく体として数えない。





連続して一体の模様を構成する場合や、同種の模様の場合は、異なった模様としない。



·				D TEIUI		
分類	質付与運用メモ(付与個	憂先順位、懸案事項など)				
_ <i>0</i>	DDタームと複数付与し	ないDターム				
記号		Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせ		
AA	縦桟構成型			た意匠には		
AB	横桟構成型			を付与する。		
AC	格子構成型					
AD	鋼線構成型					
ADA	鋼線平面構成型					
ADB	鋼線胴縁あり型					
AE	ガラリ構成型					
AF	パイプ構成型					
ВА	古典的装飾模様あり	型				
ВВ	具象模様あり型					
過去	とに分類した物品の名	称				
柵		フェンス	道路	各用さく		

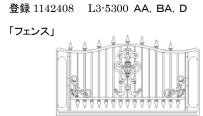
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5300	D	支	柱無し

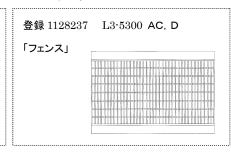
対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-430	_	窓用さく、窓用面格等				
L3-431	_	窓用面格子				
L3-530	_	さく				
L3-530A	—	さく(縦桟構成型)				
L3-530B	_	さく(横桟構成型)				
L3-530C	—	さく(装飾体構成型)				
L3-530D	_	一 さ(縦桟、横桟及び装飾体構成型)				
L3-530E	_	一 さく(鋼線構成型)				
L3-530F	ー さく(パネル構成型)					
参考分類•参考物品	参考分類・参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称					
D7-40	ついた	ついたて及びびょうぶ等				
K3-1510A	果樹用支柱等(フェンス型)					
L3-11	環境施設物					
L3-400	ベランダ、バルコニー等					
L6-100DB	建築用板 格子板型					
L6-101DB	建築用装飾板 格子板型					

### 定義(図例必須)

支柱のないもの。金具で支柱にとりつけて完成したさくとなる、さく本体(パネル状)。







### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

### 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

8個以上のDタームに当てはまる場合は、Dタームは全て付与しない。

### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には
		を付与する。

### 過去に分類した物品の名称

さく	フェンス	窓用面格子

意匠分類定義カード D-CLASS

意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L3-531	ガ	ーデンフェンス

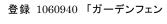
対応する旧意匠分割	哲	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」						
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品						
L3-531	全	ガーデンフェンス						
参考分類·参考物品	参考分類•参考物品							
分類記号		分類の名称 または 物品の名称						
K3-1510A	果樹用	果樹用支柱等(フェンス型)						
L2-331	農業、園芸用ブロック							
L3-5300	塀、さく及び手すり							
再掲載指示								
分類記号	分類の名称 または 物品の名称							
この分類に含まれる物品								
ガーデンフェンス								
中華								

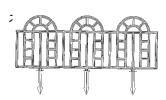
庭の花壇等の周囲に設ける主として差込みタイプのものを分類する。



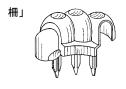
柵」



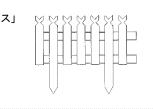




登録 1059413 「花壇用



登録 1043305 「ガーデンフェン



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 植物の育成を目的とする支柱は含まない(→K3-1510A)



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

意匠分類定義カード D-CLASS

	意匠分類記号		意匠分類の名称
L;	L3-532 道		[路用移動さく

対応する旧意匠分類	<b></b>	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-532	全	道路用移動さく				
参考分類·参考物品	1					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
F5-101	広告用具及び表示用具					
J6-400	交通安全用機器					
L1-44	仮設用さく、仮設用門扉等					
再掲載指示						
分類記号	分類の名称 または 物品の名称					
この分類に含まれる物品						
道路用移動さく	道路用安全さく					

### 定義

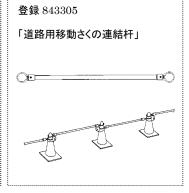
道路に設置する境界や区画等のためのさくで、移動可能なもの。移動さく用脚、連結桿等を含む。





登録 991895







### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

コーン状の危険個所表示具はJ6-400(交通安全用機器)であるが、その連結具はL3-532

### 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

温土	この緒し	た物具	の名称
ᄪ		<i>→1</i> : 401⊓г	10ノ4コ47か

道路用移動さく	道路用安全さく	バリケード用パイプ支持脚	

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L	3-533	壁	取付け用手すり

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または	移行した物品		
L3-530	_	塀、さく及び手すり			
参考分類·参考物品	1				
分類記号		分類の名称 または 特	物品の名称		
L3-2029	住宅衛	生設備室構成体			
L3-5300		及び手すり			
L3-593	塀、さく	、手すり等笠木			
	再掲載指示				
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
壁面取付け用手すり					
定義					
建物、階段、玄関、廊下等の壁面に取り付ける手すり。					
登録 1094545「エレベータかごの手摺」 登録 1158311「手摺」 登録 1049942「建物用ガードレール」					

# 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

・取っ手・手すりについて

住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、壁面に設置するものはL3-533(壁取付け用手すり)に分類する。

住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、地面、または、一方を壁面、一方を床に設置するさく 状のものはL3-5300(塀, さく及び手すり)に分類する。

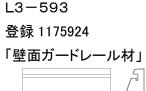








長尺の手すり材はL3-593(塀, さく, 手すり等笠木)に分類する。





住宅衛生設備室に使用する取っ手・手すりは、便器に直接取り付ける、便器の三方向以上を囲むように 設置する、ペーパーホルダーなど便所特有の機能を有する等、便所専用のもの(D5-495)以外は、部品 を含みL3-2029に分類する。

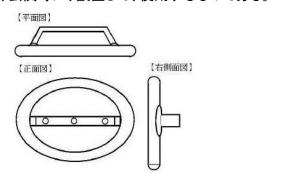
住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりは、設置する場所によって分類が別れるが、住宅衛生設備室に用いられるものは設置する場所を問わずL3-2029に分類する。



L3-2029 登録 1285976「手すり」

【意匠に係る物品の説明】

本願物品は、使用状況参考図にあるように、主として、トイレ、浴室、玄関等に、設置して、使用するものである。



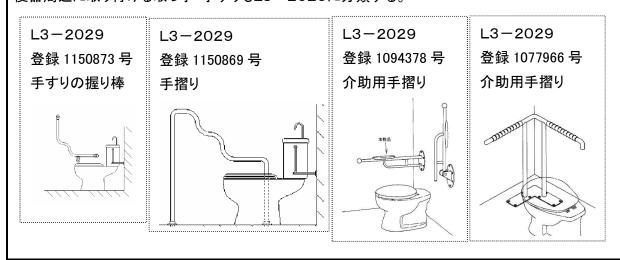
住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、ペーパーホルダーなど便所特有の機能を有する等、 便所専用のものはD5-495(便所用介助具)に分類する。



D5-495 登録 1173324 号 「大便器用肘掛けの 取付用フレーム」



便器周辺に取り付ける取っ手・手すりもL3-2029に分類する。



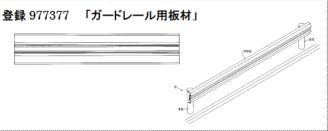
	分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)					
	過去に分類した物品の名称					
手	手すり 建物用ガードレール					

意匠分類記号	意匠分類の名称				
L3-590	門、塀、さく等部品及び付属品				

サウナスの金属ハギ	k <b>z</b>				
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品				
L3-549	<b>—</b>	門扉、塀、さく等構成部材部品及び付	属品		
L3-5190	_	門扉部品及び付属品			
L3-529	_	門柱部品及び付属品			
L3-5390	_	さく部品及び付属品			
L3-540	_	門扉、塀、さく等構成部材			
L3-5470	_	道路さく、橋りょうさく等構成部材			
L6-1320	_	- 塀板			
参考分類•参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
L1-44	14 仮設用さく、仮設用門扉等				
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称		
M3-200	門扉用	開閉金物			
この分類に含まれる物品					
塀板		塀板材	ガードレール用板		
ガードレール用板材					

#### 定義







塀、さく、塀用ブロックはL3-591に、門、塀、さく等支柱はL3-592に、塀、さく、手すり等笠木はL3-593に、塀、さく、手すり等笠木受けはL3-594に、門、塀、さく等枠はL3-5950に、門、塀、さく等枠材等はL3-5951に、門、塀、さく用装飾体はL3-596に、門、塀、さく等金具、金物はL3-5970に、門、さく、手すり用ブラケットはL3-5971に、門、さく、手すり用継ぎ手はL3-5972に、門扉、塀、さく等キャップはL3-5973に分類する。

建築用ガードレール材はL3-593(塀、さく、手すり等笠木)に分類する。

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

門扉用開閉金物はM3-2に分類する。

仮設用さく板等はL1-44に分類する。

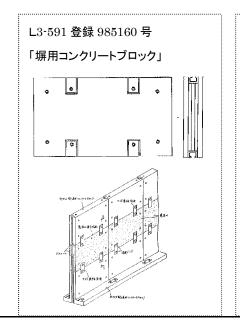
# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

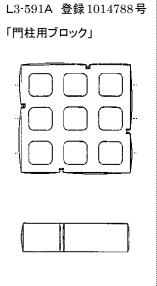
過去に分類した物品の名	過去に分類した物品の名称			
塀板	<b> 塀板材</b>	道路用ガードレール用板		
道路用ガードレール用板材	忍び返し			

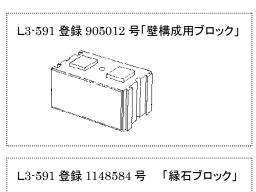
意匠分類	記号	意匠分類の名称
L3-591	坍	用ブロック

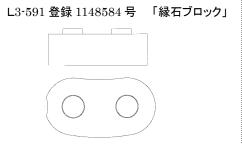
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」						
旧意匠分類記号	*	たは 移行した物品				
L6-1321	全	塀用コンクリートブロック				
L6-1321A	全	塀用コンクリートブロック(空胴型)				
L6-1321B	全	塀用コンクリートブロック(門柱型及び	び笠木型)			
参考分類•参考物品						
分類記号		分類の名称 または	物品の名称			
L2-010	その他	の土木構築用ブロック				
L2-214	構造物	用基礎ブロック				
L2-22400	法面保	法面保護用ブロック				
L2-331	農業、	農業、園芸用ブロック				
L2-52100	縁石ブ	縁石ブロック等				
L3-593	塀、さく、手すり等笠木					
再掲載指示						
分類記号	分類記号 分類の名称 または 物品の名称					
この分類に含まれる物品						
塀用ブロック		建築用ブロック	門柱用ブロック			
塀用コンクリートブロック		建築用コンクリートブロック				
定義						

多数積み重ねて塀を構成するブロック。建築壁を構成するもの、門柱を構成するものを含む。 縁石ブロック(L2-52100)、農業、園芸用ブロック(L2-331)であっても、積み重ねるものは、ここに分 類する。



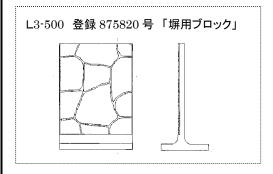






# | 分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

積み重ねずに、横に並べるだけで塀を構成するものは、L3-500門、塀、さく等に分類する。



	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-591	Α	꺞	₹胴型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号 ※		分類の名称 または 移行した物品	
L6-1321A 全		塀用コンクリートブロック(空胴型)	

# 参考分類·参考物品

分類記 <del>号</del>	分類の名称 または 物品の名称
L2-010	その他の土木構築用ブロック
L2-22400	法面保護用ブロック

# 定義(図例必須)

空胴形成、鉄筋配設用に、垂直方向に孔が開いているもの。

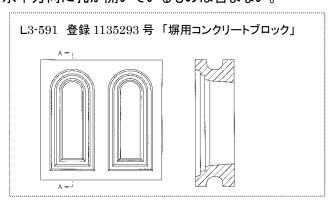






# 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

水平方向に孔が開いているものは含まない。



# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には
		を付与する。

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-591	В	笠木型	

	kæ					
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部						
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品				
L6-1321B	全	塀用コンクリートブロック(笠木型)				
参考分類•参考物品	<u> </u>	(1 Mer 1 T)				
分類記号	10 1		または 物	品の名称		
L3-593	塀、さく	(、手すり等笠木				
古美/回加以(天)						
定義(図例必須)						
最上部に使用するもの	0	,	,			
L3-591B		L3-591B	L3-591A, B	登録 1133969 号		
登録 1082112 号		登録 1148396 号	「門柱用笠木			
「建築用ブロック」		「建築用ブロック」	1111111111			
「建業用ノロググ」		「廷米用ノロソノ」		★物品		
				[3=8]		
			VIII			
i	i	łi	i			
他のDタームとの関係	(付与した	 はい意匠)				
		2.				
分類付与運用メモ	(付与個					
***************************************						
このDタームと複数	付与した	\$いDターム				
記号		Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせ		
				た意匠には		
				を付与する。		
過去に分類した物品	品の名称	ī				

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L;	3-592	塀	くき支柱

*************************************	k <del></del>					
対応する旧意匠分割	らを移行「一」 					
旧意匠分類記号	*	分類の名称 また	は 移行した物品			
L3-5410	-	門扉、塀、さく等支柱				
L3-5411	<del>-</del>	門扉用支柱				
L3-5471	全 :	道路用さく親柱				
L3-5472	全 :	道路用さく支柱				
参考分類•参考物品	À					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称			
D3-4200	庭園灯					
F5-101	広告用具	具及び表示用具(床置型及び路上設置	물型)			
L1-14	足場用式	5柱				
L1-2200	仮設用す	5柱、梁				
L1-23	土留め月	月支保工				
L1-49	仮設工事	事付帯用品部品及び付属品				
L2-52101	車輪止ぬ	カブロック				
L7-11	建物用基	基本構造材				
再掲載指示						
分類記号		分類の名称 または	物品の名称			
この分類に含まれる	この分類に含まれる物品					
手すり用支柱		手すり用支柱材	ベランダ手すり用支柱			
ベランダ手すり用支柱を	材	階段手すり用支柱	階段手すり用支柱材			
防雪さく用支柱		門扉用支柱材	道路用さく親柱			
車止め用ポール		防音壁用支柱	道路用さく支柱			
定義	定義					

ベランダ・階段・窓用手すり、塀、柵(道路用を含む)を支える柱、及び車止め柱。



# 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

# 分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

○ 門扉用支柱を除く(→L3-5200)が、構成材である長尺の門扉用支柱材(端部加工無し)は、この分類に含む。

- 「車止め」という名称の物品については、公園の入り口などに設置される、車の進入禁止を示す柱状のもの(柱の高さが低いものも、例外的に含む)のみを分類する。(「車止め」という名称の物品で、自動車のタイヤに当接し、自動車の侵入を阻止するもの→L2-525 車輪止めブロック)
- 防音壁、防風壁、防雪さく用の支柱も含む。

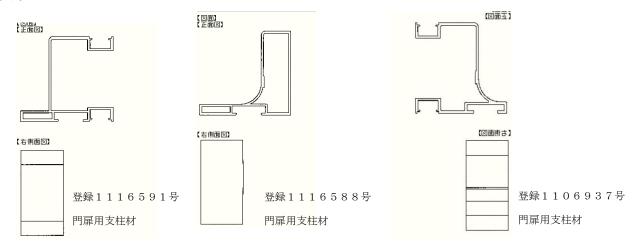
過去に分類した物品の名	過去に分類した物品の名称					
フェンス用支柱	車止め用ポール	車止め				
防護柵用支柱	高欄用親柱	橋梁用防護柵の支柱				

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-592	Α	支	(柱材(端部加工無し)

対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品				
L3-5410	_	門扉、塀、さく等支柱				
L3-5411	_	門扉用支柱				
参考分類•参考物品	1					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				
L7-11	建物用	基本構造材				

#### 定義(図例必須)

上下方向に連続する、長尺の支柱材。(アルミニウムを材料とする押出し成型材が多いが、その他の材質もあり。)



#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

端部に加工がしてあるもの(支柱として使用する場合の頂部が閉鎖していたり、基台となるフランジが設けてあるなど)は、含まない。

# 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

パイプレール支持可能な凹部が等間隔に設けてある連続材の場合、Dパイプレール支持型に対して優先する。

#### このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
В	地中収納型	た意匠にはL3-592(意匠分
С	道路用さく親柱型	類のみ)を付与する。
D	パイプレール支持型	

	CLA: 10 MO O O DO D					
手すり用支柱材階段手すり用支柱材		門扉用支柱材				

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-592	В	地中収納型	

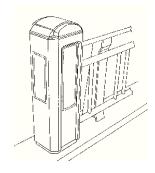
対応	する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、	一部物品を移行「一」
旧意	匠分類記号	*	分類の名称 また	は 移行した物品
L3-54	110	_	門扉、塀、さく等支柱	
参考	分類•参考物品	1		
分	·類記号		分類の名称 または	物品の名称
定章	(図例必須)			
		中に収	納できる構造のもので、さや管は地中に	こ埋設され、支柱本体を引き上げ固定
	するもの。	1 100	and the state of t	
	., 0000			正面区
			料 说 図	
			収納状態を示す 料視図	
	В <sub>Г</sub> -    дВ			
	S,-         - 10			
				令
				10000
	C <sup>t.</sup>     - <sup>-1</sup> C			
	4		Ų_jLJ	
3	<b>登録1147502</b>	号	登録1005065号	登録960241号
Ē	車止め		柵用支柱	柵用支柱
出の辛	ミ八緒しの明 <i>は</i>	(会士4-	*************************************	
			ない物品、意匠) のは、は長しない、(下去に地中埋める	7. 知がちっても、日共)
している。	い無く、早なる付	上がりして	のは、付与しない。(下方に地中埋め込	か部かめつくも、回休/
分類	付与運用メモ	(他のD	タームとの関係、含まれない物品など)	
$-\sigma$	Dタームと複数	付与し	ないDターム	
記号	- /	.,, , ,	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
+				左記Dタームを複数組み合わせ た意匠にはL3-592(意匠分
A C				
	道路用さく親村			類のみ)を付与する。
D	パイプレール		L	
	に分類した物品	品の名称		
車止め			柵用支柱	

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-592	С	追	節用さく親柱型

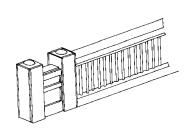
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品
L3-5471	_	道路用さく親柱
参考分類•参考物品	1	
分類記号		分類の名称 または 物品の名称

# 定義(図例必須)

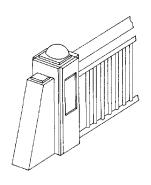
道路さく及び橋梁さく等の端に使用する親柱。



使用状態を示す参考図



使用状態を示す参考図



登録 1084874 号

登録888153号

登録881805号 高欄親柱

欄干用の親柱

高欄親柱

#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

階段の手すりに使用する親柱は、含まない。(→L3-592)

高欄支柱は含まない。(例. 登録961984号→L3-592)

親柱を構成する部品のうち、Aの支柱材以外のものを含む。(例. 登録第888155号 親柱用型材)

# 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
Α	支柱材(端部加工無し)	た意匠にはL3-592(意匠分
В	地中収納型	類のみ)を付与する。
D	パイプレール支持型	

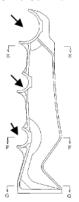
高欄親柱	

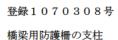
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-592	О	1	パイプレール支持型

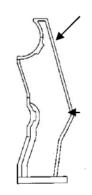
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品	
L3-5410	_	門扉、塀、さく等等支柱	
L3-5472	_	道路用さく支柱	
参考分類·参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		

# 定義(図例必須)

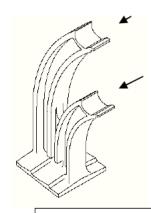
支柱本体に、パイプレールを支持するための凹陥部(下図の矢印部)のあるもの。







登録1105768号 車道用防護柵の支柱



登録1122776号 車道用防護柵の支柱

# 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

支柱本体に、パイプレールが貫通する孔が開いているものは、付与しない。

#### ■ 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

主として、道路用さくの支柱に見られる形態であるが、上記の形態に該当すれば、道路用以外の支柱についても付与する。

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
Α	支柱材(端部加工無し)	た意匠にはL3-592(意匠分
В	地中収納型	類のみ)を付与する。
С	道路用さく親柱型	

車道用防護柵の支柱 橋梁用防護柵の支柱		

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-593	塀、さく、手すり等笠木

対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部	移行「全」、一部物品	るを移行「一」
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品			
L3-5420	全	塀、さく及び手すり用笠木		
L3-5421	全	塀用笠木		
L3-5470	_	道路さく、橋りょうさく等	構成部材	
参考分類•参考物品	1			
分類記号		分類(	の名称 または	物品の名称
再掲載指示				
分類記号		分類(	の名称 または	物品の名称
この分類に含まれる	5物品			
手すり用笠木材			階段手すり用笠木材	
階段手すり用笠木材	道路さく用笠木			道路さく用笠木材
塀用笠木	塀用笠木材			
定義				
		笠木を分類する。ブラ	ケットを介さずり	壁に直接取り付けられる建築用ガード
レールもここに分類する	-			
道路用防音壁の笠木も	うここに分	`類する。		
登録 1159027 「階段用	登録 1159027 「階段用笠木コーナー部材」 登録 1110701 「握り棒」			
T	1)			

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

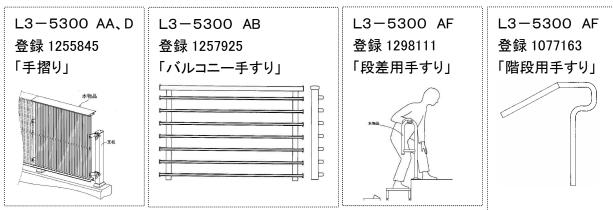
道路用ガードレール板はL3-590(門、塀、さく等部品及び付属品)に分類する。

・取っ手・手すりについて

長尺の手すり材はL3-593(塀, さく, 手すり等笠木)に分類する。

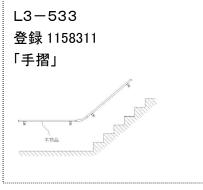


住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、地面、または、一方を壁面、一方を床に設置するさく 状のものはL3-5300(塀, さく及び手すり)に分類する。



住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、壁面に設置するものはL3-533(壁取付け用手すり)に分類する。





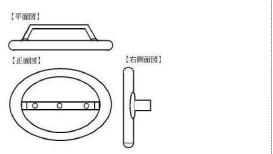


住宅衛生設備室に使用する取っ手・手すりは、便器に直接取り付ける、便器の三方向以上を囲むように 設置する、ペーパーホルダーなど便所特有の機能を有する等、便所専用のもの(D5-495)以外は、部品 を含みL3-2029に分類する。

住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりは、設置する場所によって分類が別れるが、住宅衛生 設備室に用いられるものは設置する場所を問わずL3-2029に分類する。



L3-2029 登録 1285976 「手すり」 【意匠に係る物品の説明】 本願物品は、使用状況参考図にあるように、主として、ト イレ、浴室、玄関等に、設置して、使用するものである。



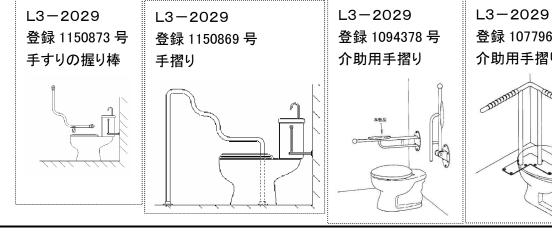
住宅衛生設備室以外で用いられる取っ手・手すりで、ペーパーホルダーなど便所特有の機能を有する等、 便所専用のものはD5-495(便所用介助具)に分類する。



D5 - 495登録 1173324 号 「大便器用肘掛けの 取付用フレーム」



便器周辺に取り付ける取っ手・手すりもL3-2029に分類する。



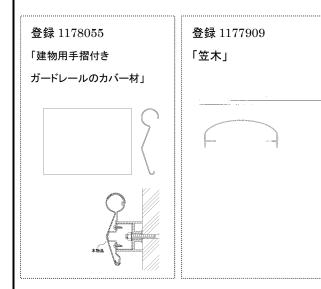
意匠分類定義カード		D-CLASS
分類付与運用メモ (付与	優先関係、懸案事項など)	
過去に分類した物品の名利	<b>Ε</b> ⁄π	
手すり用笠木	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	階段手すり用笠木材
階段手すり用笠木材	道路さく用笠木	道路さく用笠木材
建築用ガードレール用板	建築用ガードレール用板材	塀用笠木

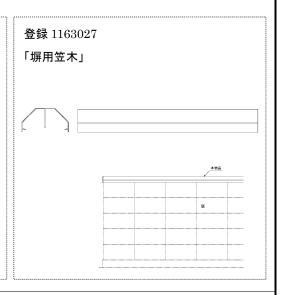
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-593	Α	峁	端部加工無し

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号 ※		分類の名称 または 移行した物品	
L3-5420	_	塀、さく及び手すり用笠木	
L3-5421	_3-5421		
L3-5470 -		道路さく、橋りょうさく等構成部材	
参考分類•参考物品	À		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	

#### 定義(図例必須)

塀、さく、手すり等に用いられる笠木のうち、長手方向の端部に加工が無いものに付与する。ブラケットを介さず壁に直接取り付けられる建築用ガードレールで端部加工されてないもの、路用防音壁の笠木、断面形状が長手方向に連続したものにも付与する。長尺または定尺を問わない。





# 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

道路用ガードレール板はL3-590(門、塀、さく等部品及び付属品)に分類する。

# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には
		を付与する。

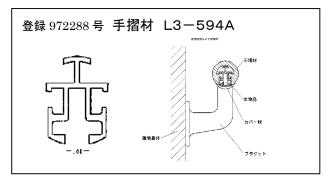
手すり用笠木	手すり用笠木材	階段手すり用笠木材
階段手すり用笠木材	道路さく用笠木	道路さく用笠木材
建築用ガードレール用板	建築用ガードレール用板材	塀用笠木

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-594	塀、さく、手すり等笠木受け

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品				
L3-5430	全	塀、さく及び手すり用笠木受け			
L3-5431	全	全 塀用笠木受け			
参考分類•参考物品	1				
分類記号		分類の名称 または	物品の名称		
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる	この分類に含まれる物品				
手すり用笠木受け 手すり用笠木受け材 階段手すり用笠木受け			階段手すり用笠木受け		
階段手すり用笠木受け材		道路さく用笠木受け	道路さく用笠木受け材		
塀用笠木受け		塀用笠木受け材	ベランダ手すり用笠木受け		
ベランダ手すり用笠木受け材					
定義					

ベランダ、テラス、階段、窓用手摺、壁付け手摺の笠木取付枠、塀用の小型屋根状笠木の取付枠、受け枠 を分類する。道路さく用笠木受けを含む。





# 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称			
手すり用笠木	手すり用笠木材	階段手すり用笠木材	
階段手すり用笠木材	道路さく用笠木	道路さく用笠木材	

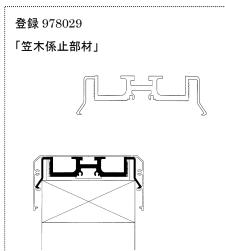
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L3-594		Α	峁	端部加工無し

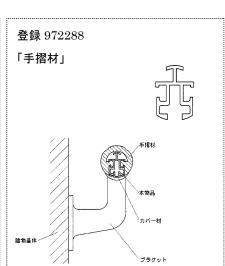
対応する旧意匠分	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品
L3-5430	_	塀、さく及び手すり用笠木受け
L3-5431	_	塀用笠木受け
参考分類•参考物品	1	
分類記号		分類の名称 または 物品の名称

#### 定義(図例必須)

ベランダ、テラス、階段、窓用手摺、壁付け手摺の笠木取付枠、塀用の小型屋根状笠木の取付枠、受け枠のうち、長手方向の端部に加工が無いものに付与する。道路さく用笠木受けを含む。断面形状が長手方向に連続したものに付与する。長尺または定尺を問わない。







他のDタームとの関係(付与しない意匠)

# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には
		を付与する。

手すり用笠木	手すり用笠木材	階段手すり用笠木材
階段手すり用笠木材	道路さく用笠木	道路さく用笠木材

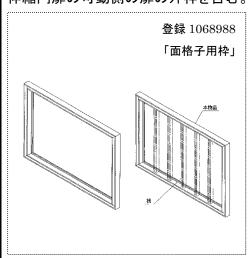
D-CLASS 意匠分類定義カード

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-5950	門、塀、さく等枠

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品				
L3-544	全	門扉用枠及び塀用枠			
参考分類•参考物品	1				
分類記号		分類の名称 または 物品の名称			
L1-13	足場用	枠、手すり			
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
門扉用枠体		はく用枠体 塀用枠体			
定義					

# 定義

門扉及び塀用の外枠体を分類する。縦横枠、上下枠を問わない。 伸縮門扉の可動側の扉の外枠を含む。面格子用枠体を含む。





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 枠材はL3-5951に分類する。

# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	<b>称</b>	
門扉田枠体	さく用枠体	面格子用枠体

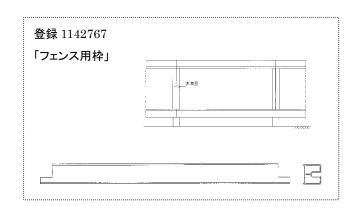
	意匠分類記号	意匠分類の名称		
L3-5951		門	]、塀、さく等枠材等	

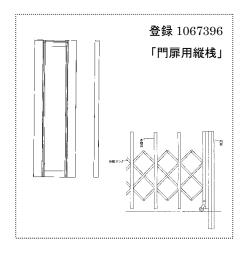
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品	ると移行「一」		
旧意匠分類記号	*	※ 分類の名称 または 移行した物品			
L3-540	_	門扉、塀、さく等構成部材			
L3-5450	全	門扉、塀、さく及び手すり用立子			
L3-5450A	全	門扉、塀、さく及び手すり用立子(板キ	犬)		
L3-5451	全	門扉、塀、さく及び手すり用横桟			
L3-5452	全	窓用さく取付け桟			
L3-546	全	塀、さく及び手すり用下枠			
L2-542	_	防雪さく及び雪崩予防さく			
L2-543	—   <u> </u>	道路用防音壁			
参考分類•参考物品	Ä				
分類記号		分類の名称 または	物品の名称		
L1-13	足場用村	<b>卆、手すり</b>			
L1-20	仮設用3	支保工			
L1-2100	端太				
L1-2200	仮設用る	支柱、梁			
L1-23	土留め月	用支保工			
L3-5951	門、塀、さく等枠材等				
L7-11	建物用基本構造材				
再掲載指示					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称		
この分類に含まれる					
門扉用枠材		塀用枠材	窓用さく横桟		
窓用さく横桟材					
窓用さく取付け桟窓用さく取付け桟材 ベランダ手すり用下枠					
			階段手すり用下枠		
階段手すり用下枠材 さく用立子 さく用立子材					
階段手すり用立子		階段手すり用立子材	手すり用立子		
手すり用立子材		窓用面格子材	防音壁用枠材		
		1			

#### 定義

門扉、塀、さく及び手すり等構成部材のうち、さく用支柱、笠木、笠木受け、門扉及び塀用外枠を除いた構成部材を分類する。立子、横桟、窓用さく取付桟、塀、さく、及び手摺用下枠など。面格子材もここに分類する。このうち、端部加工無しはL3-5951A、板型はL3-5951BA、口の字型はL3-5951BB、装飾有りはL3-5951Cを付与する。

防風、防雪さく及び及び道路用防音壁の構成枠材もここに分類する。





他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

#### 過去に分類した物品の名称 門扉用枠材 塀用枠材、 窓用さく横桟 窓用さく横桟材 階段手すり用横桟 階段手すり用横桟材 窓用さく取付桟 階段手すり用横桟材 窓用さく取付桟材 ベランダ手すり用下枠 ベランダ手すり用下枠材 階段手すり用下枠 階段手すり用下枠材 さく用立子 さく用立子材 階段手すり用立子材 階段手すり用立子 手すり用立子 手すり用立子材 面格子材

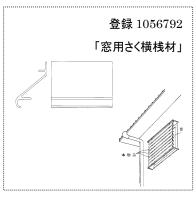
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5951	Α	峁	部加工無し

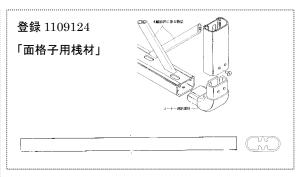
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号 ※		分類の名称 または 移行した物品		
L3-540	—	門扉、塀、さく等構成部材		
L3-5450	—	門扉、塀、さく及び手すり用立子		
L3-5450A	—	門扉、塀、さく及び手すり用立子(板状)		
L3-5451	<b>—</b>	門扉、塀、さく及び手すり用横桟		
L3-5452	_	窓用さく取付け桟		
L3-546	_	塀、さく及び手すり用下枠		
L2-542	_	防雪さく及び雪崩予防さく		
L2-543	<b>—</b>	道路用防音壁		
参考分類・参考物品				
分類記号	分類記号 分類の名称 または 物品の名称			

# 定義(図例必須)

門扉、塀、さく及び手すり等構成部材のうち、笠木、笠木受け、門扉及び塀用外枠を除いた構成部材、例えば立子、横桟、窓用さく取付桟、塀、さく、及び手摺用下枠、面格子材などで、断面形状が長手方向に連続したものを分類する。長尺または定尺を問わない。







#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

端部加工無しに該当する意匠で、板型はL3-5951BA、ロの字型はL3-5951BB、装飾有りはL3-5951Cを付与する。

# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には
		を付与する。

門扉用枠材	塀用枠材、	窓用さく横桟
窓用さく横桟材	階段手すり用横桟	階段手すり用横桟材
階段手すり用横桟材	窓用さく取付桟	窓用さく取付桟材
ベランダ手すり用下枠	ベランダ手すり用下枠材	階段手すり用下枠
階段手すり用下枠材	さく用立子	さく用立子材
階段手すり用立子材	階段手すり用立子	手すり用立子
手すり用立子材	面格子材	

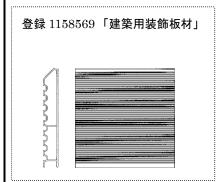
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5951	ВА	枥	型

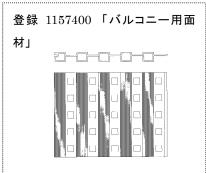
対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号 ※		分類の名称 または 移行した物品	
L3-540	—	門扉、塀、さく等構成部材	
L3-5450	—	門扉、塀、さく及び手すり用立子	
L3-5450A 門扉、塀、さく及び手すり用立子(板状)		門扉、塀、さく及び手すり用立子(板状)	
L3-5451	_	門扉、塀、さく及び手すり用横桟	
L3-5452 -		窓用さく取付け桟	
L3-546 -		塀、さく及び手すり用下枠	
L2-542	—	防雪さく及び雪崩予防さく	
L2-543	—	道路用防音壁	

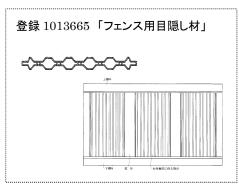
# 参考分類 · 参考物品

#### 定義(図例必須)

門扉、塀、さく及び手すり等構成部材のうち、笠木、笠木受け、門扉及び塀用外枠を除いた構成部材、例えば立子、横桟、窓用さく取付桟、塀、さく、及び手摺用下枠、面格子材などで、板型のものに付与する。







#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

板型のうち、端部加工無しのものはL3-5951Aを複数付与する。また、ロの字型(BAを除く)はL3-595 1BB、装飾有りはL3-5951Cを付与する。

# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
ВВ	ロの字型(BA除く)	た意匠には L3-5951
		を付与する。

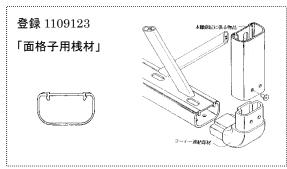
(C) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S	•	
門扉用枠材	塀用枠材、	窓用さく横桟
窓用さく横桟材	階段手すり用横桟	階段手すり用横桟材
階段手すり用横桟材	窓用さく取付桟	窓用さく取付桟材
ベランダ手すり用下枠	ベランダ手すり用下枠材	階段手すり用下枠
階段手すり用下枠材	さく用立子	さく用立子材
階段手すり用立子材	階段手すり用立子	手すり用立子
手すり用立子材	面格子材	

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5951	ВВ	П	の字型(BA除く)

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品	
L3-540	_	門扉、塀、さく等構成部材	
L3-5450	_	門扉、塀、さく及び手すり用立子	
L3-5451	_	門扉、塀、さく及び手すり用横桟	
L3-5452	_	一 窓用さく取付け桟	
L3-546	_	ー 塀、さく及び手すり用下枠	
L2-542	_	一 防雪さく及び雪崩予防さく	
L2-543	一   道路用防音壁		
参考分類•参考物品	1		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		

# 定義(図例必須)

門扉、塀、さく及び手すり等構成部材のうち、笠木、笠木受け、門扉及び塀用外枠を除いた構成部材、例えば立子、横桟、窓用さく取付桟、塀、さく、及び手摺用下枠、面格子材などで、口の字型のものに付与する。



#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

ロの字型のうち、端部加工無しのものはL3-5951Aを複数付与する。また、板型ははL3-5951BA、装飾有りはL3-5951Cを付与する。

# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
ВА	板型	た意匠には L3-5951
		を付与する。

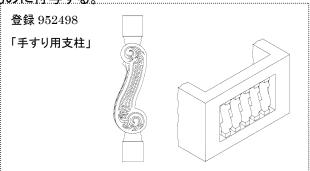
門扉用枠材	塀用枠材、	窓用さく横桟
窓用さく横桟材	階段手すり用横桟	階段手すり用横桟材
階段手すり用横桟材	窓用さく取付桟	窓用さく取付桟材
ベランダ手すり用下枠	ベランダ手すり用下枠材	階段手すり用下枠
階段手すり用下枠材	さく用立子	さく用立子材
階段手すり用立子材	階段手すり用立子	手すり用立子
手すり用立子材	面格子材	

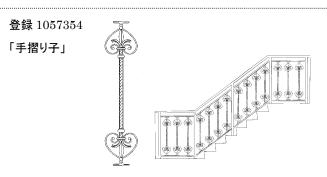
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5951	С	装	飾有り

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品	
L3-540	_	門扉、塀、さく等構成部材	
L3-5450	_	門扉、塀、さく及び手すり用立子	
L3-5450A	_	門扉、塀、さく及び手すり用立子(板状)	
L3-5451	_	門扉、塀、さく及び手すり用横桟	
L3-5452	_	窓用さく取付け桟	
L3-546	_	塀、さく及び手すり用下枠	
L2-542	_	防雪さく及び雪崩予防さく	
L2-543	_	道路用防音壁	
参考分類・参考物品			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	

# 定義(図例必須)

門扉、塀、さく及び手すり等構成部材のうち、笠木、笠木受け、門扉及び塀用外枠を除いた構成部材、例えば立子、横桟、窓用さく取付桟、塀、さく、及び手摺用下枠、面格子材などで、立体的に装飾が施されているものに付与する。





# 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

装飾が施されているもののうち、端部加工無しのものはL3-5951Aを、板型ははL3-5951BAを、口の字型はL3-5951BBを複数付与する。

# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

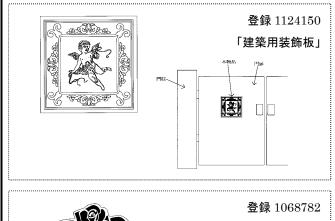
# このDタームと複数付与しないDターム

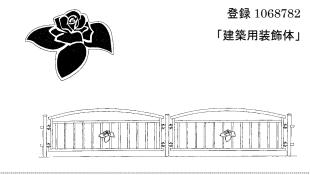
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ
		た意匠には
		を付与する。

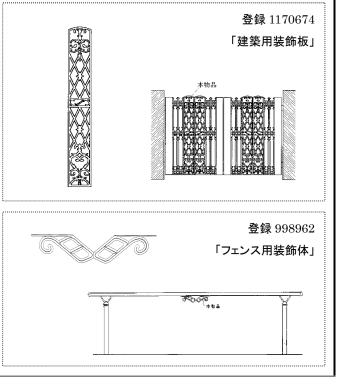
門扉用枠材	塀用枠材、	窓用さく横桟
窓用さく横桟材	階段手すり用横桟	階段手すり用横桟材
階段手すり用横桟材	窓用さく取付桟	窓用さく取付桟材
ベランダ手すり用下枠	ベランダ手すり用下枠材	階段手すり用下枠
階段手すり用下枠材	さく用立子	さく用立子材
階段手すり用立子材	階段手すり用立子	手すり用立子
手すり用立子材	面格子材	

意	匠分類記号	·	意匠分類の名称
L3-596		門	引、塀、さく用装飾体

対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品	
L3-529	_	門柱部品及び付属品	
L3-5391	全	さく用装飾体	
参考分類·参考物品	1		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
L3-500	門、塀.	, さく等	
L3-5100	門扉		
L3-5200	門柱		
L3-5300	塀、さく及び手すり		
L3-590	門、塀、さく等部品及び付属品		
L6-04	壁面及び建具用装飾体		
L6-100	建築用板		
L6-101	建築用装飾板		
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品			
さく用装飾板さく用飾り金具			
定義			
装飾のために門、塀、さく等に取り付けられるものを分類する。			

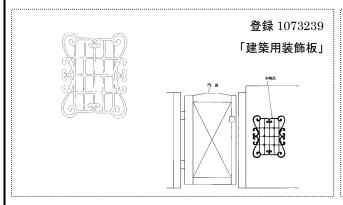


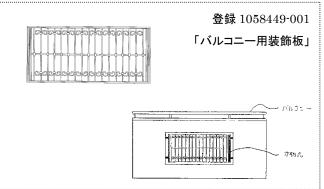




# 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

さくの本体部分を構成するパネル(直接支柱に取り付けるもの)はさく(L3-5300)に分類されるが、さらにそれに取り付けて、使用されるものは、パネル状のものでも、ここに分類される。





# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

<b>'</b>	ノー ノし 半五丁	+ +1	ヘなむ
响去	に分類し	ルニ初品	い名か

過去に分類した物間の行う		
建築用装飾板	さく用飾り板	フエンス用装飾体
門扉用飾り金具		

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-5970	門、塀、さく等金具金物

L3-59/0	门、川	#、6く寺金具金	740						
対応する旧意匠分	·類	※移行方法…	・全部移行「全」、一部物品を移行「一」						
旧意匠分類記号	*		分類の名称 または 移行した物品						
L3-5190	-	門扉部品及び付属	門扉部品及び付属品						
L3-529	-	門柱部品及び付属	門柱部品及び付属品						
L3-5390	-	さく部品及び付属品	品						
L3-549	-		成部材部品及び付属品						
L2—542	-	防雪さく及び雪崩予	予防さく						
L2-543	_	道路用防音壁							
参考分類·参考物	<u> </u>								
分類記号			↑類の名称 または 物品の名称						
L1-56		く用固着具							
L4-510	建物構	造材用金具							
再掲載指示	T								
分類記号		<u></u>	↑類の名称 または 物品の名称						
この分類に含まれ	る物品	T							
門扉用接続具									
定義	7 7 - 2 4								
	•		うち、基本形状平板型はL3-5970A、基本形状立体折						
· · · · — ·   · · ·		<del></del> '	OBを付与し、基本形状立体折れ曲がり型で、コの字、L						
字、T字型以外にはDe	タームは	り子しない。							
登録 1160176			登録 990331						
「柵用支柱用ベルトラ	受具」		「門扉用飾金具」						
			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \						
			V						

防音壁用金具もここに分類する

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

# 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

門扉用接続具	フェンス用固定金具	

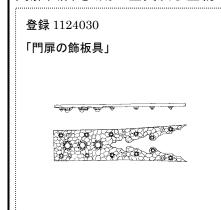
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5970	Α	基	本形状平板型

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品				
L3-5190	_	門扉部品及び付属品				
L3-529	_	門柱部品及び付属品				
L3-5390	_	さく部品及び付属品				
L3-549	_	門扉、塀、さく等構成部材部品及び付属品				
L2—542	_	防雪さく及び雪崩予防さく				
L2-543	_	道路用防音壁				
参考分類·参考物品	1					
分類記号		分類の名称 または 物品の名称				

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
L1-56	仮設さく用固着具
L4-510A	建物構造材用金具 基本形状平板型

# 定義(図例必須)

門扉、塀、さく用の金具及び金物のうち、基本形状が平板型のものに付与する。







# 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

基本形状立体折れ曲がり型(コの字、L字、T字型)はL3-5970Bを付与する。

# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを	を複数組み合わせ
В	基本形状立体折れ曲がり型(コの字、L字、T字型)	た意匠には	L3-5970
			を付与する。

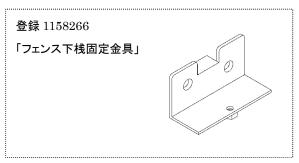
	• •	
門扉用接続具	フェンス用固定金具	

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-5970	В	基	本形状立体折れ曲がり型(コの字、L字、T字型)

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品					
L3-5190	_	門扉部品及び付属品					
L3-529	_	門柱部品及び付属品					
L3-5390	_	さく部品及び付属品					
L3-549	_	門扉、塀、さく等構成部材部品及び付属品					
L2—542	_	防雪さく及び雪崩予防さく					
L2-543	_	道路用防音壁					
参考分類·参考物品	1						
分類記号 分類の名称 または 物品の名称							
L1-56	仮設さ	仮設さく用固着具					
14-510B	建物構	造材用金具 基本形状立体折れ曲がり型					

# 定義(図例必須)

門扉、塀、さく用の金具及び金物のうち、基本形状が立体折れ曲がり型(コの字、L字、T字型)のものに付与する。





#### 他のDタームとの関係(付与しない意匠)

基本形状平板型はL3-5970Aを付与する。基本形状立体折れ曲がり型で、コの字、L字、T字型以外にはDタームは付与しない。

# 分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム

記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせ		
Α	基本形状平板型	た意匠には	L3-5970	
			を付与する。	

	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	3-5971	門	1、さく、手すり用ブラケット

手すり用ブラケット

対応する旧意匠分	<b>/米</b> 古		<b>7.50 仁十</b> 十 人如 2	호수 · 회뉴 디	1十秒年厂。		
旧意匠分類記号	* ×	2	《移行方法…全部科 分米	その名称 また		した物具	
L3-549		明原 堀	く さく 等構成部			U/219700	
L0 - 049		リ持ち、ガガ、	、Cく守情以即				
参考分類·参考物	<u></u>						
分類記号	HH		分類の	<b>名称 または</b>	物品の	 名称	
73 ARIB - 3			73 750	1111 07210	100 HH CO	H 19.	
再掲載指示							
分類記号			分類の	名称 または	物品の	<b>名称</b>	
この分類に含まれ	る物品						
手すり用ブラケット							
· - *							
定義	++=71	11.11.1 #11-	+++ = ·w·*:	こひもずこと、		5070/BB -	ナノ エナリ田紗
手すり材や柵用笠木? ぎ手)に分類する。	を文えるは	り出し空ご	文持具。継ざう	-付さノフケッ	トはし3ー	59/2(円、	さく、子すり用体
とナバーの扱うる。							
	登録 117			登録 11	11		登録 1174397
	「手摺用ブラク	アット」		「手すり用ブラ	ケット」	[ª	手すり受け金物」
			47				
	手摺材	E					
		壁面					M
(Q	9 D)		(000)	T	<i>i</i> 7		
	75				1   1		
	P //<				il L		
<b>本</b> ′	物品						
		<u> </u>					
他の意匠分類との関							
意匠に係る物品がブ		っても、	笠木等を差し	込んで連結し	継ぎ手とし	て使用されて	ているものは、L
3-5972へ分類する	5.						
分類付与運用メモ	: (付与優:	先関係、	懸案事項など)				
過去に分類した物	旦の夕珠						
過去に万規した物							

	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	3-5972	ᄩ	」、さく、手すり用継ぎ手

さく用継ぎ手

対応する旧意匠分類   ※移行方法・全部移行「全」、一部物品を移行「一」   旧意匠分類記号   ※ 分類の名称 または 移行した物品   ※ 多名分類・参考物品   分類の名称 または 物品の名称   分類記号   分類の名称 または 物品の名称   上1-56   仮設さく用固着具     再掲載指示   分類記号   分類の名称 または 物品の名称   この分類に含まれる物品   さく用継ぎ手     立ての分類に含まれる物品   さく用継ぎ手     立ているものは、で連結し継ぎ手として使用されているものは、でに分類する。   意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、でに分類する。   意録 1157932   登録 1158794   「衝撃吸収柵用連結具」   を録 1158147   「手摺連結具」   「重要吸収柵用連結具」   「重要吸収柵用連結具」   日本のよりに対象する。   では、
L3-549
参考分類・参考物品 分類記号 分類の名称 または 物品の名称  L1-56 仮設さく用固着具  再掲載指示 分類記号 分類の名称 または 物品の名称  この分類に含まれる物品 さく用継ぎ手  定義  手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。  登録 1157932  「手摺り用ブラケット」  登録 1158794  「衝撃吸収柵用連結具」  登録 1158147  「手摺連結具」
→ 対類記号 分類の名称 または 物品の名称  L1-56 仮設さく用固着具  再掲載指示
分類記号 分類の名称 または 物品の名称  L1−56 仮設さく用固着具  再掲載指示 分類記号 分類の名称 または 物品の名称  この分類に含まれる物品 さく用継ぎ手  定義 手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。  登録 1157932  「手摺り用ブラケット」  登録 1158794  「衝撃吸収柵用連結具」  「衝撃吸収柵用連結具」
正1-56 仮設さく用固着具
再掲載指示 分類の名称 または 物品の名称  この分類に含まれる物品  さく用継ぎ手  定義  手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。  登録 1157932  「手摺り用ブラケット」  登録 1158794  「衝撃吸収柵用連結具」  「香撃吸収柵用連結具」
→ 分類記号 分類の名称 または 物品の名称  この分類に含まれる物品  さく用継ぎ手  定義  手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。  登録 1157932  登録 1158794  「香撃吸収柵用連結具」  登録 1158147  「手摺連結具」
→ 分類記号 分類の名称 または 物品の名称  この分類に含まれる物品  さく用継ぎ手  定義  手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。  登録 1157932  登録 1158794  「香撃吸収柵用連結具」  登録 1158147  「手摺連結具」
→ 分類記号 分類の名称 または 物品の名称  この分類に含まれる物品  さく用継ぎ手  定義  手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。  登録 1157932  登録 1158794  「香撃吸収柵用連結具」  登録 1158147  「手摺連結具」
定義 手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。  登録 1157932 「手摺り用ブラケット」  登録 1158794 「衝撃吸収柵用連結具」 「衝撃吸収柵用連結具」
定義 手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。 登録 1157932 「手摺り用ブラケット」 登録 1158794 「衝撃吸収柵用連結具」 「衝撃吸収柵用連結具」
定義 手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。 登録 1157932 「手摺り用ブラケット」 登録 1158794 「衝撃吸収柵用連結具」 「衝撃吸収柵用連結具」
定義 手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。 登録 1157932 登録 1158794 登録 1158147 「手摺り用ブラケット」 「衝撃吸収柵用連結具」
手すり、柵等の笠木材を連結する金具を分類する。ブラケット付き継ぎ手はここに分類する。 意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、ここに分類する。  登録 1157932 「手摺り用ブラケット」 「衝撃吸収柵用連結具」 「手摺連結具」
意匠に係る物品がブラケットであっても、笠木等を差し込んで連結し継ぎ手として使用されているものは、こに分類する。  登録 1157932 「手摺り用ブラケット」 「衝撃吸収柵用連結具」 「手摺連結具」
<ul><li>こに分類する。</li><li>登録 1157932</li></ul>
登録 1157932 「手摺り用ブラケット」 登録 1158794 「衝撃吸収柵用連結具」 登録 1158147 「手摺連結具」
「手摺り用ブラケット」 「衝撃吸収柵用連結具」 「手摺連結具」
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
ケーのエンバナッツプは1.0、50.7.0に八将士で
笠木のエンドキャップはL3-5973に分類する。
笠木のエンドキャップはL3ー5973に分類する。
笠木のエンドキャップはL3-5973に分類する。  分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

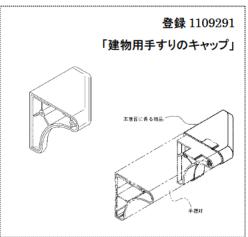
<u> </u>							
	意匠分類記号		意匠分類の名称				
L	3-5973	門	扉、塀、さく等キャップ				

対応する旧意匠分類	対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」						
旧意匠分類記号	*	分類の名称 または 移行した物品					
L3-5390	<u> </u>	さく部品及び付属品					
参考分類·参考物品	À						
分類記号		分類の名称 または 物品の名称					
M2-70	管端保	護具					
L4-513	建物構	造材用カバー、キャップ					
再掲載指示							
分類記号	分類の名称 または 物品の名称						
この分類に含まれる物品							
さく支柱用キャップ							
<b>宁</b>							

### 定義

門扉、塀、さく等に用いられる支柱用キャップ又は手すり及びさく用エンドキャップを分類する。道路標識柱のキャップを含む。







他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

#### 分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

さく支柱用キャップ

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L;	L3-60		外設備具及び屋外造作物

L3-60	屋外	屋外設備具及び屋外造作物						
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」								
旧意匠分類記号	*							
L3-60	全	噴水						
参考分類·参考物	<u> </u>							
分類記号				は 物品の名称				
L0-0	_	_7に属さないその他の:		品雑 (モニュメ)	ント、碑) 			
L3-0		の組立て家屋、屋外装	:備品等					
L3-100	施設物	<b>7</b>						
再掲載指示	1	A						
分類記号		<u> </u>	の名称 また	は 物品の名称	<b>尔</b>			
	7 14- 17							
この分類に含まれ	る物品							
噴水								
定義								
	供目 选品	- 乍物のうち、下位の分類	に今まわた	はの 暗水笙				
座がに 改直 これる 改	⊯ <del>只</del> 、但1	F1000000000000000000000000000000000000	~日 みれいる\	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	) 			
登録 6	32222	登録 1	030341		登録 820623			
「噴	水塔」	Г	噴水器」		「池内装飾置物」			
		(35-9)	2007					
· ATTIMO								
	<b></b>			~				
P9 /	1	0940101 E42		Z 43 05000	202000 F4.%			
		登録 1018439		登録 978265	登録 666303			
		「噴水」		「噴水」	「太陽電池付浮遊式噴水器」			
	a	<i>Y</i> \	A		Α			
		4 1	M					

# 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

門、塀、さく等は、L3-5台。

# 分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称					

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-610	太陽熱利用温水器

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」								
旧意匠分類記号	*	分類	の名称 または 移行した	物品				
_3-610	全	太陽熱利用温水器						
参考分類•参考物	<u></u> 品							
分類記号		分類の名称 または 物品の名称						
再掲載指示								
分類記号		分類の名	呂称 または 物品の名称					
この分類に含まれ	る物品		I					
太陽熱利用温水器								
定義		1	1					
屋根の上等の屋外に	設置され	る太陽熱を利用した温水器	} , ;	····.				
登録 620944-001		登録 666302-001	登録 588281	登録 216767				
「太陽熱利用温水器」		「太陽熱利用温水器」	「太陽熱温水器」	「太陽熱利用温水器」				
也の意匠分類との関係								
∇陽光発電パネルは	п I —83	00						
分類付与運用メモ	(付与優	先関係、懸案事項など)						
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)								
過去に分類した物	<b>ロ</b> のタギ	<del>л.</del>						

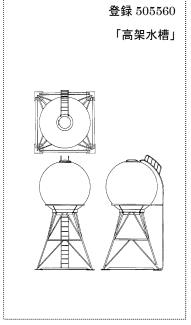
	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	L3-619		陽熱利用温水器部品及び付属品

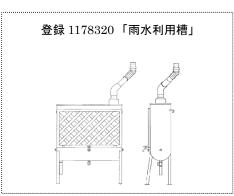
対応する旧意匠分	類	※移行方	「法…全部移行「全」、一部物品	品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*		分類の名称 また	とは 移行した物品			
3-619	全	全 太陽熱利用温水器部品及び付属品					
分類記号			分類の名称 または	物品の名称			
1-83	太陽電	[池					
再掲載指示							
分類記号			分類の名称 または	物品の名称			
= 0 1 1 T	7 44 17						
この分類に含まれる 陽熱利用温水器用		太陽熱利用流	量水器用置台 ====================================	太陽熱利用温水器用集熱板			
陽熱利用温水器用			温水器用給水タンク				
定義		•					
と 根の上等の屋外に	没置され	る太陽熱を利用し	た温水器用の部品及	をび付属品 			
登録 714799	登録 ′	709637	登録 673865	登録 623688			
「ソーラー架台」	「太陽	熱温水器用集熱板」	「太陽熱利用装置の膨張な	タンク」 「太陽電池付			
				太陽熱温水器用単位板」			
				太陽熱温水器用単位板」			
の意匠分類との関係		\		太陽熱温水器用単位板」			
の意匠分類との関係		\		太陽熱温水器用単位板」			
の意匠分類との関係	系(含まれ	<b>い物品、意匠</b>		太陽熱温水器用単位板」			
	系(含まれ	<b>い物品、意匠</b>		太陽熱温水器用単位板」			
	系(含まれ	<b>い物品、意匠</b>		太陽熱温水器用単位板」			
	系(含まれ	<b>い物品、意匠</b>		太陽熱温水器用単位板」			

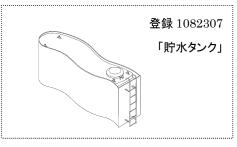
	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L	3-620	驯	置水槽等

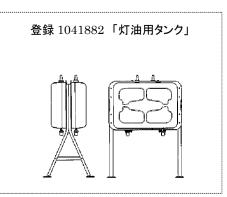
対応する旧意匠分類	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品	を移行「一」				
旧意匠分類記号 ※		分類の名称 また	は 移行した物品				
L3-620	全	高置水槽等					
参考分類·参考物品	i P						
分類記号		分類の名称 または	物品の名称				
L3-100	施設物	(高架タンク)					
再掲載指示							
分類記号		分類の名称 または	物品の名称				
この分類に含まれる	5物品						
高置水槽		貯水タンク	組立て水槽				
設置用水槽		燃焼器具用燃料タンク					
定義							

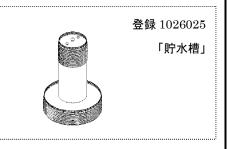
屋外に固定して設置される(地下に埋設される水槽は除く)水槽。











他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

暖房器に直接繋いだタンクおよび観賞魚用水槽は含まれない。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-620	AA	直	<b>正方体型</b>

過去に分類した物品の名称

			12751	1 —			
	する旧意匠分類			方法…全部移行「全」、一部特別			
	匠分類記号	*		分類の名称 または	移行し	た物品	
L3-6	20		高置水槽等				
() d							
	\$分類·参考物品	1	/\ <u>\</u>	5025 +1 1 <b>1</b>		IL.	
7.	<b>)類記号</b>		分别	質の名称 または 物	品の名	孙	
<b>完</b>	囊(図例必須)						
	五方体型 五方体型						
-		ぼ直方の	体状の水槽、タンク。				
登録 96			渌 1016745	登録 760835		₹\$ <del>63</del> 11.6₹900	
				1		登録 1165300	
貯水相	曹」 L3-620AA	り	<sup>2</sup> 水槽」 L3-620AA, B	「消雪用水槽」		「貯水槽」L3-620AA, B	
				L3-620AA, B			
	4					TOTAL STATE OF THE PERSON	
		-     ,					
						1000	
	9 9					242	
	-						
他のDダ	マームとの関係(	付与し	<u></u> ない意匠)				
分类	質付与運用メモ(	付与優	先順位、懸案事項なる	<u> </u>			
この	Dタームと複数	付与した	ないDターム				
記号		Dタームの名称		左記口	タームを複数組み合わせ		
AB	円筒型				た意匠	<b>歪には</b>	
						を付与する。	

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称		
L	3-620	AB		円筒型		

L3-620	AB		円筒型					
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」								
旧意匠分類記号	*			または 移行した物品				
L3-620	-	高置水槽等						
**************************************								
参考分類・参考物	品		八粉の夕折・七十	1. 地口の夕む				
分類記号			ガ短の石が また	とは 物品の名称				
定義(図例必須)								
円筒型								
…全体形状が(	まぼ円筒形	/状の水槽、	タンク。	登録 1063366				
登録 686436	登録 103	27116	登録 673864	「天水貯水槽 L3-62				
「タンク」L3-620AB	「天水貯		「タンク」L3-620AB					
	L3-620A	AB						
<b>*</b> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								
			U	TAKE THE SECOND FOR THE SECOND				
				登録 719383 「非常用貯水槽」L3-620AB				

他のDタームとの関係(付与しない意匠)

#### 分類付与運用メモ(付与優先順位、懸案事項など)

# このDタームと複数付与しないDターム 記号 Dタームの名称 左記Dタームを複数組み合わせた意匠にはた。 AA 直方体型 を付与する。 過去に分類した物品の名称 過去に分類した物品の名称

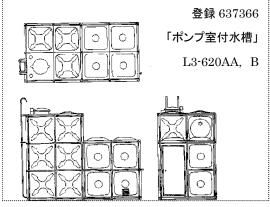
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L	3-620	В		ペネル集合体型

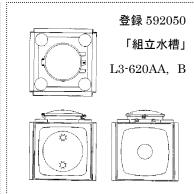
対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	*		分類の名称 または 移行した物品
L3-620	_	高置水槽等	
参考分類•参考物品	H		
分類記号			分類の名称 または 物品の名称

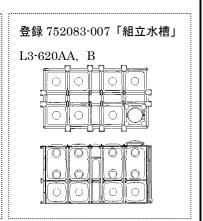
#### 定義(図例必須)

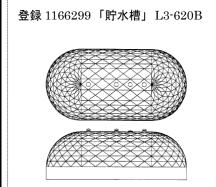
#### パネル集合体型

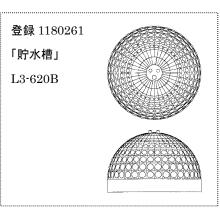
… 周縁に接合部分を形成した扁平なパネル、または成形したパネルを複数個組み合わせて形成した 水槽、タンク。

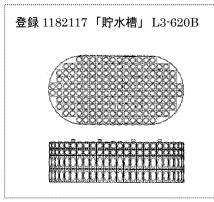


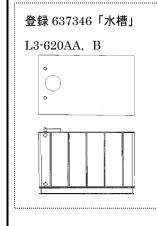




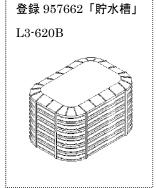


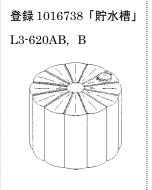












他のD <sup>4</sup>	タームとの関係(付与し	ない意匠)		
分类	頃付与運用メモ(付与個	憂先順位、懸案事項など	)	
$=\sigma$	Dタームと複数付与し	ないDターム		
記号		Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせ
				た意匠には を付与する。
				2113700
過去	に分類した物品の名	称		
ı				

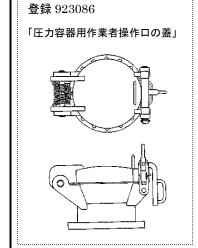
	意匠分類記号		意匠分類の名称
L	L3-6290		置水槽等部品及び付属品

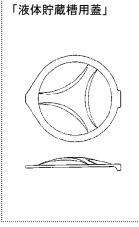
対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」					
旧意匠分類記号	*	※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-6290	全	高置水槽等部品及び付属品					
参考分類•参考物品	A						
分類記号		分類の名称 または 物品の名称					
再掲載指示							
分類記号		分類の名称 または 物品の名称					
この分類に含まれる	物品						
高置水槽用置台		高置水槽用ふた高置水槽用取付け支持具					
水槽用接続固定具		水槽用補強具					
定義		·					

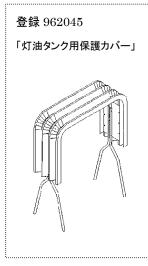
#### **定**義

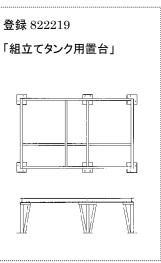
屋外に設置される水槽、高置水槽用の部品及び付属品(設置用水単位板を除く)。

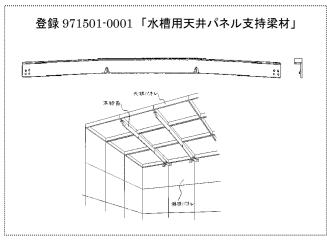
登録 601406

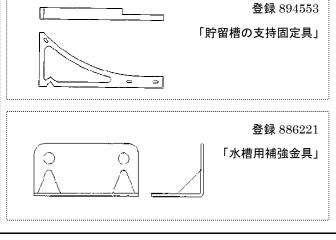












他の意匠分類との関係(含ま	れない物品、恵匠)		
分類付与運用メモ (付与	-優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名	称		

意匠分類記号意匠分類の名称L3-6291高置水槽用パネル

対応する旧意匠分類	舌	₩ <i>₩</i> ₩₩		1 + 46 仁	г.	
旧意匠分類記号		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」				
L3-6291	全					
20 0201	エ   同世小伯州バイバル					
参考分類•参考物品	<u> </u>					
分類記号	<u></u>	4	対類の名称 または	物品	の名称	
77 ARIO 7			TARES EN OVICION	INJER	10× H 10	
再掲載指示						
分類記号		4	対類の名称 または	物品	の名称	
777772			7,4 7 111 6 141	172111		
この分類に含まれる	物品					
高置水槽用パネル		高置水槽用屋机	艮板	高置	水槽用コーナーパネル	
高置水槽用底板					• •	
定義						
屋外に設置される水槽	、高置水	(槽の外壁を構成す	るための各種部位	の単位	立体のパネル(一壁板)。	
				1	74 N	
登録 898720		登録 899971	登録 9576	344	登録 696328 「タンク組立単位板」	
「タンク組立用単位板」	[7]	〈槽用コーナーパネル」	「貯水槽の屋	根」		
				\		
				7 1	登録 968881 「貯水槽の屋根材」	
				1	登録 908881「灯小僧の座仮例」	
				200		
	<b>E</b>	<del></del>				
他の意匠分類との関係	(含まれ	ない物品、意匠)				
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)						
温土に公器した場に	ロのタチ					
過去に分類した物品	ロの石が			1		

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L;	3-6291	AA	正	方形

	対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」								
	匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品							
L3-6	291	_	一 高置水槽用パネル						
	f分類·参考物品	1							
<del>5.</del>	}類記号		5.	}類の名称 または 物	品の名称	<u>r</u>			
	囊(図例必須)								
	E方形								
	·全体形状がほ	ぼ扁平	正方形状のパネル。						
登録 11	119690	<i>7</i> 4.	禄 924309	登録 1059468		登録 750477			
					_				
「貯蔵権	曹組立用単位板」	ſģ	ンク用単位板」	「貯蔵槽組立用単位	扳」	「組立水槽用鉄パネル」			
					n I				
					/				
					H				
他の口名	マームとの関係(	付与し	<u>ない</u> 意匠)						
		13 7 0	O. 10 (EL)						
分类	頭付与運用メモ	(付与	憂先順位、懸案事項	[など)					
$-\sigma$	Dタームと複数	付与し	ないDターム						
記号	一 一 一 一 区 数								
	巨士以								
AB	長方形			た意匠には を付与する。					
					-	でい <del>けり</del> の。			
<b>1</b>	· / - / \	1 A A T	<del>-</del>						
- 過去	に分類した物品	が名材	ļ\	T					

	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L;	3-6291	AB	長方形	

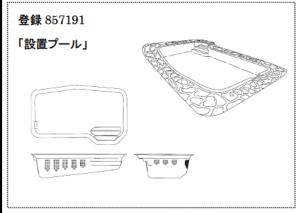
対応	対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」								
	匠分類記号	※ 分類の名称 または 移行した物品							
L3-6		一 高置水槽用パネル							
参考	参考分類・参考物品								
5	}類記号		-	分類の名称 または	物品の名称				
定	義(図例必須)								
	長方形								
	・扁平長方形の	パネル							
登録 7	10915	各	录 684706	登録 1110518-003	登録 1148225				
「タンク	組立用単位板」	14	ンク組立用単位板」	「貯水槽用側板」	「貯水槽側板材」				
	<del>-  </del>								
					<u> </u>				
H									
	U ]				У				
			The state of the s						
			Winner Control of the						
<b> </b>									
他のDタ	タームとの関係(	付与した	よい意匠)						
分类	<b>頁付与運用メモ</b>	(付与	憂先順位、懸案事項	頃など)					
$-\sigma$	Dタームと複数	付与した	コンDターム						
記号	一	ייט ני ני,	Dタームの名称		左記Dタームを複数組み合わせ				
	正方形		レダームの名称		左記Dダームを複数組み合わせ た意匠には				
AA	<b>上刀形</b>			/に息近には を付与する。					
<u>'</u> '⊞ +	<u> </u> - / ーノ <b>\米</b> 古し ナュル <del>/</del> /- ロ	ハタザ	<u> </u>						
- 迎去	に分類した物品	1の名例	1	1					

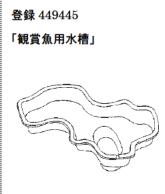
	意匠分類記号	Dターム記号		Dタームの名称
L;	3-6291	В		[検口付き

対応する旧意匠分	類		※移行方法…全部	移行「全」、一部物品を移行「一	-]		
旧意匠分類記号							
L3-6291	-	高置水槽用	月パネル				
4 7 N 1 4 7 1 1 1	<u> </u>						
参考分類•参考物品 分類記号	ī <u>ā</u> 		八粒の夕折	または 物品の名称			
刀規記号			カ規の石物	または 初回の石林			
定義(図例必須)							
点検口付き							
…扁平形状のバ	パネルのど	こかに点検	に口があるもの。				
	登録(	378340		登録 678110	登録 1017795		
	「組立水村	曹用蓋」		「貯水槽用蓋受枠」	「タンク組立用単位板」		
	L3-6291	AA. B		L3-6291AA, B	L3-6291AA, B		
	20 020	,		20 020 1121, 2	10 020 1111, 1		
				***			
他のDタームとの関係(付与しない意匠)							
	(11.5.0.0)	, , , , , , ,					
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)							
このDタームと複数付与しないDターム							
記号		Dタームの	2名称	左記Dタ	一ムを複数組み合わせ		
				た意匠に			
					を付与する。		
過去に分類した物品	品の名称			ı			

	意匠分類記号		意匠分類の名称
L3-630		設	置池及び設置プール

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」							
旧意匠分類記号	*	※ 分類の名称 または 移行した物品					
L3-630	全	全 設置池、設置プール					
参考分類·参考物	딞						
分類記号		分类	頁の名称 または	物品の	名称		
再掲載指示							
分類記号		分类	頁の名称 または	物品の	名称		
この分類に含まれ	る物品						
設置池		設置プール					
定義							
屋外に固定設置される設置形式の池及びプール。							
登録 857191		登	録 449445		登録 710905		
■ 「設置プール」							







他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 遊戯用水槽はE2-62。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-639	設置池及び設置プール部品及び付属品

	<b>业</b> 本	water-to-to-A	+		L	
対応する旧意匠分類						
旧意匠分類記号 L3-639	<u>**</u>	設置池及び設置プー				二十分日日
	_	設直池及び設直ノー	一ル市品	は及びりほ	ÄÄ	
参考分類•参考物品	Ä	/ \ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	T = = T		#	·L
分類記号		<u> </u>	側の名材	下または	物品の名	<u> </u>
再掲載指示	,					
分類記号		<b>分</b> 類	真の名称	下または	物品の名称	<b>尔</b>
この分類に含まれる	5物品					
プール用セグメント		プール用スタートク	ブリップ		組立てプー	-ル用側壁パネル
プール用床		プール用コースロ-	ープフッ	ク	プール用ス	タート台
定義						
屋外に設置形式の池、	プールの	D部品及び付属品。				
		登録 820799	. NISS 3000	Ton Fee Str. 199	MARK MARK ANNO 1	登録 921317
	г-	プールフロア仕切り板」				「プールの改修用側壁パネル」
	' '					「ノールの以修用側壁ハイル」
		***P)-				
	4	[/a				
	4					
	,,					
·		······································				
		登録 672592	-		_	登録 1034434
	0 0	「プール用床」		4 4		「プール用スタートグリップ」
				<u> </u>		7-6829-16
原衛			_	<del></del>		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
登録 89	9135	<u> </u>	1		_	
		登録 679465		登録 47031	9	登録 716754
「プール用スター		「プール用コースロープフッ	ク」	「プールの排	水口用	「プール用ラダーハンドル」
				吸込防止口具」		
				1.00	=	
• •	(a) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	7	16			
	<b>=</b>			48	A A	
P I T TT	$\mathcal{I}_i \parallel$			//		
	_					
<b>小。本屋八塘上。</b>	 - / A <del></del>	44LD +=\	! (			!
他の意匠分類との関係	*(含まれ	ない物品、意匠)				

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

	分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)					
<u></u>						
	過去に分類した物品の名称					

	意匠分類記号	·	意匠分類の名称
L	3-70	内	]装

対応する旧意匠分割	類	※移行方法…全部移行「全」、一部物品	品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 また	とは 移行した物品			
参考分類·参考物品	1 P					
分類記号		分類の名称 または	物品の名称			
L3-2000	建物					
L3-21	住宅					
L3-24	店舗					
再掲載指示						
分類記 <del>号</del>		分類の名称 または	物品の名称			
この分類に含まれる物品						
病室の内装		空港ターミナルロビーの内装	ホテルの客室の内装			
定義	•					

施設の内装のうち、下位の分類に属さないもの。

#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

複数の物品等から構成されると認められないものは、内装の意匠とは認められないため、ここに分類しない (建築物の壁面のみ等)。

建物等の内部であって、例えば意匠に係る物品の欄に「家屋」と記載されたものなど、意匠に係る物品の欄に「~の内装」又は「~用内装」との記載がないものはここに分類せず、それぞれの用途・機能に応じた建物等に分類する。用途・機能が特定されない建物等の内部であってその建物の外観が開示されないものは、L3-0に分類する。

## 分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

意匠に係る物品の欄に「~の内装」又は「~用内装」と記載されたものをここに分類する。 ホテルのロビーにカフェが併設されている場合など、一の空間において複合的な用途を持つ内装は、施設 自体の用途に従って分類を付与する(この場合はホテルの一空間の内装としてL3-70を付与する)。 複数の用途を有する内装は、主な用途及び全体に占める空間の割合を考慮して分類する。

過去に分類した物品の名称			

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-71	事務所又は教育施設の内装

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
旧意匠分類記号	*	分類の名称 また	よは 移行した物品
参考分類・参考物は	<u> </u>		
	1 <u>p</u> T	1) YE & D.Th	44 C 0 A Th
分類記号		分類の名称 または	物品の名称
L3-2000	建物		
再掲載指示			
分類記 <del>号</del>		分類の名称 または	物品の名称
この分類に含まれん	<u>」</u> ス-栃-ロ		
10.000		<b>北</b> 中の七壮	回事中の七生
オフィスの執務室の内	<b>装</b>	教室の内装	図書室の内装
定義			
事務所又は教育施設の	の内装を分	類する。	
			L-714 > 1, 4-1 , 4
		このられないものは、内装の息圧とは	は認められないため、ここに分類しない
(建築物の壁面のみ等)。			
建物等の内部であって	∑、例えば意	『匠に係る物品の欄に「家屋」と記載	されたものなど、意匠に係る物品の欄
┃ に「~の内装」又は「~用内装」との記載がないものはここに分類せず、それぞれの用途・機能に応じた建物			
等に分類する。用途・機能が特定されない建物等の内部であってその建物の外観が開示されないものは、L			
3-0に分類する。			
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
→ 分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
┃ 意匠に係る物品の欄に「~の内装」又は「~用内装」と記載されたものをここに分類する。			
複数の用途を有する内装は、主な用途及び全体に占める空間の割合を考慮して分類する。			
過去に分類した物	品の名称		
オフィス空間のショー		オフィスの休憩室の内装	職員室の内装
内状	,, 40)	つ 2 1 八ツ 附心王ツ/ 1 夜	TWRIVIIA

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-72	住宅の内装

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行			を移行「一」
旧意匠分類記号	*	分類の名称 また	は 移行した物品
参考分類•参考物品	A		
分類記号		分類の名称 または	物品の名称
L3-21	住宅		
再掲載指示			
分類記号		分類の名称 または	物品の名称
この分類に含まれる物品			
住宅用リビングの内装	住宅用キッチンの内装		住宅用寝室の内装
定義			
ひょうとはよりによる			

住宅の内装を分類する。

#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

複数の物品等から構成されると認められないものは、内装の意匠とは認められないため、ここに分類しない (建築物の壁面のみ等)。

建物等の内部であって、例えば意匠に係る物品の欄に「家屋」と記載されたものなど、意匠に係る物品の欄に「~の内装」又は「~用内装」との記載がないものはここに分類せず、それぞれの用途・機能に応じた建物等に分類する。用途・機能が特定されない建物等の内部であってその建物の外観が開示されないものは、L3-0に分類する。

#### 分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

意匠に係る物品の欄に「~の内装」又は「~用内装」と記載されたものをここに分類する。 複数の用途を有する内装は、主な用途及び全体に占める空間の割合を考慮して分類する。

	過去に分類した物品の名称			
-	マンション共用部の内装			

意匠分類記号	意匠分類の名称
L3-73	店舗の内装

		※移行方法…全部移行「		
旧意匠分類記号	*	分類の	名称 また	とは 移行した物品
参考分類•参考物品	A			
分類記 <del>号</del>		分類の名	弥 または	物品の名称
L3-24	店舗			
再掲載指示				
分類記 <del>号</del>		分類の名	弥 または	物品の名称
この分類に含まれる物品				
レストランの内装		書店の内装		食料品店の内装
衣料品店の内装		ドラッグストアの内装		
定義	定義			
-LAB - 1 al. 1. A deer Las				

店舗の内装を分類する。

#### 他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

複数の物品等から構成されると認められないものは、内装の意匠とは認められないため、ここに分類しない (建築物の壁面のみ等)。

建物等の内部であって、例えば意匠に係る物品の欄に「家屋」と記載されたものなど、意匠に係る物品の欄に「~の内装」又は「~用内装」との記載がないものはここに分類せず、それぞれの用途・機能に応じた建物等に分類する。用途・機能が特定されない建物等の内部であってその建物の外観が開示されないものは、L3-0に分類する。

#### 分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

意匠に係る物品の欄に「~の内装」又は「~用内装」と記載されたものをここに分類する。 複数の用途を有する内装は、主な用途及び全体に占める空間の割合を考慮して分類する。

過:	過去に分類した物品の名称			
回転寿	<b>計司店の内装</b>			